

# 揖斐川町都市計画マスタープラン 報告書

令和2年3月

揖斐川町



# 目 次

## 第1章 都市計画マスタープランとは

第1節 策定の背景と目的	3
第2節 都市計画マスタープランの対象区域	3
第3節 都市計画マスタープランの計画期間	3
第4節 都市計画マスタープランの位置づけ	4
第5節 都市計画マスタープランの役割と構成	5
1. 都市計画マスタープランの役割	5
2. 都市計画マスタープランの構成	5

## 第2章 まちづくりの現況と課題

第1節 広域的条件	9
1. 社会情勢の変化	9
2. 位置・地勢	10
3. 都市計画の概況	11
第2節 上位・関連計画	12
1. 揖斐川町第2次総合計画	12
2. 揖斐都市計画区域マスタープラン	15
3. 揖斐川町人口ビジョン	19
4. 揖斐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略	21
第3節 揖斐川町の現況と課題	25
1. 人口・世帯	25
2. 産業	28
3. 土地・建物利用	33
4. 都市施設の状況	46
5. 市街化動向	48
6. 交通体系	50
7. 災害の危険性	54
8. 財政力指数	55
9. 住民意向調査	56
第4節 まちづくりの特性と課題	64

## 第3章 全体構想

第1節 まちづくりの基本理念と基本目標	69
1. 基本理念	69
2. 将来都市像	70
3. 基本目標	71
4. 将来都市構造	73
第2節 将来像実現のための主要課題	76
第3節 都市整備の方針	77
1. 土地利用の方針	77
2. 都市施設等の整備方針	80
3. 都市防災・防犯の方針	85
4. 都市環境形成の方針	85
5. コンパクトで機能的なまちづくりの方針	85

## 第4章 地域別構想とその実現に向けて

第1節 地域設定	89
1. 地域設定	89
2. 地域の特性	91
3. 地域別構想の課題と整備方策	94
第2節 地域別まちづくり方針と整備方策	97
1. 揖斐地域	97
2. 大和地域	103
3. 北方地域	109
4. 清水地域	113
5. 脛永地域	117
6. 小島地域	121
7. 谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域	127
第3節 実現化に向けた取組・体制	130
1. 基本的な考え方	130
2. まちづくりの推進体制	131
第4節 都市計画マスタープランの進行・管理	134
1. 各事業等の進行管理と評価	134
2. 都市計画マスタープランの見直し	135

## 巻末資料

用語の解説	139
-------	-----

# 第 1 章 都市計画マスタープランとは



## 第1節 策定の背景と目的

平成4年（1992）に都市計画法が改正されたことにより、市町村自らが都市計画において主導的な役割を果たし、地域の特性や住民の意見に配慮したまちづくりを可能とする「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、都市計画マスタープランという）」（都市計画法第18条の2）が創設され、平成10年（1998）に、隣接する「大野町」「池田町」と併せて揖斐3町都市計画マスタープランが策定されました。

そして、都市計画マスタープランの基本理念である「水と緑に抱かれた新郷土文化圏の形成をめざし、音色豊かなトライアングル（健康・夢・愛）都市の建設」を目指したまちづくりを進めてきた結果、広域斎場や下水処理場、都市計画道路などの計画、実施に至り、大きな成果があったと考えられます。

しかし、計画策定から20年以上が経過し、町を取り巻く環境は、急速な人口減少や市町村合併、産業構造の変化、住民主体の取組みの活発化など、計画策定当初とは大きく変化しています。

そのため、このような変化に対応し、揖斐川町で豊かに暮らし、いきいきと働き続けるためには、新たな都市像を明確にするとともに、総合的で体系的な施策の展開を図ることが重要となります。また、地域社会への関心を高め、住民や事業者など多様な主体の力を結集し、協働でまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

このような局面に対し、揖斐川町の目指す魅力的なまちづくりをさらに展開すべく、住民・事業者等の参加のもとで、新たな計画的なまちづくりを進めることを目的としたものが、揖斐川町都市計画マスタープランです。

## 第2節 都市計画マスタープランの対象区域

揖斐川町では、平成7年（1995）4月に、隣接する「大野町」「池田町」と併せて「揖斐都市計画区域」を指定しており、本計画の対象区域を揖斐川町内における都市計画区域全域とします。

【揖斐川町都市計画マスタープランの対象区域】

都市計画区域

## 第3節 都市計画マスタープランの計画期間

計画期間は、今後20年間を見据えるなかで、令和2年度（2020）を基準として令和20年度（2038）までの概ね20年間とします。ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【揖斐川町都市計画マスタープランの目標年次】

令和20年度（2038）

## 第4節 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき策定するものです。策定にあたっては、町政全般の目標や施策を定めた「揖斐川町第2次総合計画」、及び「揖斐都市計画区域マスタープラン」に即すものとし、まちづくりに関する具体的な方針を示すものです。

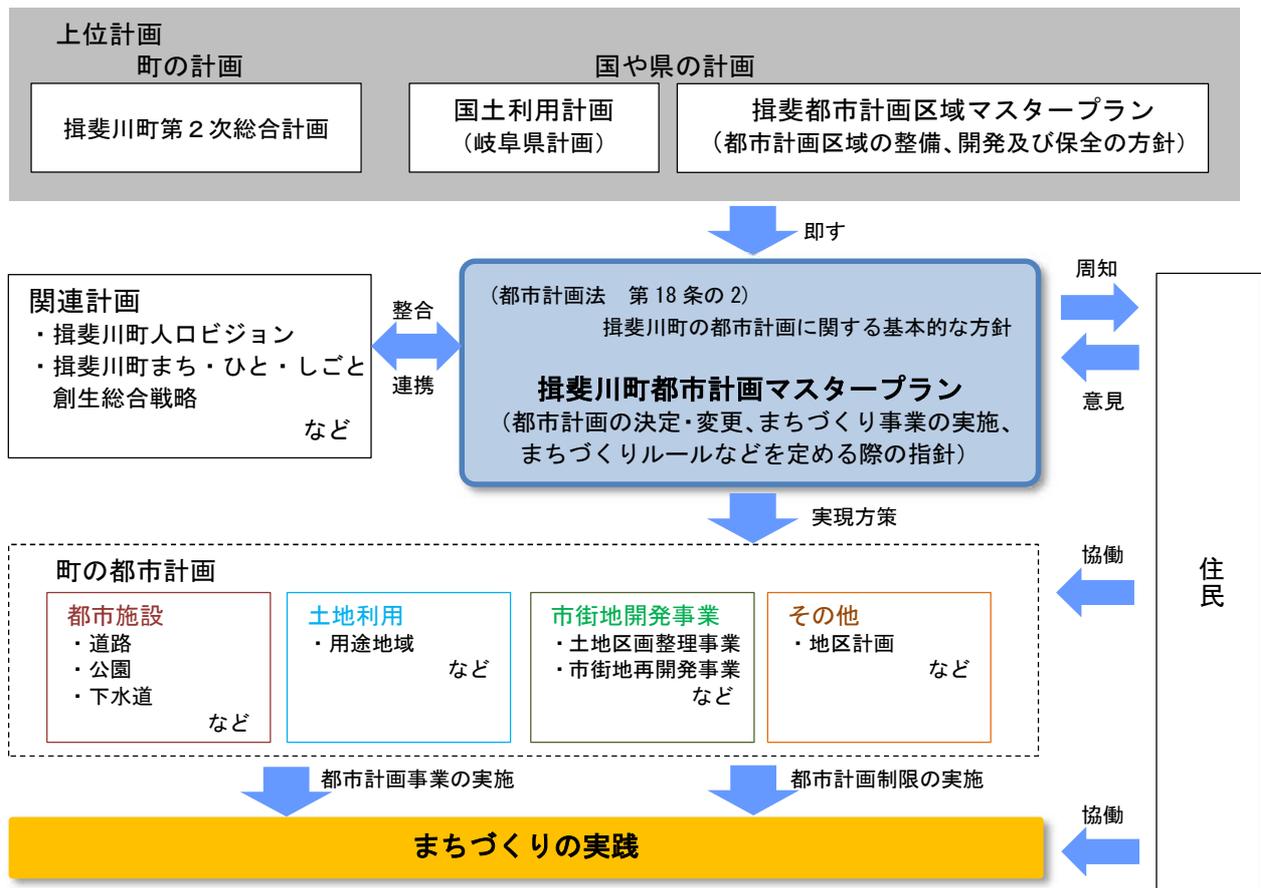


図 1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

## 第5節 都市計画マスタープランの役割と構成

### 1. 都市計画マスタープランの役割

#### ① 都市計画に関する総合的な指針

本計画は、「揖斐川町第2次総合計画」に即し、都市計画に関する部分を補完・充実し、実現を図るための計画であり、都市計画に関する揖斐川町の諸計画・事業を誘導する総合的な指針です。

#### ② 都市計画に関する各種計画策定等の指針

本計画は、都市計画に関する施策における、中長期的視点に立った事業計画及びその財政計画、各年度の予算編成、実施計画の策定の指針となります。

#### ③ 施策の方向性を明らかにし、規制・誘導の効果を導く指針

本計画は、様々なまちづくりに関わる行為等に対し、町の取組み方、施策の方向、今後の進め方等を対外的に明らかにすることで、行政と住民等との協働作業をより円滑に推進するとともに、事実上の規制・誘導の効果を導く役割を担います。

### 2. 都市計画マスタープランの構成

揖斐川町都市計画マスタープランの構成は、「全体構想」と「地域別構想とその実現に向けて」の2つからなります。「全体構想」では、都市全体の将来ビジョンや土地利用、都市施設などのあり方を定めます。「地域別構想とその実現に向けて」では、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容・方策、実現化に向けた取組みなどを定めます。

#### 全体構想

1. まちづくりの基本理念と基本目標
2. 将来像実現のための主要課題
3. 都市整備の方針
  - 土地利用の方針、都市施設等の整備方針、都市防災・防犯の方針、都市環境形成の方針、コンパクトで機能的なまちづくりの方針

#### 地域別構想とその実現に向けて

1. 地域設定
  - 地域設定、地域の特性、地域別構想の課題と整備方策
2. 地域別まちづくり方針と整備方策
3. 実現化に向けた取組・体制
4. 都市計画マスタープランの進行・管理

図 1-2 都市計画マスタープランの構成



## 第2章 まちづくりの現況と課題



## 第1節 広域的条件

### 1. 社会情勢の変化

都市計画を取り巻く環境は、人口減少や高齢化等が進展する中であって大きく変化しています。社会情勢が大きく変化していることを踏まえて、次のような視点を重視し、都市計画マスタープランの策定を行います。

#### ①人口減少・少子高齢化の進展

内閣府の発表によると、日本の人口は、平成20年（2008）の1億2,808万人をピークに減少し始め、平成30年（2018）には1億2,644万人となりピークから約160万人減少しました。同時に、高齢化も急速に進んでおり、65歳以上が人口に占める割合を示す高齢化率は、昭和59年（1984）は約10%でしたが、平成30年（2018）には約28%に上昇しています。このようにわが国は、全国的に人口減少や本格的な少子高齢社会が到来しており、人口減少や超高齢社会の進展により、買い物や病院への通院が困難な高齢者等の増加や空き家の増加などの課題が発生しています。

#### ②地球環境問題への対応

近年、CO<sub>2</sub>の排出等による地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、身近な自然環境の悪化など、環境に係わる問題が深刻化しています。

循環型社会・低炭素社会の実現に向けた取組みを進めるとともに、豊かな自然環境、景観、地域資源を継承するなど、環境を重視したまちづくりを進める必要があります。

#### ③安全・安心意識の高まり

平成23年（2011）に発生した東日本大震災や平成30年（2018）に発生した西日本での豪雨災害、令和元年（2019）に発生した台風による風害、水害を契機に、防災への備えに対する人々の関心が大きく高まっています。まちづくりにおいても、このような過去の災害の経験を活かした、災害に強いまちづくりを目指すことが重要です。

また、大規模災害時にどのような被害が発生しても対応できるよう、平時から復興に資するソフト的な対策を事前に準備しておく必要があります。

#### ④集約型都市構造の形成

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者等が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが求められています。

このため、平成26年（2014）8月に都市再生特別措置法の一部改正法、11月に地域公共交通活性化再生法の一部改正法がそれぞれ施行され、生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、集約する制度や、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが求められるようになりました。

都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図ることが重要です。

### ⑤行財政を取り巻く厳しい状況と公共施設の修繕・更新時期の到来

人口減少と生産年齢人口の減少により住民税の税収が減少し、財源確保が厳しくなることが予想されています。その一方、高度成長期に整備した公共建築物や、都市基盤施設等の公共施設が耐用年数を経過し、一斉に更新時期を迎えつつあります。

今後の公共施設の維持管理対策や町民の利便性が高まる施設機能の再編・再配置、既存ストックの活用等による公共施設の見直しが必要となっています。

## 2. 位置・地勢

揖斐川町は、岐阜県の最西部に位置し、南は不破郡垂井町、関ヶ原町、揖斐郡池田町、大野町、東は本巣市、北は福井県、西は滋賀県と接しています。町域は、東西に約20km、南北に約35kmで南北に長い長方形を成し、総面積は803.44 km<sup>2</sup>を有します。町の南に養老鉄道養老線の揖斐駅が位置しており、揖斐駅から養老鉄道養老線にて大垣駅まで約25分、大垣駅からJR東海道本線にて名古屋駅まで約30分の距離に位置しています。また、広域幹線道路として国道417号と国道303号が通っており、町役場からは国道417号を経由して、名神高速道路大垣インターチェンジ及び関ヶ原インターチェンジまで約40分、国道303号を経由すると岐阜市まで約40分の距離に位置しています。

広域的な立地条件から見ると、清流と山々の緑に育まれた豊かな自然と、地域に受け継がれている歴史や伝統文化、多彩な観光資源や交流イベントなどが大きな魅力となっている町です。また、将来、東海環状自動車道の開通により、県境に位置づく地勢的優位性を活かした新たな観光振興が求められている町です。

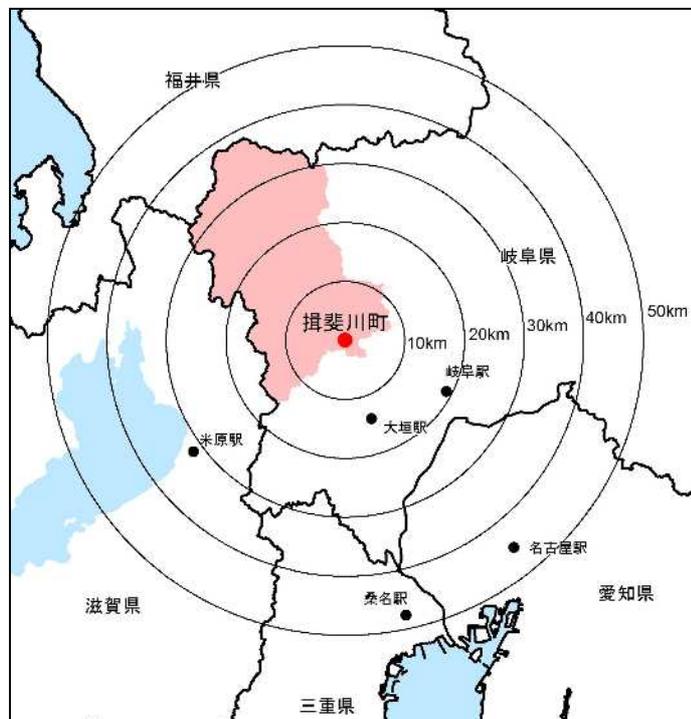


図 2-1 位置図

### 3. 都市計画の概況

平成7（1995）年4月に、隣接する「大野町」「池田町」と併せて「揖斐都市計画区域」が指定され、揖斐川町の一部が都市計画区域に指定されました。

平成16年（2004）1月には、白地地域（用途地域が指定されていない地域）の形態規制が指定され、平成26年（2014）4月には、用途地域が指定されています。

揖斐川両岸の平野部には、農業振興地域（町全域で5,516ha）が指定されており、農地のほとんどが建築行為等を行う場合に農振除外、農地転用許可が必要な農用地区域（町全域で1,540ha）に指定されています。

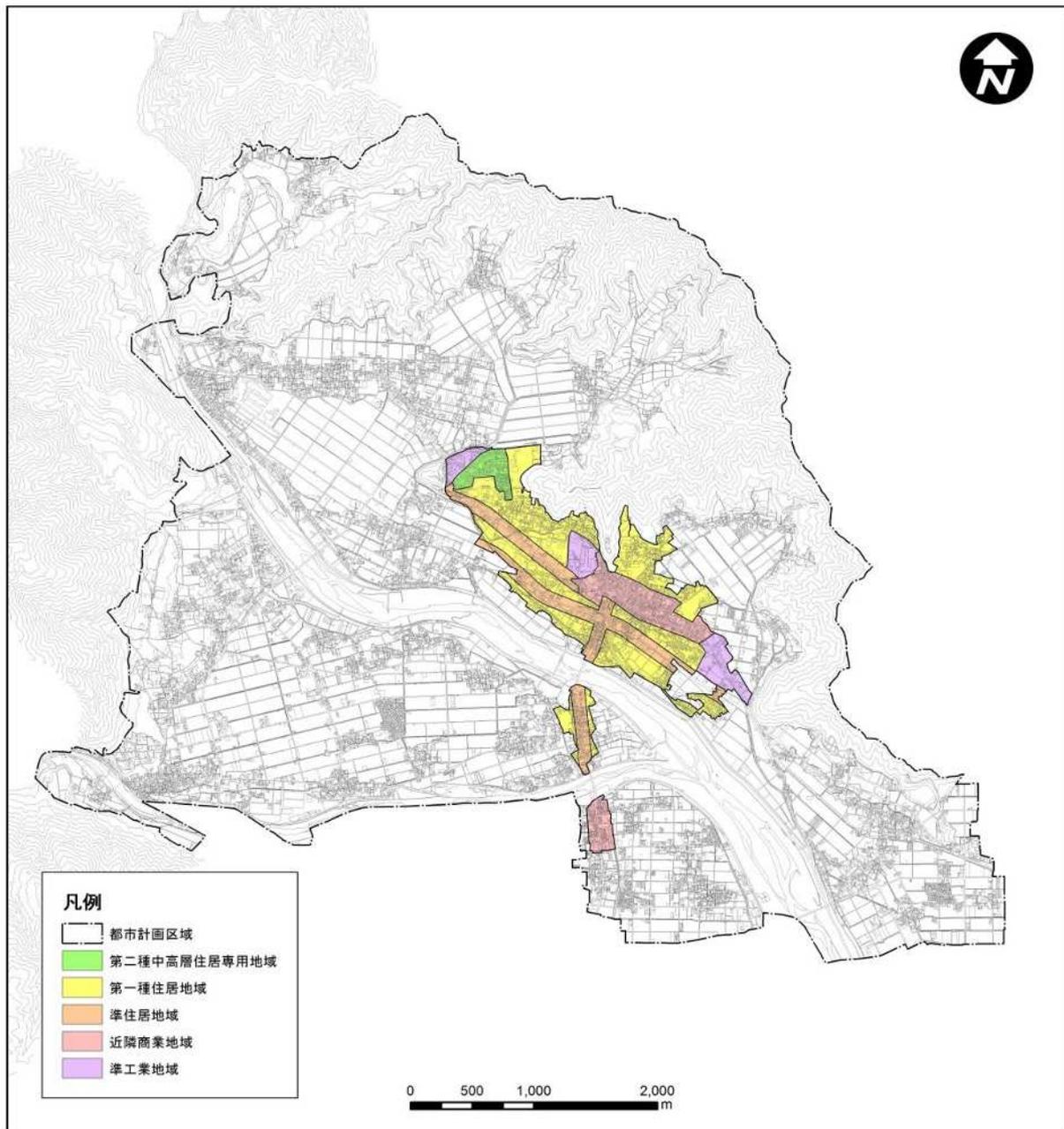


図2-2 用途地域図

## 第2節 上位・関連計画

### 1. 揖斐川町第2次総合計画

#### ① 策定年

平成28年（2016）3月

#### ② 計画期間

平成28年度（2016）～令和7年度（2025）

#### ③ 揖斐川町の目指す将来像

### 「自然健幸のまち いびがわ」

揖斐川町に暮らすわたしたち一人ひとりが、  
地域の課題解決に向けてそれぞれの立場から知恵を出し、  
ともに考え、支え合い、  
自然とともに健康で幸せに暮らせるまちをみんなで創ります。

#### ④ 基本目標と主要事業

##### (1) ひとと自然が調和した活力と魅力あるまち

方針1：美しい自然環境を保全し次代に継承します

方針2：防災・減災により自然災害から住民の生命と財産を守ります

方針3：いびがわ暮らしを支える定住環境を整えます

○主要事業：森林に親しむ活動拠点の整備

地域防災力の向上

○円宅地制度の新設

移住・定住のための経済的負担軽減

地域振興券交付事業

道路ネットワークの充実

公共施設マネジメントの推進 など

##### (2) 安心な暮らしをみんなで支えるまち

方針4：住民の健康寿命を延伸します

方針5：高齢者・障がい者等の安心な暮らしを確保します

方針6：安心して楽しく子育てができる地域社会をつくります

○主要事業：町民の健康づくりの推進

認知症への対策

保健センターの整備

地域福祉を支えるボランティアの育成

高齢者の社会参加の促進

結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援

「森のようちえん」の取組み支援 など

### (3) 豊かな人間性と郷土愛を育むまち

方針7：豊かな心と確かな学力をもった児童・生徒を育てます

方針8：元気で楽しく活動する住民文化を高めます

方針9：町内外の多様な交流を創出し共生社会を実現します

○主要事業：児童・生徒や保護者に対する相談体制の充実

スクールバスの運行

スポーツイベントの開催・充実

「森のこうみんかん」事業の推進

地域交流センターの活用

国内外の交流を通じた教育の推進

男女共同参画社会の推進 など

### (4) 調和と創造でデザインするまち

方針10：地域資源を活かした観光交流を活性化します

方針11：農林業を再生し活力を取り戻します

方針12：経済活動を活性化し雇用を増やします

○主要事業：観光拠点整備

各種媒体を有効活用したPRの促進

わさび田整備事業

ふるさとの森づくり条例の推進

事業者間連携による産業の振興

新たな産業の誘致・創出

## ⑤ 土地利用構想

### (1) 土地利用の基本方針

○広大な町域全体の調和とバランスのもと、それぞれの地域の特性を十分に活かした土地利用を図ります。

○水と緑に恵まれた豊かな自然環境を大切に守り育て、これと共生する土地利用を図ります。

○広域交通網へのアクセス性の向上や地域内交通網の充実を図り、活発な交流を生み出す土地利用を図ります。

○子どもから高齢者まで、だれもが愛着を持って住み続けられる安心、安全、快適な定住環境を形成する土地利用を図ります。

### (2) 土地利用の方向性

○魅力的な市街地や自然環境と共生する場の創出（まちづくり）

町全体の都市的機能が集積する中心市街地は、中核拠点として交通インフラの整備を行い、人、情報、企業、モノなどが活発に交流する地域として、都市的な生活利便性の

高いまちづくりを目指します。また、揖斐川町の豊かで魅力ある自然環境と共生するための新たな場（市街地と自然環境をつなぐ場、町内外の交流の場）の創出を進めます。

○自然環境と共生した地域集落の保全と再整備（まちのこし）

豊かな清流と森林や農地などに恵まれた自然環境がもたらす潤いのある里山エリアでの暮らしについて、各エリアごとの特徴を活かして生活圏を再整備し、小さな拠点を形成して将来にわたってのこしていきます。

## 2. 揖斐都市計画区域マスタープラン

### ① 策定年

平成23年（2011）1月

※揖斐都市計画区域マスタープランは令和2年度中に改定予定。

### ② 計画の対象範囲

揖斐都市計画区域（揖斐川町、大野町、池田町）

### ③ 都市計画の目標

**【基本理念】：水と緑に抱<sup>いだ</sup>かれた新郷土文化圏の形成を目指し  
音色豊<sup>な</sup>かなトライアングル（健康・ロマン・つながり）都市の建設**

テーマ1：水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり

- ・緑豊かな自然と美しい水の活用
- ・水と緑を媒介に人間をも含む動植物が共生

テーマ2：健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・保健医療体制や都市防災等に配慮した建築物、交通施設、公園等の施設整備

テーマ3：快適、便利、機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり

- ・都市施設等の整備の推進、新たな施設の都市計画決定
- ・混在用途の解消による、土地の合理的利用

テーマ4：活力と豊かな暮らしのあるまちづくり

- ・（都）東海環状自動車道を骨格に活力ある地域産業の創造
- ・岐阜、福井、滋賀の都市間交流都市として揖斐川文化圏の形成

テーマ5：住民参加・協働によるまちづくり

- ・自治組織やボランティア団体、NPOなどの自主的な市民団体への支援、組織の充実

### ④ 地域ごとの市街地像（まちづくりのイメージ）

#### (1) 商業地域…「活力ある商業の振興を図る地域」

- ・養老鉄道の主要駅周辺や幹線道路沿いで、商業施設が立地する地域であり、商業・業務施設を中心に誘導します。

#### (2) 住居地域…「良好な居住環境の形成を目指す地域」

- ・人口集中地区や都市計画法施行規則第8条第2項（50ha以下の整形の区域ごとの建築物等の敷地面積が当該区域面積の1/3以上のもの）地区を中心とした商業地の周辺地域であり、将来市街化を誘導する範囲の位置をある程度想定し、農業地帯への無秩序な市街化を抑制します。地域内は、用途地域等を活用して良好な居住環境の維持及び形成を図ります。

#### (3) 工業地域…「工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域」

- ・既存の工場集積地以外に、（都）東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺、（仮称）大野町北部工業団地、（都）池田揖斐川線、（都）大野揖斐川線の周辺地域及び適地において、インターチェンジを中心とした都市計画区域内交通のネットワークを確立し、ソフトピアジャパンを核とした情報関連産業との連携強化を図り、先端産業の誘致を中心に活力ある地域産業の創造を目指します。

**(4) 農業集落地域…「緑豊かなゆとりある住環境」**

- ・本区域の大部分を占める農地を含む農村集落が形成されている地域であり、優良な田園環境を保全し、農地と住宅地の調和を図ります。

**(5) 森林他…「観光・レクリエーションによる地域交流を図る地域」**

- ・森林等を活用した自然との交流地域として、公園・緑地等のレクリエーション施設の整備を推進し、自然環境との調和を図ります。

**⑤ 土地利用に関する方針**

**(1) 住居系**

- ・住宅地については、既存の住居の集積が高い各町の中心部とその周辺に一体的になるように配置し、良好な居住環境の維持及び形成に努めます。

**(2) 商業系**

- ・商業地については、各町それぞれに地域商業核を形成する方針とし、既存商業地の活性化に努めます。一方、揖斐駅周辺は公共交通機関活性化にも重要であり、養老鉄道養老線の揖斐駅、池野駅周辺を核とし、揖斐川町、大野町地内の（国）303号沿いを含め、商業地の形成を図ります。
- ・池田町地内における（都）池田岐阜線及び（都）池田揖斐川線沿道では、現在、大型商業施設が立地しており、この地区を拠点に沿道商業地の形成を図ります。
- ・将来的には、大野町地内の（都）池田岐阜線及び（都）大野揖斐川線沿道にも沿道商業地の形成を目指します。
- ・幹線道路沿道の商業地は、無秩序な商業施設の立地の抑制に努め、一定の範囲での商業地の形成を目指します。

**(3) 工業系**

- ・工業地については、（都）東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジ開設により、工場等の新たな立地の可能性が高まると予想されることから、計画的な立地を図るため、既存工業地及びその周辺に加えて、インターチェンジ周辺並びにその立地が望ましい地区に配置し、活力ある地域産業の創造を目指します。
- ・インターチェンジ周辺は、無秩序な開発を抑制するとともに、今後想定される物流施設等の立地を考慮し、特定用途制限地域による計画的な土地利用誘導などを行います。

**⑥ 都市施設の整備に関する方針**

**(1) 交通施設**

- ・都市計画道路が都市計画決定され、整備が進められていますが、より充実した道路体系の整備を図るため、新たな道路の計画を検討します。また、既に都市計画決定された道路において、未完成路線については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証し、その結果を踏まえ、路線の廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。
- ・道路は、単に自動車交通の円滑な処理機能のみでなく、都市の景観やアメニティに大きな影響を及ぼす空間であることに充分配慮して、整備を図ります。
- ・公共交通機関としての鉄道は、超高齢社会において交通弱者に対して重要な施設である

ことから、その維持に努めます。

- ・バスについては、現行路線バスの維持、コミュニティバスの現状運行の維持、新たな路線の検討等、サービスの向上に努めます。

## (2) 下水道・河川

- ・下水道：土地利用計画との整合等を図りながら、特定環境保全公共下水道事業による整備を推進します。
- ・河川：桂川、杭瀬川等では、「洪水等の水害防止」「農業用水等河川の利活用」「周辺住民の生活に潤いをもたらす環境」「自然との共生」のための整備を推進します。

## ⑦ 市街地開発事業に関する方針

- ・市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上では、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地形成に努めます。
- ・将来発生する新たな市街地需要に対しては、土地区画整理事業等の計画的かつ具体的な市街地開発事業により、良好な市街地環境の形成を目指します。

## ⑧ 自然的環境の整備又は保全に関する方針

- ・現在の豊かな自然環境を保全することと、身近な公園・広場を整備するという2つの視点より、公園、緑地等の整備に努めます。

上記の「土地利用に関する方針」及び「都市施設の整備に関する方針」について、具体的な位置やゾーンを示したものが、次ページの「揖斐都市計画区域 総括図」です。

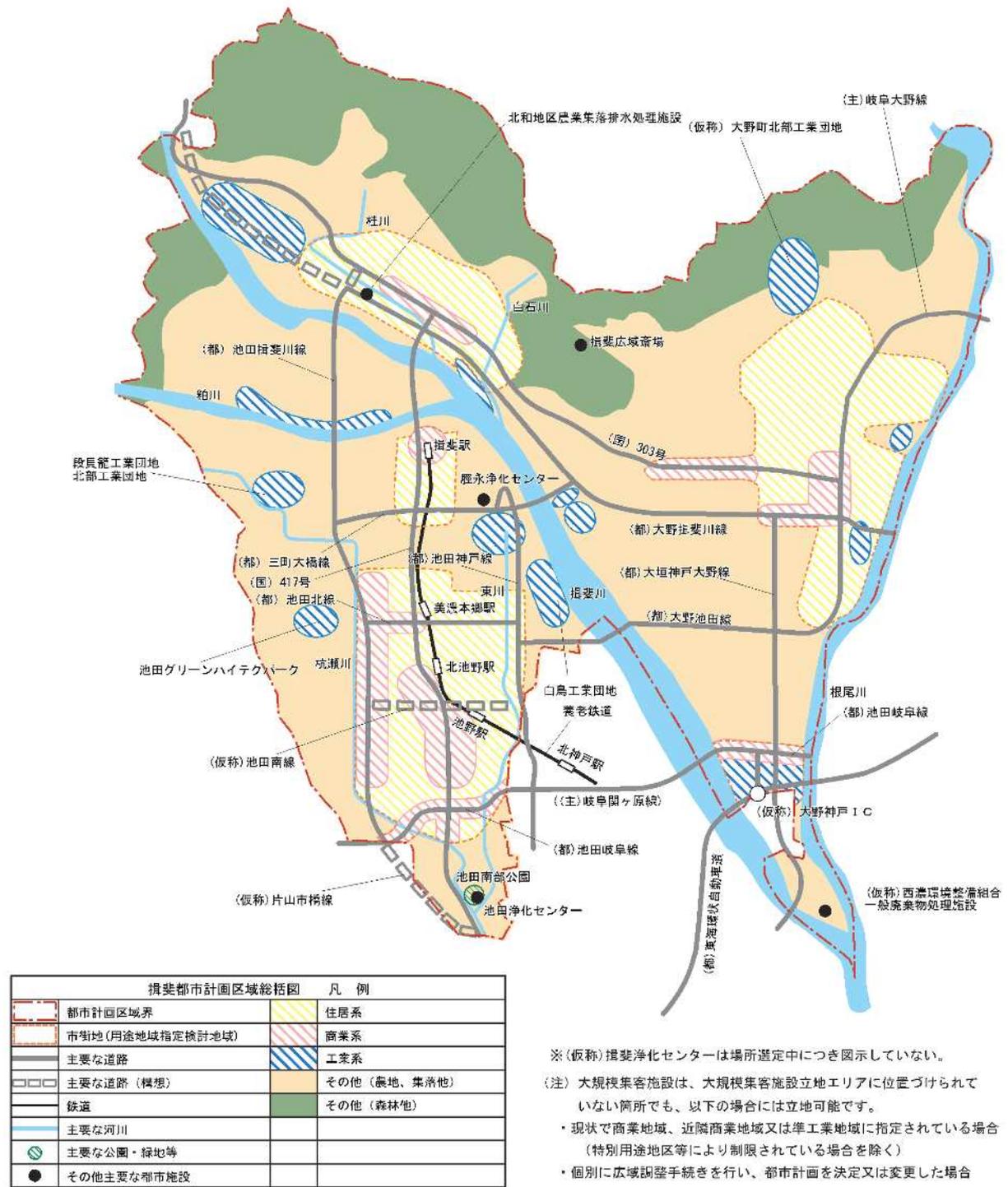


図2-3 揖斐都市計画区域 総括図

※揖斐都市計画区域マスタープランは令和2年度に改定予定です。

### 3. 揖斐川町人口ビジョン

#### ① 策定年

平成27年（2015）10月

#### ② 計画期間

令和42年（2060）まで

#### ③ 揖斐川町の人口動態

○長引く人口減少傾向

- ・揖斐川町は昭和55年（1980）の31,171人をピークに既に人口減少が始まり、平成22年（2010）には23,784人となりました。今後も人口減少がますます進む見通しです。

○自然動態

- ・平成2年（1990）に、死亡数が出生数を上回る自然減に転じ、以降自然減少数は拡大して推移しています。
- ・また、平成20年（2008）から平成24年（2012）の合計特殊出生率は1.32で、県内でも相当に低い水準となっており、少子化対策が大きな課題と言えます。

○社会減による人口減少の進行

- ・平成22年（2010）から平成26年（2014）までの直近5年間では、町からの転出超過数は年平均216.8人で、主に周辺市町へ転出しています。
- ・近年の人口移動を年代別に見ると、大学へ進学する年代の急激な転出超過に対して、就職や結婚する年代の転入は減少傾向です。この傾向は特に女性において顕著に表れていることから、若い世代が転出したまま戻らず、出産適齢期や子育て世代が減少し、自然減とも相まって人口減少の負のスパイラルに陥ることが懸念されます。

#### ④ 目指す人口の展望（将来人口の設定）

令和42年（2060）に11,500人程度を維持
--------------------------

○新しい働き方で人を呼び込む

町外から人を呼び込むには、雇用創出支援や起業支援など町で仕事ができる環境を整える必要があります。特に、揖斐川町の地域資源を活かして、これからの時代に合った新しい働き方を取り入れ、生産年齢人口のU・I・Jターンによる流入の方向性を掲げることが重要です。

○住みつづけたいと思う層を拡大する

若者やファミリー層など居住流動性の高い世代に対して訴求力のある支援を打ち出すことで、今現在揖斐川町に居住する若い世代の転出に歯止めをかけることが重要です。

○住んでみたいと思う人を創る

地域の魅力を発信し、観光体験を通じて町の印象度と好感度を向上させることで、揖斐川町に住んでみたいと思ってもらうことが重要です。

○子どもを主体とした暮らしを創る

若い世代が地域に誇りと夢を持ち、この地域で結婚し、出産し、子どもを産み育てる暮らしを支えるとともに、揖斐川町ならではの特色ある教育や養育力向上などの子育て支援策を検討し、出生率の改善を目指すことが重要です。

○高齢者が活躍できる場面を増やす・時代に合った地域を創る

今後団塊の世代が高齢者へと移行しても、健康を保ちながら積極的に社会参加し、いきいきと活躍できることが求められています。また、そうした幸せな暮らしが地域で実現できるよう、時代に合った地域の環境や基盤をつくり、互いに支え合って地域の力を高めていくことが重要です。

○広域連携による圏域の新たな魅力の創生

持続可能なまちを創っていくためには、広域的な視点も必要となります。西濃圏域の市町を戦略的パートナーとして、互いの特長や強みを活かして連携、協力し、圏域全体の魅力を高めることが重要です。

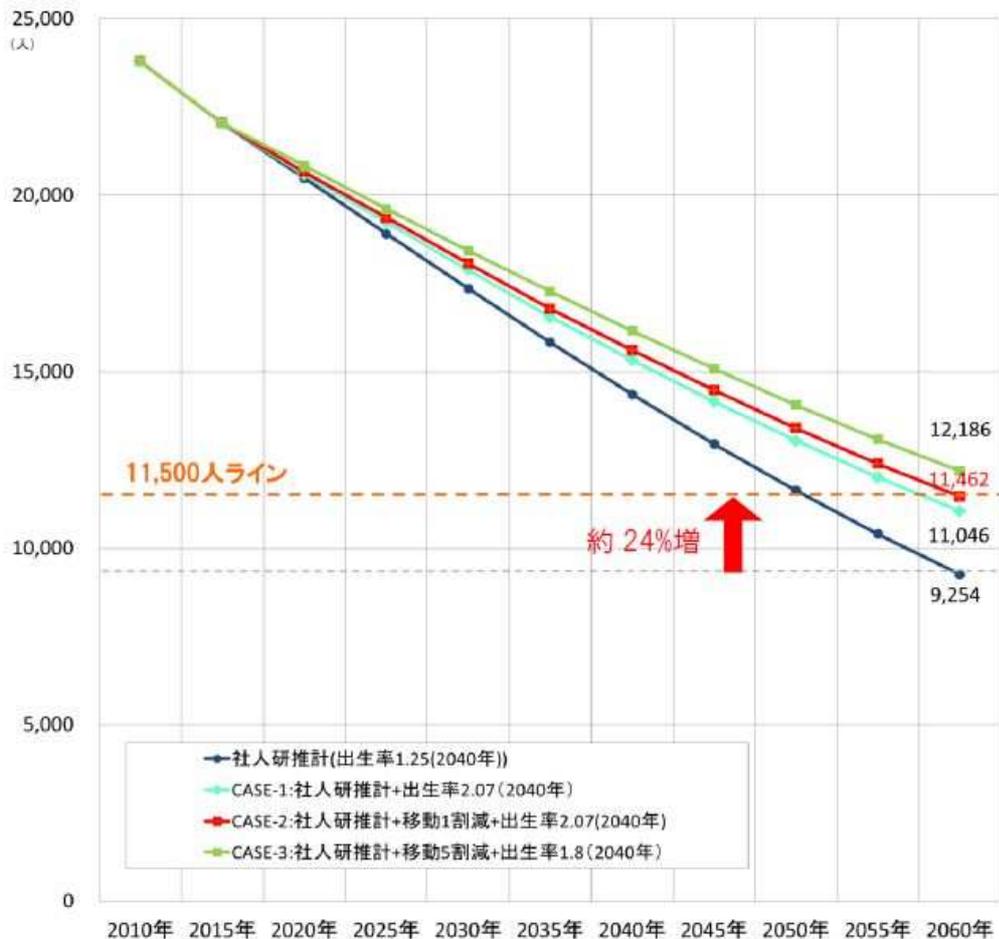


図2-4 揖斐川町の総人口の長期的な見通し

## 4. 揖斐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

### ① 策定年

平成27年（2015）10月（令和元年（2019）11月改訂）

### ② 計画期間

平成27年度（2015）から令和2年度（2020）までの6年間

### ③ 基本目標と主要施策

#### 基本目標1：「新しい働き方で人を呼び込む」

○数値目標：人口に対する町内従業者割合（基準値：40.1%→目標値：43.0%）

○主要な施策

##### ▼個業誘致「古民家オフィス・空き物件オフィス事業」

自然の景観に恵まれた環境の中、空き家物件などを活用して個業誘致したり、シェアオフィスやコワーキングスペースを提供するなど、新しい働きかたにも着目して個業を営む人を呼び込みます。

##### ▼事業者間連携による産業の振興「4機関連携産業活性化事業」

業種や産業の枠を越えて事業者がひろく連携し、それぞれの技術、ノウハウ、資金を活用して、町の産業振興のための交流事業、研修会、地域経済活性化策などの取り組みを行います。

##### ▼事業者間連携による産業の振興「プレミアム付商品券発行事業」

業種や産業の枠を越えて事業者がひろく連携し、揖斐川町のどの地域でも使いやすく利用価値の高いプレミアム付き商品券を発行し、消費を喚起するとともに地域経済の循環を促進します。

#### 基本目標2：「住みつづけたいと思う層を拡大する」

○数値目標：社会減（転出超過）の抑制（基準値：217人の超過→目標値：75人の超過）

○主要な施策

##### ▼0円宅地事業

町有地を活用して土地代0円の宅地を提供する「0円宅地」制度を新設し、住宅取得を希望する人に対し訴求力と実益の大きい事業の実施により揖斐川町に住み続ける希望を実現します。

##### ▼移住・定住のための経済的負担軽減「3世代同居・近居事業」

3世代同居率の比較的高い町の特徴と、親世代との同居率が高いほど子ども数が多い傾向を捉え、住居支援に対する3世代同居加算のほか3世代が近居することに対する奨励措置を行います。

##### ▼移住・定住のための経済的負担軽減「移住定住促進奨励金事業」

住まいに対する経済的負担を軽減するとともに、移住・定住を奨励するため、住宅の新築時や改修時の助成を行います。なお町の特性に応じた独自の制度となるよう整備し、運用していきます。

▼空き家の活用推進事業

増加する空き家を有効に利用し、定住化促進による地域維持・地域活性化のため、庁内関係部署が連携し空き家の現状を把握するとともに、活用方策について検討や調整を進めます。

▼ライフステージやライフイベントに応じた支援「地域振興券交付事業」

結婚、出産、入学、長寿など、ライフステージやライフイベントに応じて地域振興券を交付するお祝い事業により、住んでよかったと思える温かいサポートを行います。

▼東京圏からの移住支援事業

岐阜県と連携し、県が運営する東京圏在住者と県内中小企業等を対象としたマッチングサイトを活用して、町内に移住し就業・起業した方に対する支援金制度を創設し、移住による就業等や中小企業等の人材確保を促進します。

**基本目標3：「住んでみたいと思う人を創る」**

○数値目標：観光客数（基準値：195万人→目標値：198.7万人）

○主要な施策

▼観光拠点整備「まちづくり観光拠点再整備」

歴史的資源や自然資源を持つ特徴的地域をピックアップし、観光拠点としての施設整備やプログラム整備をともなう再整備を行い魅力を高め、同時に交通アクセスを確保することで、町への人の流れをつくります。

▼観光拠点整備「無料Wi-Fi設置事業」

観光客の利便性向上や外国人観光客の受け入れ拡大を図るためには、高速通信ネットワークの構築が不可欠であり、観光施設や公共施設等に無線LAN（Wi-Fi）を整備し観光拠点の魅力を向上させます。

▼各種媒体を有効活用したPRの促進「ホームページリニューアル事業」

町の情報の効果的なPRと観光客の増加を目的として、社会のICT化に対応すべく町のホームページ（観光情報ページを含む）を改修し、スマートフォン対応や多言語対応、ウェブアクセシビリティ確保などを行います。

▼各種媒体を有効活用したPRの促進「外国語版パンフレット等作成事業」

近年日本への外国人観光客が大幅に増加する中、揖斐川町の魅力を伝える外国語のパンフレット・PRビデオ等を作成するとともに、友好都市との既存の交流を基礎に、さらなる外国人観光客への情報発信や観光交流を進めます。

▼タウンプロモーションの推進「海外戦略推進事業」

訪日外国人旅行者の急激な増加を好機と捉え、町へ誘客して交流人口の増加や地域経済活性化などを図るため、庁内関係部署が連携するとともに、民間事業者とも一体となって取組みを進めます。

**基本目標4：子どもを主体とした暮らしを創る**

○数値目標：合計特殊出生率（基準値：1.32→目標値：1.50）

○主要な施策

▼結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援「第3子以降保育料無料化事業」

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育している世帯に対して、第3子以降の保育料を減免し、多子世帯の暮らしやすさを高めます。

▼結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援「第3子以降給食費支援事業」

小中学校に在籍する児童生徒が3人以上いる世帯に対して、第3子以降の給食費を減免し、多子世帯の暮らしやすさを高めます。

▼森のようちえん事業

町の豊かな森林環境に子どもたちが親しみ、学び、たくましく育っていくため、多様な学びや教育に対するニーズを捉えて「森のようちえん」や「プレーパーク」などを整備、企画、運営し特色ある教育や体験活動を推進します。

▼森のこうみんかん事業

子どもからお年寄りまでが、地域の豊かな自然環境をフィールドとして、文化活動やスポーツ活動、生涯学習活動などさまざまな活動を行いながらふれあい、学び、豊かに暮らす「森のこうみんかん」を整備、企画、実施します。

**基本目標5：高齢者が活躍できる場面を増やす・時代に合った地域を創る**

○数値目標：将来も現在の場所に住み続けたいと思う住民の割合（基準値：73.4%→目標値：90.0%）

○主要な施策

▼高齢者の社会参加の促進「高齢者の活動の場づくり事業」

高齢者が経験や能力を活かした小規模事業の経営や、事業の起業につながる活動を展開したり、地域課題に応じたまちづくり活動を行うなど、高齢者の健康でいきいきとした社会参加を推進します。

▼地域の生活拠点の活性化「小さな拠点形成のための経済循環創出と公共交通試行運行」

町内の経済循環再生や、生活圏の再生・再編、また生活交通の確保など複合的な取り組みを行い、日常生活圏を維持することができる地域の生活拠点をつくり、集落や地域を将来まで残していきます。

▼住民との協働によるまちづくり「未来センター会議事業」

地域の課題を捉え、対策の論点を整理して、地域の活力を生むためのアイデアや意見について住民と町職員がともに話し合う、住民参加型のまちづくりの会議を進めます。

▼住民との協働によるまちづくり「健幸ポイント事業」

19歳以上の住民を対象として、健診や運動教室などの健康づくりに関する事業への

参加によりポイントを付与する取り組みを進め、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指します。

**基本目標 6：広域連携による圏域の新たな魅力の創生**

○数値目標：西濃圏域における観光客数（基準値：1,477万人→目標値：1,512万人）

○主要な施策

▼広域観光の推進「国内・海外観光プロモーション事業」

国内外における西美濃の知名度向上と観光客のさらなる増加を目指し、西美濃広域観光推進協議会による事業を実施します。

## 第3節 揖斐川町の現況と課題

### 1. 人口・世帯

#### ① 総人口・世帯数

揖斐川町の人口は、高度経済成長期の山村部から都市部への人口流出により、昭和35年（1960）から昭和45年（1970）までの10年間に5,000人の減少と急激な変化を示し、昭和45年（1970）から昭和55年（1980）において微増したものの、昭和55年以降は減少傾向が続いています。近年の10年間で、平成21年（2009）から平成30年（2018）までの推移を見ても、人口、世帯数ともに一貫して減少傾向にあります。1世帯あたり人員をみても、減少傾向にあり、3.02人/世帯から2.84人/世帯へと減少しています。

平成27年（2015）10月に策定された「揖斐川町人口ビジョン」によると、今後も人口減少が続くとされ、令和42年（2060）には11,462人になり、平成30年（2018）の20,303人と比較すると8,841人減少することが予想されています。

表 2-1 人口・世帯の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
平成21年	24,679	8,184	3.02
平成22年	23,796	7,716	3.08
平成23年	23,345	7,712	3.03
平成24年	22,920	7,698	2.98
平成25年	22,515	7,681	2.93
平成26年	21,996	7,606	2.89
平成27年	21,513	7,293	2.95
平成28年	21,183	7,265	2.92
平成29年	20,695	7,212	2.87
平成30年	20,303	7,160	2.84

出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年10月1日）

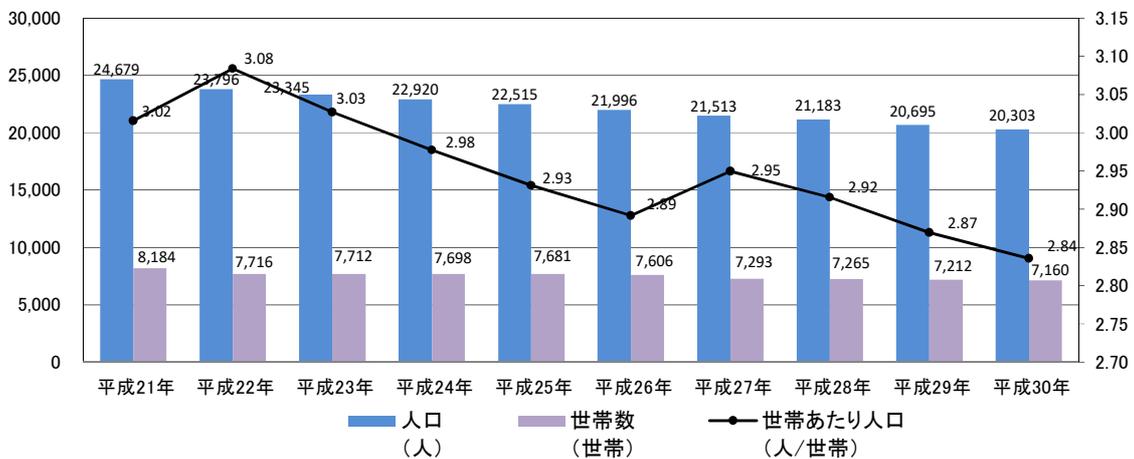


図 2-5 人口・世帯の推移

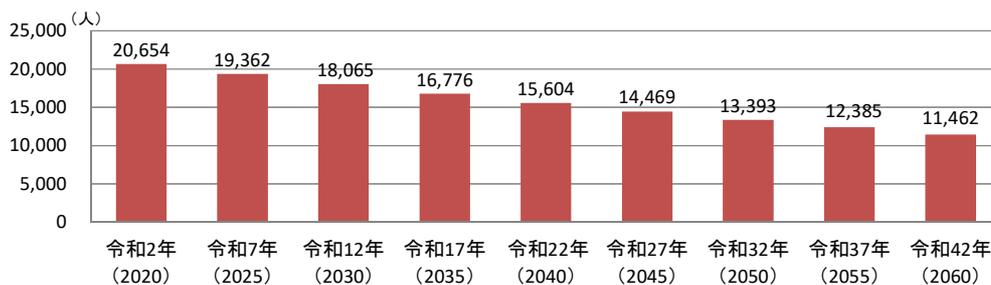


図 2-6 将来人口

出典：揖斐川町人口ビジョン

② 3階級別人口

平成5年（1993）から平成30年（2018）までの3階級別人口の推移を見ると、年齢別人口の推移は、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続けている一方、老年人口（65歳以上）は急速に増加し、少子高齢化が進行しています。

表 2-2 3階級別人口の推移

年次	15歳未満		15歳～64歳		65歳以上		総計	
	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
平成5年	4,445	16.8	16,945	64.0	5,078	19.2	26,468	100.0
平成10年	4,181	14.9	17,519	62.5	6,326	22.6	28,026	100.0
平成15年	3,368	12.7	16,301	61.4	6,892	25.9	26,561	100.0
平成20年	3,091	12.4	14,850	59.3	7,086	28.3	25,027	100.0
平成25年	2,549	11.3	12,607	56.1	7,329	32.6	22,485	100.0
平成30年	2,136	10.5	10,464	51.5	7,702	37.9	20,302	100.0

※年齢不詳を除く

出典：岐阜県人口動態統計調査（毎年10月1日）

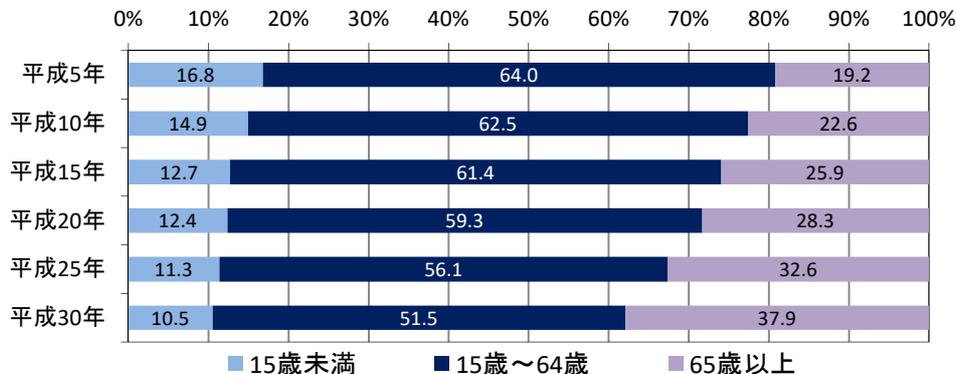


図 2-7 3階級別人口の推移

③ 人口動態

平成21年（2009）から平成30年（2018）までの10年間の自然動態の推移を見ると、各年とも死亡が出生を上回っており、社会動態も同様に、転出が転入を上回っており、人口は減少傾向が続いています。

転出の理由を見ると職業上や結婚等の理由が多くを占めています。

表 2-3 人口動態の推移

年次	自然動態			社会動態			増減計
	出生	死亡	差引	転入	転出	差引	
平成21年	160	312	-152	610	826	-216	-368
平成22年	152	289	-137	615	826	-211	-348
平成23年	131	321	-190	563	747	-184	-374
平成24年	127	335	-208	524	755	-231	-439
平成25年	119	329	-210	491	706	-215	-425
平成26年	124	371	-247	539	697	-158	-405
平成27年	133	356	-223	482	778	-296	-519
平成28年	113	346	-233	496	620	-124	-357
平成29年	139	338	-199	467	588	-121	-320
平成30年	86	342	-256	476	612	-136	-392

出典：岐阜県人口動態統計調査

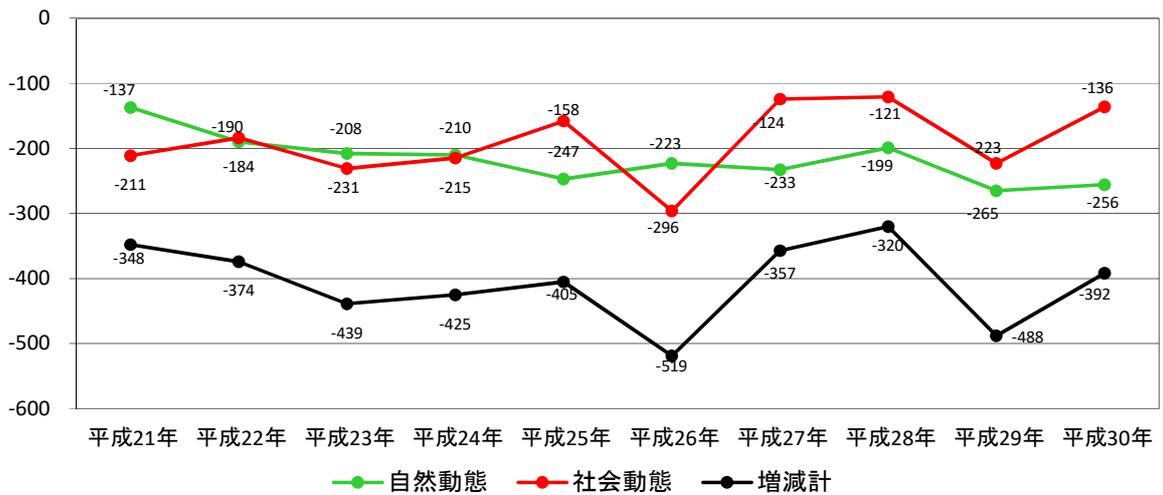


図 2-8 人口動態の推移

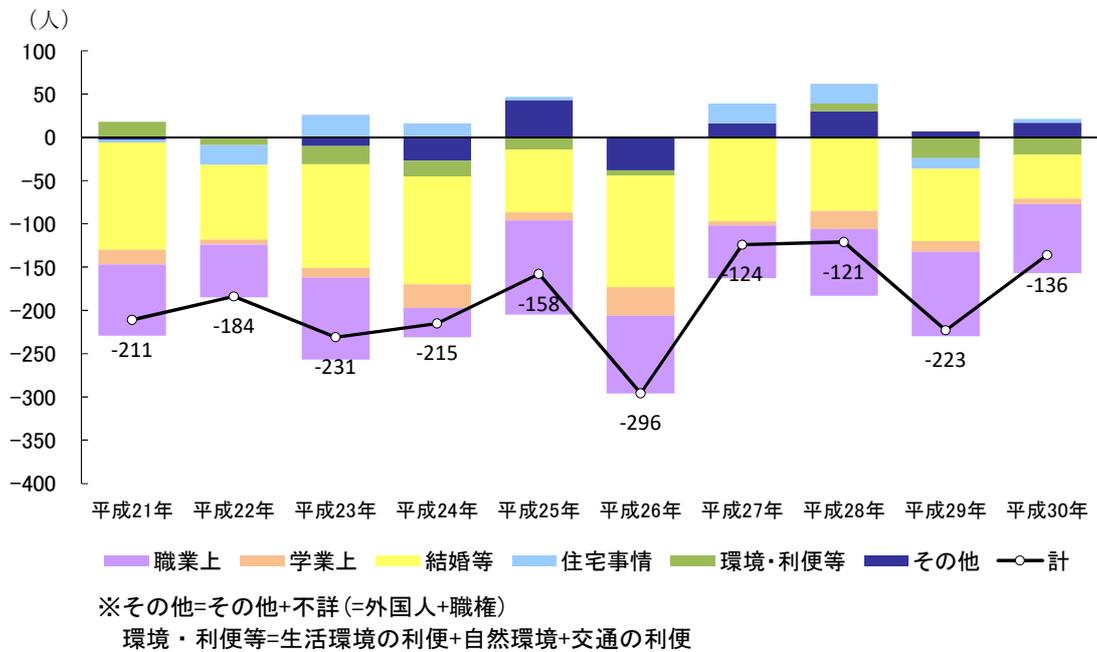


図 2-9 社会動態、移動理由別転入転出差の推移

▼高齢者から子育て世代まで、多様な世代が安全に安心して定住できる住環境の形成を図る必要があります。

▼まちづくりの主役となる若者が働ける場の創出が必要です。

## 2. 産業

### ① 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

平成 19 年（2007）から平成 28 年（2016）までの 10 年間の推移を見ると、製造品出荷額等は、ここ数年は 400 億円から 500 億円の間で増減を繰り返しており、平成 28 年（2016）は 471 億円となっています。

従業者数についても、製造品出荷額等と同様に、2,000 人台半ばで増減を繰り返していましたが、平成 28 年（2016）はやや増加し 2,715 人となっています。

製造業事業所数は、概ね横ばいで推移している状況です。

表 2-4 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
製造品出荷額等(億円)	679	486	396	382	421
製造業従業者数(人)	3,040	2,608	2,575	2,818	2,444
製造業事業所数(件)	76	77	71	66	79
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
製造品出荷額等(億円)	430	436	476	423	471
製造業従業者数(人)	2,526	2,472	2,473	2,373	2,715
製造業事業所数(件)	77	67	67	65	66

出典：H19～H22、H24～H26、H28 は経済産業省「工業統計」、H23 と H27 は総務省「経済センサス活動調査」

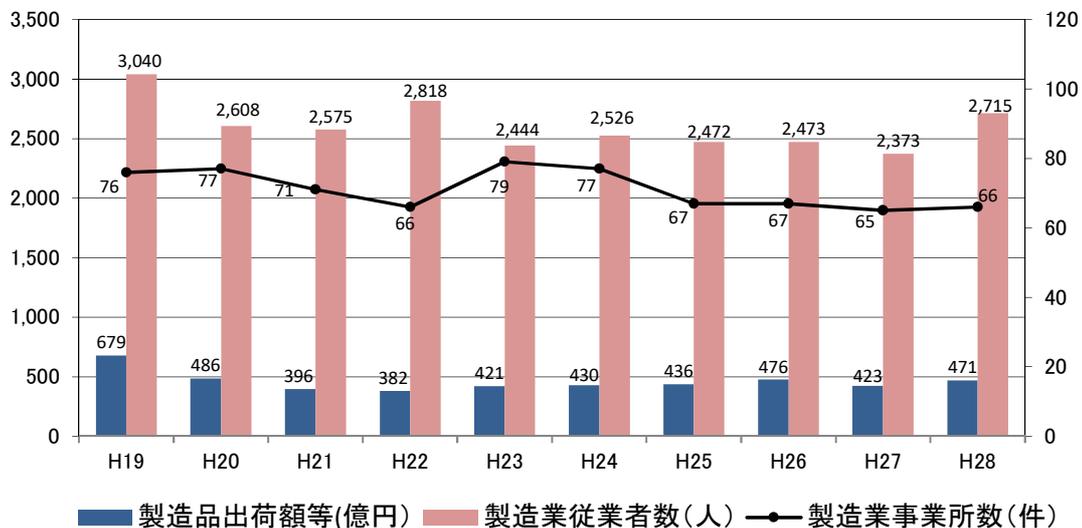


図 2-10 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

## ② 商品販売額の推移

平成11年（1999）から平成28年（2016）までの商品販売額の推移を見ると、平成11年（1999）の207.9億円や平成19年（2007）の204.5億円を除くと、概ね100億円台半ばで推移しており、平成28年（2016）は151.2億円となっています。

表 2-5 商品販売額の推移

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
小売業	139.5	120.4	115.7	158.1	96.0	99.7	103.4
一般卸売業	51.3	29.4	55.3	46.5	56.4	44.4	47.8
合計（億円）	207.9	168.7	170.9	204.5	152.4	144.1	151.2

出典：：H11～H19、H26は経済産業省「商業統計」、H24とH28は総務省「経済センサス活動調査」

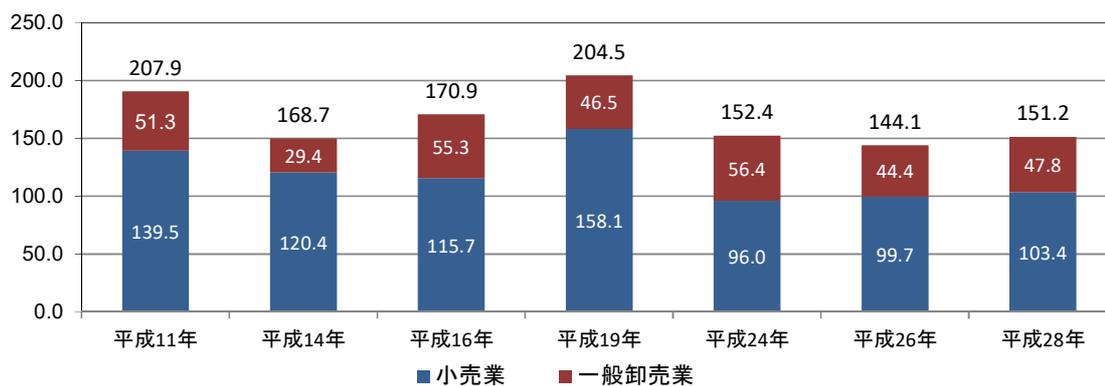


図 2-11 商品販売額の推移

揖斐川町の主な商業施設の立地状況を見ると、1,000㎡以上の商業施設2店舗が開設され、全てが国道303号沿道に立地しています。徒歩圏800m※でカバーできる範囲が、国道303号沿道等の一部に「限られる状況」となっています。

コンビニエンスストアは7店舗あり、ほとんどの店舗が幹線道路沿道に立地しています。

※徒歩圏800m：「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年（2014）8月国土交通省都市局都市計画課）の「生活サービス施設」に採用された一般的な徒歩圏である半径800m

表 2-6 主な商業施設

区分	施設名	開設年	店舗面積 (㎡)
主要な商業施設	スーパーマーケットバロー揖斐川店	2008年	2,436
	ゲンキー揖斐南方店	2014年	1,364
コンビニエンスストア	セブンイレブン揖斐川町和田店	—	—
	ファミリーマート揖斐川町はぎなが店	—	—
	ファミリーマート揖斐川三輪店	—	—
	ファミリーマート揖斐清水店	—	—
	ファミリーマート揖斐川市場店	—	—
	ローソン揖斐川上南方店	—	—
	ミニストップ揖斐川町三輪店	—	—

出典：全国大型小売店総覧2018年版、事業者HP（平成30年（2018）10月1日現在）

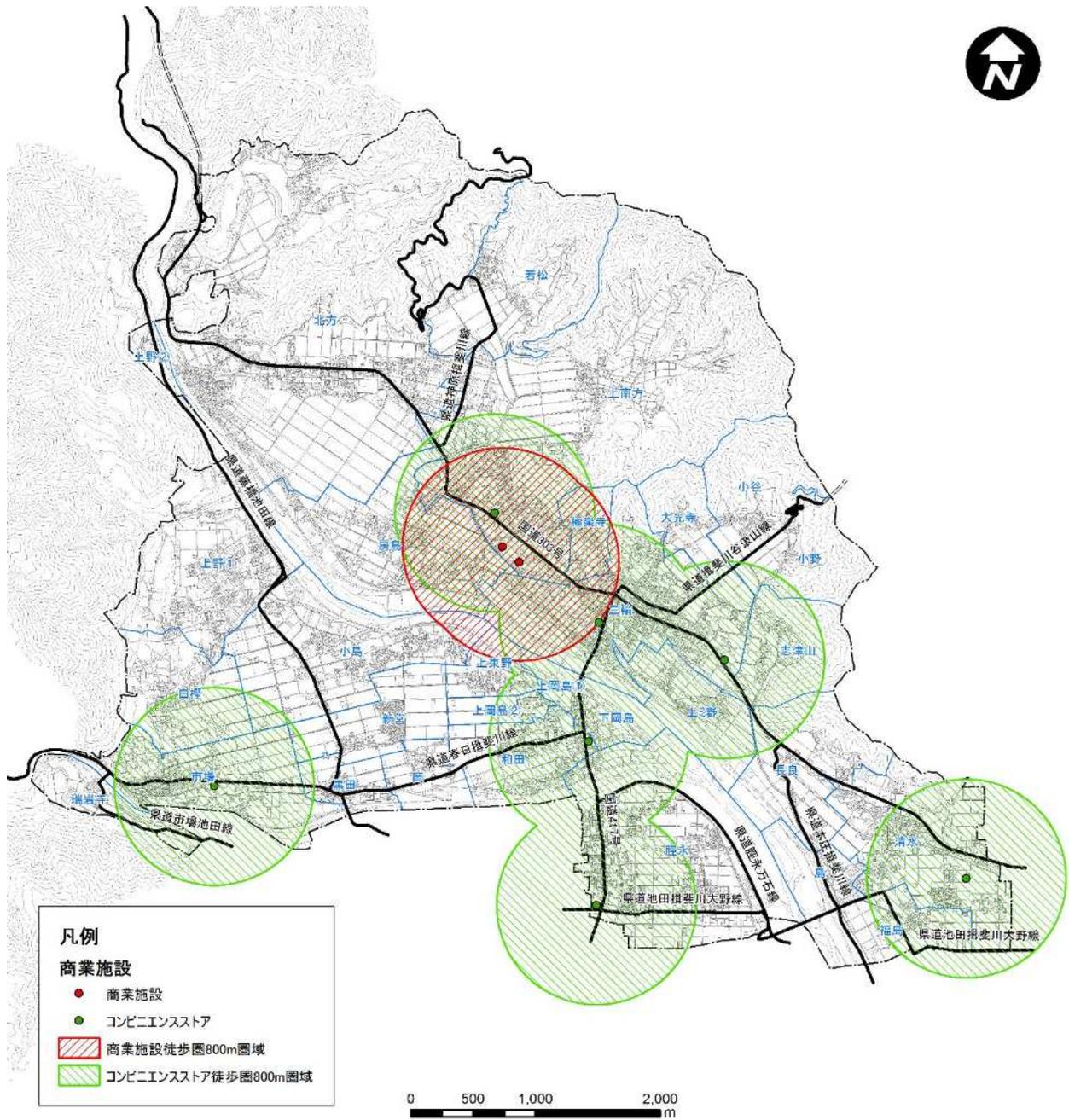


図 2-12 主な商業施設の位置と徒歩圏域図

出典：全国大型小売店総覧 2018 年版、事業者 HP、揖斐川町資料

③ 農業の推移

平成7年（1995）から平成27年（2015）までの農業の推移を見ると、農家数、耕地面積ともに減少傾向を示しています。

表 2-7 農業の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数（戸）	2,748	2,505	2,067	1,752	1,396
耕地面積（ha）	1,948	1,844	1,810	1,780	1,750

出典：農林業センサス

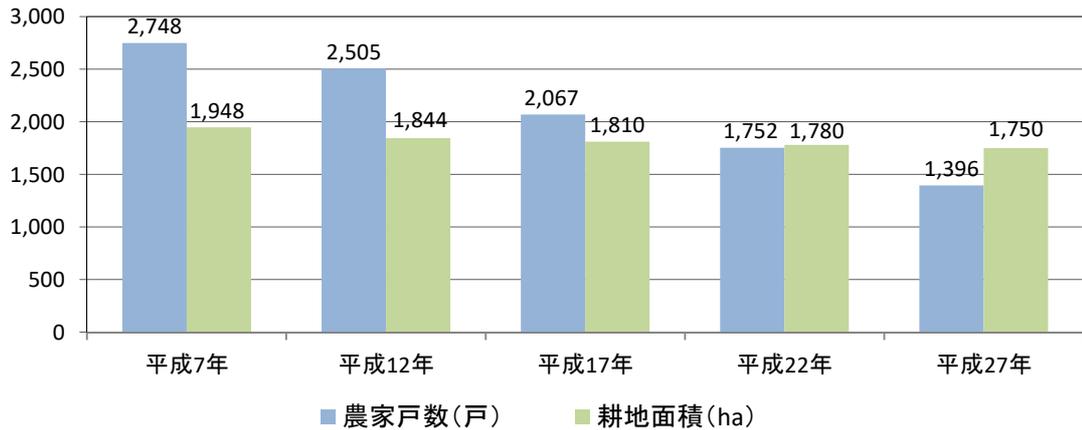


図 2-13 農家数、耕地面積の推移

④ 観光

揖斐川町には、谷汲山華厳寺や徳山ダム、星のふる里ふじはしや夜叉ヶ池の里さかうちなどの道の駅、揖斐川観光など、地域の魅力を活かした多彩な観光資源があり、また、揖斐まつりや谷汲のさくらまつり・もみじまつり、いびがわマラソンなどの祭りやイベントにも多くの観光客が訪れており、年間約 160 万人前後の人が訪れています。

周辺市町と比較すると、過去3年間、1位の観光入込客数となっており、2位の池田町と比較しても大きな差があり、60万人近く多い状況となっています。

なお、近年、シカやイノシシなどによる農作物の被害が多発することから、獣肉の有効活用を図り、観光資源として活用できるよう、ジビエ加工施設等の整備を進めています。

表 2-8 観光地点別入込客延べ人数の推移

市町名	平成27年	平成28年	平成29年
揖斐川町	1,614,028	1,595,512	1,524,913
池田町	1,003,187	1,003,657	967,578
大野町	161,420	166,832	141,535
関ヶ原町	920,853	867,365	800,007
垂井町	362,002	447,734	416,860

出典：岐阜県統計書

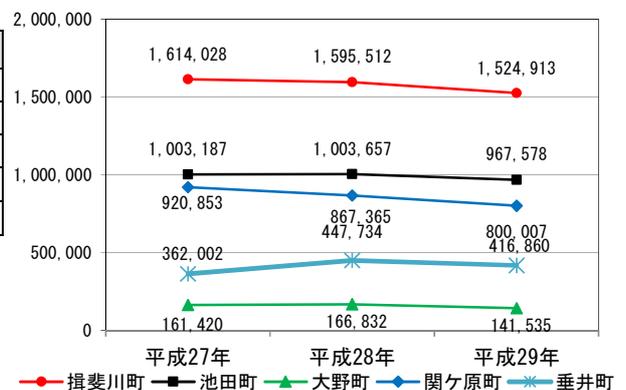


図 2-14 観光地点別入込客延べ人数の推移

- ▼民間活力の導入のための企業誘致を念頭に置いた工業用地の確保や、受入れ体制の整備促進による新規企業立地環境の充実により、雇用の場の確保を目指す必要があります。
- ▼地元消費拡大の促進や、地域に根差した商業サービスの提供など魅力ある商業環境の形成を図る必要があります。また、観光客を対象とした広域からの集客も可能な魅力ある商業環境の形成を図る必要があります。
- ▼農業の担い手の確保・育成、耕作放棄地の解消・利活用、新たな銘産物の創出等により、農業の活性化を目指す必要があります。
- ▼既存観光施設の魅力向上、新たな観光拠点の開発、道の駅など各観光施設のネットワークの強化等により、観光機能の強化を図るとともに、広域観光ルートの構築など他地域とのネットワーク化を図る必要があります。

### 3. 土地・建物利用

#### ① 土地利用現況

揖斐川町の都市計画区域内の土地利用現況を見ると、農地や山林などの自然的土地利用が約70%を占めています。残りの約30%を占める都市的土地利用を見ると、住宅用地の9.2%、次いで道路用地の7.4%、その他の空地の3.7%の順となっています。

なお、町の中心部を揖斐川が流れ、南部に粕川が流れているとともに、市街地内にも小規模な河川や用水路が流れています。

表 2-9 土地利用現況

区分	種別	用途地域指定区域		用途地域指定外地域		都市計画区域	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
自然的 土地 利用	田	22.37	9.7	809.36	27.9	831.73	26.5
	畑	13.97	6.1	180.82	6.2	194.79	6.2
	山林	5.25	2.3	818.84	28.2	824.09	26.3
	水面	3.12	1.4	107.44	3.7	110.56	3.5
	その他の自然 地	9.16	4.0	279.66	9.6	288.82	9.2
	小計	53.87	23.4	2,196.12	75.6	2,249.99	71.8
都市的 土地 利用	住宅用地	61.98	26.9	226.13	7.8	288.11	9.2
	商業用地	14.53	6.3	14.47	0.5	29.00	0.9
	工業用地	11.80	5.1	76.45	2.6	88.25	2.8
	農林漁業 施設用地	0.93	0.4	24.77	0.9	25.70	0.8
	公益施設 用地	32.54	14.1	43.52	1.5	76.06	2.4
	道路用地	33.06	14.4	197.47	6.8	230.53	7.4
	交通施設 用地	2.34	1.0	2.59	0.1	4.93	0.2
	公共空地	2.03	0.9	24.29	0.8	26.32	0.8
	その他の空 地	16.92	7.4	98.19	3.4	115.11	3.7
小計	176.13	76.6	707.88	24.4	884.01	28.2	
総計	230.00	100.0	2,904.00	100.0	3,134.00	100.0	

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

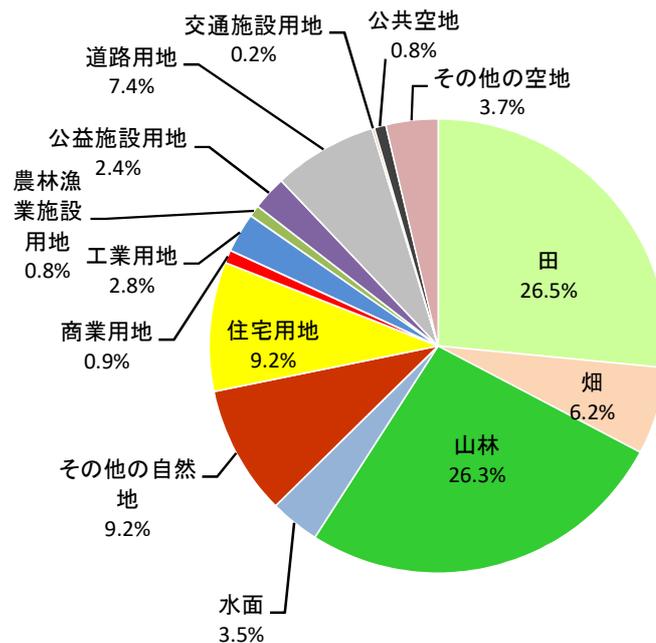


図 2-15 土地利用現況 (都市計画区域)

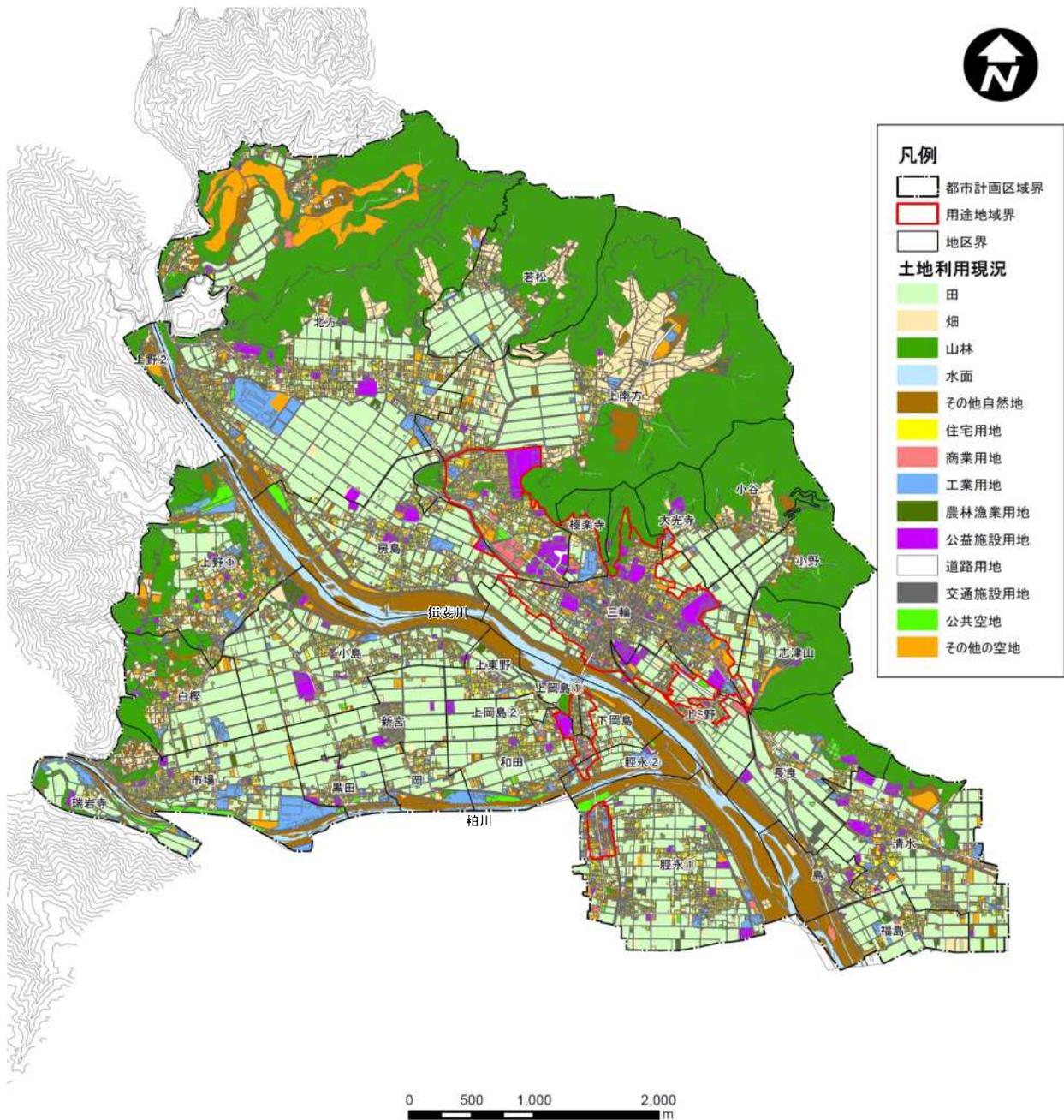


図 2-16 土地利用現況図

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

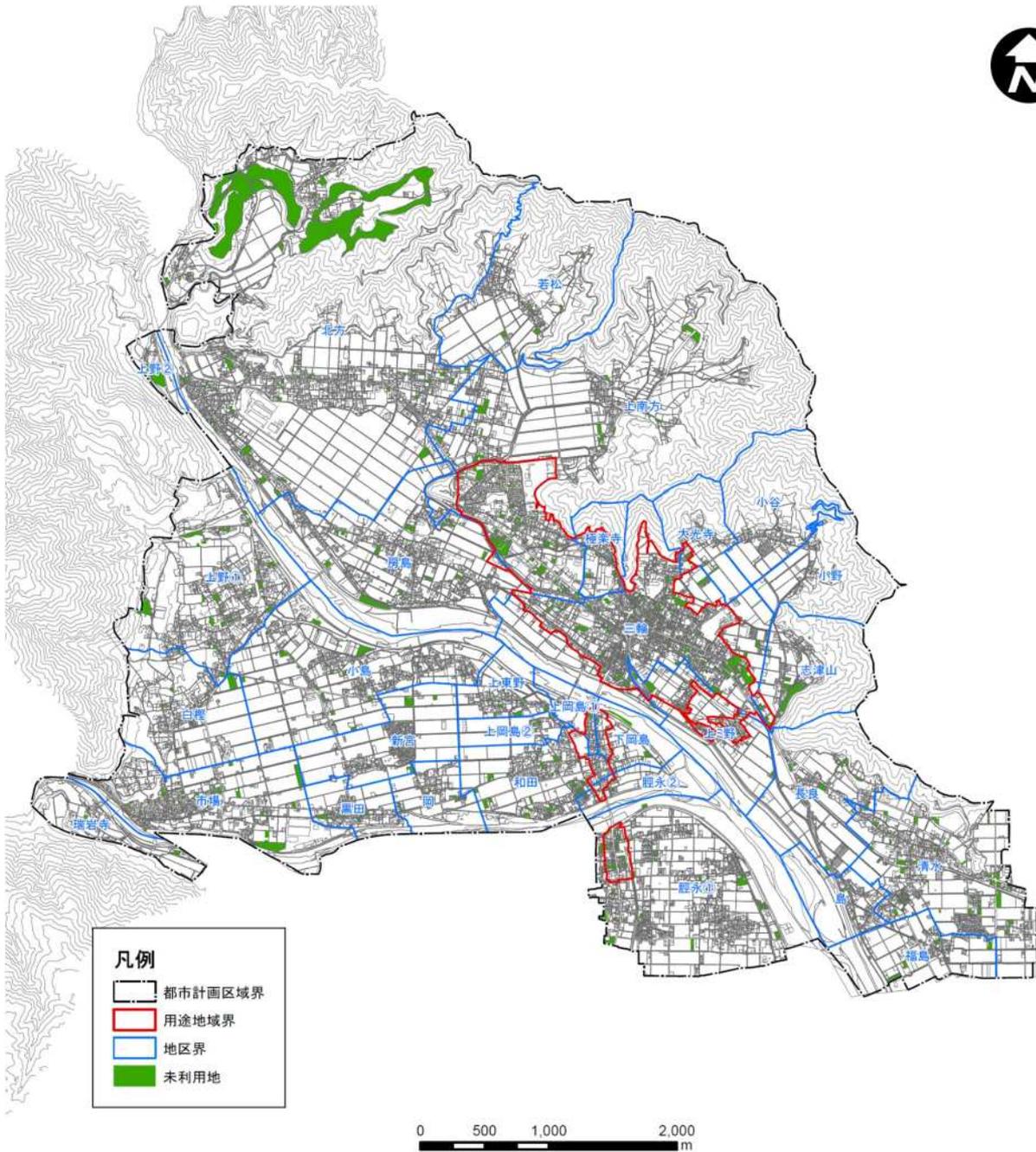


図 2-17 未利用地分布図

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

② 建物用途別現況

建物用途別現況の状況を見ると、都市計画区域全体では住居系建物が75.8%を占め、次いで工業系が8.7%となっています。地域別にみても、どの地域も概ね似たような傾向となっています（表2-10、図2-18、図2-19）。

地区別に見ると、町の中心である三輪地区では商業系建物が9.3%と他の地区と比べ高くなっています。工業系建物については、小規模な工業系建物が住宅地内に混在するとともに、比較的規模の大きい工業系建物が、北方地区、極楽寺地区、市場地区、瑞岩寺地区などに分布していますが、一団となった工業団地が形成されていないのが現状です。（表2-11、図2-19）。

表 2-10 建物用途別現況

	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
揖斐地域	2,968	73.2	307	7.6	364	9.0	287	7.1	131	3.2	4,057	100.0
大和地域	2,496	75.5	102	3.1	282	8.5	204	6.2	220	6.7	3,304	100.0
北方地域	1,741	76.7	50	2.2	165	7.3	92	4.1	221	9.7	2,269	100.0
清水地域	1,436	79.1	67	3.7	136	7.5	112	6.2	65	3.6	1,816	100.0
脛永地域	1,421	80.4	96	5.4	122	6.9	64	3.6	64	3.6	1,767	100.0
小島地域	4,038	75.0	168	3.1	554	10.3	253	4.7	370	6.9	5,383	100.0
都市計画区域合計	14,100	75.8	790	4.2	1,623	8.7	1,012	5.4	1,071	5.8	18,596	100.0

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

※建物用途区分 住居系：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅  
 商業系：業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設  
 工業系：工場、運輸倉庫施設  
 公共系：官公庁施設、文教厚生施設  
 その他：農林漁業用施設、供給処理施設、その他

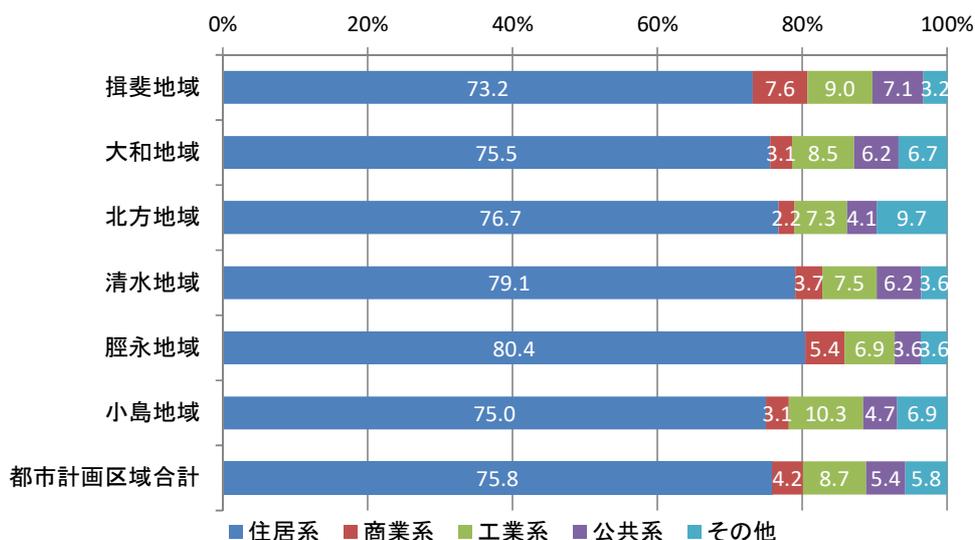


図 2-18 建物用途別現況

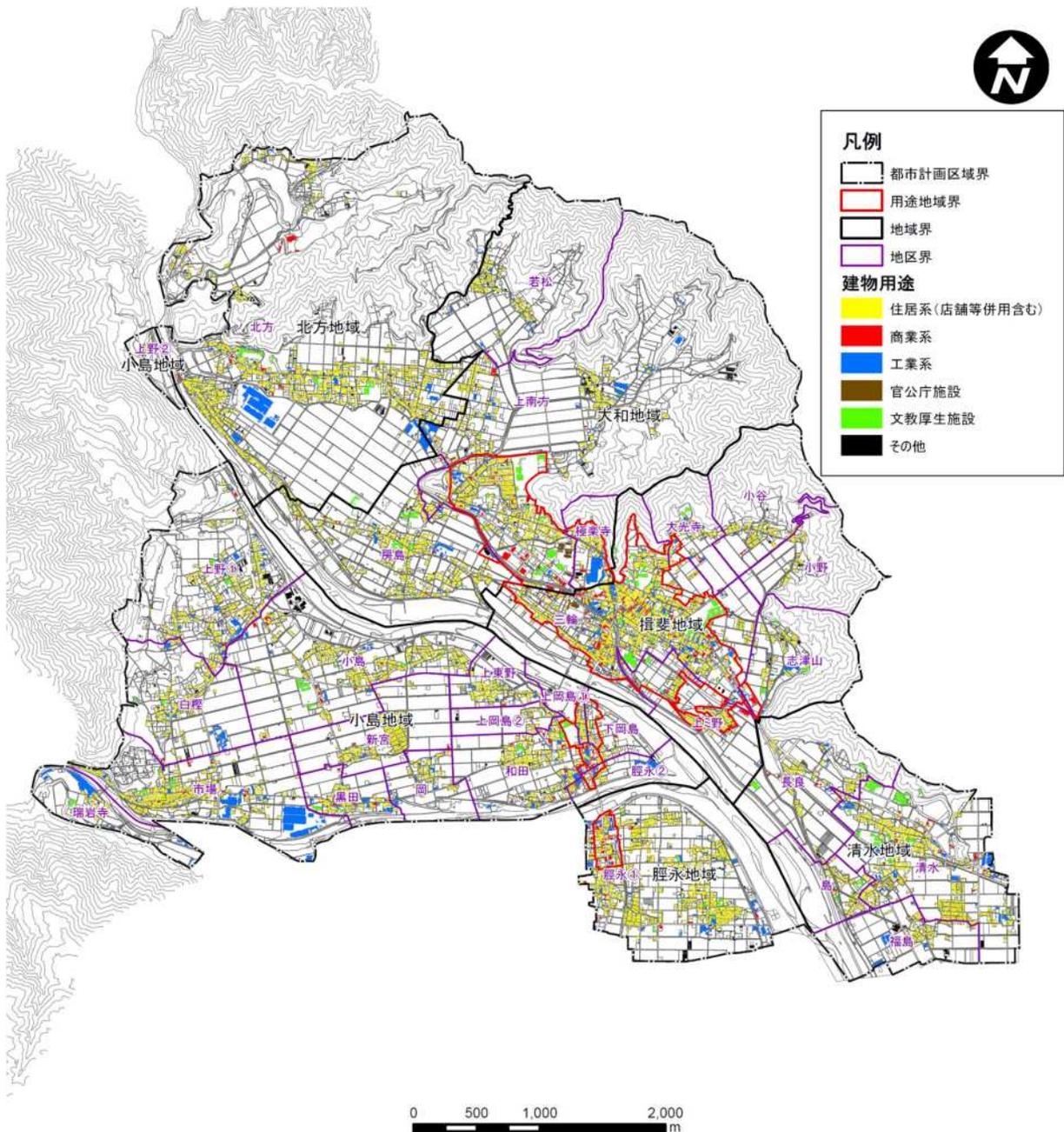


图 2-19 建物用途別現況図

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

表 2-11 地区別建物用途別現況

地域名	地区名	住居系		商業系		工業系		公共系		その他		合計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
揖斐地域	三輪	2,162	73.0	275	9.3	254	8.6	213	7.2	58	2.0	2,962	100.0
	志津山	152	61.5	8	3.2	37	15.0	27	10.9	23	9.3	247	100.0
	小谷	148	81.3	5	2.7	8	4.4	4	2.2	17	9.3	182	100.0
	小野	70	77.8	0	0.0	2	2.2	13	14.4	5	5.6	90	100.0
	上三野	321	76.2	15	3.6	45	10.7	19	4.5	21	5.0	421	100.0
	大光寺	115	74.2	4	2.6	18	11.6	11	7.1	7	4.5	155	100.0
	小計	2,968	73.2	307	7.6	364	9.0	287	7.1	131	3.2	4,057	100.0
大和地域	極楽寺	198	79.2	9	3.6	34	13.6	6	2.4	3	1.2	250	100.0
	若松	191	66.3	1	0.3	31	10.8	19	6.6	46	16.0	288	100.0
	上南方	1,255	72.2	72	4.1	160	9.2	121	7.0	130	7.5	1,738	100.0
	房島	852	82.9	20	1.9	57	5.5	58	5.6	41	4.0	1,028	100.0
	小計	2,496	75.5	102	3.1	282	8.5	204	6.2	220	6.7	3,304	100.0
北方地域	北方	1,741	76.7	50	2.2	165	7.3	92	4.1	221	9.7	2,269	100.0
	小計	1,741	76.7	50	2.2	165	7.3	92	4.1	221	9.7	2,269	100.0
清水地域	清水	945	80.2	37	3.1	100	8.5	74	6.3	23	2.0	1,179	100.0
	長良	230	79.0	13	4.5	15	5.2	22	7.6	11	3.8	291	100.0
	島	129	81.6	7	4.4	0	0.0	13	8.2	9	5.7	158	100.0
	福島	132	70.2	10	5.3	21	11.2	3	1.6	22	11.7	188	100.0
	小計	1,436	79.1	67	3.7	136	7.5	112	6.2	65	3.6	1,816	100.0
脛永地域	脛永①	1,421	80.4	96	5.4	122	6.9	64	3.6	64	3.6	1,767	100.0
	小計	1,421	80.4	96	5.4	122	6.9	64	3.6	64	3.6	1,767	100.0
小島地域	岡	140	74.1	0	0.0	36	19.0	5	2.6	8	4.2	189	100.0
	下岡島	90	73.8	8	6.6	7	5.7	5	4.1	12	9.8	122	100.0
	黒田	191	76.4	11	4.4	30	12.0	15	6.0	3	1.2	250	100.0
	市場	657	71.4	28	3.0	105	11.4	42	4.6	88	9.6	920	100.0
	小島	659	78.0	25	3.0	43	5.1	52	6.2	66	7.8	845	100.0
	上岡島①	76	84.4	0	0.0	1	1.1	7	7.8	6	6.7	90	100.0
	上岡島②	72	92.3	1	1.3	0	0.0	0	0.0	5	6.4	78	100.0
	上東野	181	78.7	4	1.7	27	11.7	7	3.0	11	4.8	230	100.0
	上野①	603	71.9	26	3.1	89	10.6	40	4.8	81	9.7	839	100.0
	上野②	13	76.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	23.5	17	100.0
	新宮	465	91.5	5	1.0	12	2.4	11	2.2	15	3.0	508	100.0
	瑞岩寺	91	58.0	0	0.0	41	26.1	14	8.9	11	7.0	157	100.0
	白檜	265	73.2	8	2.2	49	13.5	17	4.7	23	6.4	362	100.0
	和田	470	70.5	49	7.3	80	12.0	38	5.7	30	4.5	667	100.0
	脛永②	65	59.6	3	2.8	34	31.2	0	0.0	7	6.4	109	100.0
	小計	4,038	75.0	168	3.1	554	10.3	253	4.7	370	6.9	5,383	100.0
都市計画区域合計		14,100	75.8	790	4.2	1,623	8.7	1,012	5.4	1,071	5.8	18,596	100.0

出典：令和元年度（2015）都市計画基礎調査

※建物用途区分 住居系：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅  
 商業系：業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設  
 工業系：工場、運輸倉庫施設  
 公共系：官公庁施設、文教厚生施設  
 その他：農林漁業用施設、供給処理施設、その他

## ③ 建物構造

建物構造別現況の状況を見ると、都市計画区域全体では木造建物が56.7%、非木造建物が43.3%となっています。地域別にみても、どの地域も概ね似たような傾向となっています。その中で北方地域の木造比率が59.5%と最も高くなっています(表2-12、図2-20)。

地区別に木造比率を見ると、50%以上60%未満の地区が多くを占めています。木造比率が最も高い地区は、小野地区の76.7%となっています(表2-13、図2-21)。

表2-12 建物構造

地域名	木造		非木造		合計	
	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)	棟数	比率(%)
揖斐地域	2,304.0	56.8	1,753	43.2	4,057	100.0
大和地域	1,813	54.9	1,491	45.1	3,304	100.0
北方地域	1,350	59.5	919	40.5	2,269	100.0
清水地域	1,036	57.0	780	43.0	1,816	100.0
脛永地域	1,049	59.4	718	40.6	1,767	100.0
小島地域	2,993	55.6	2,390	44.4	5,383	100.0
都市計画区域合計	10,545	56.7	8,051	43.3	18,596	100.0

出典：令和元年度(2019)都市計画基礎調査

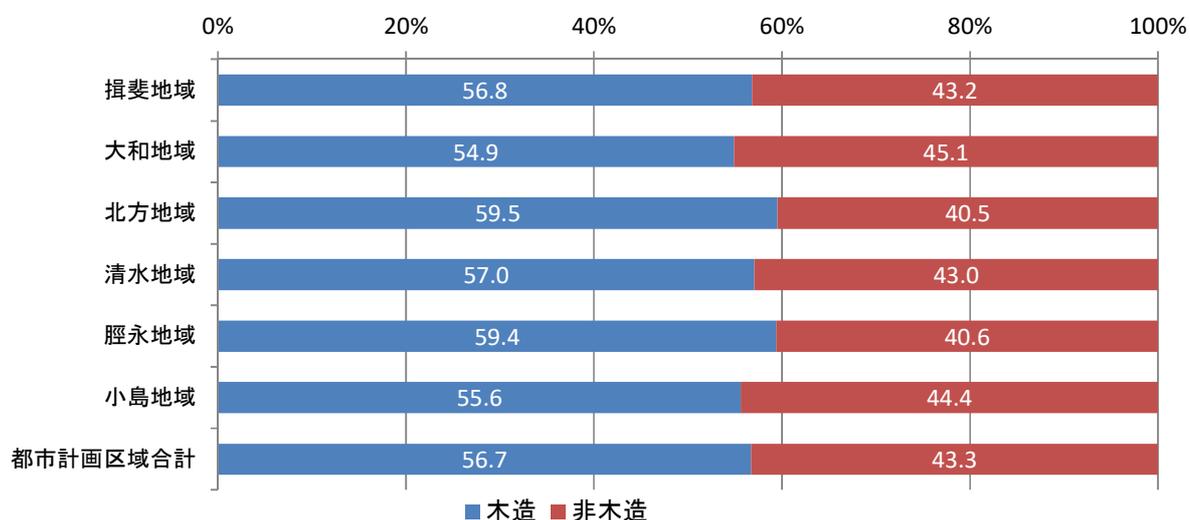


図2-20 建物構造

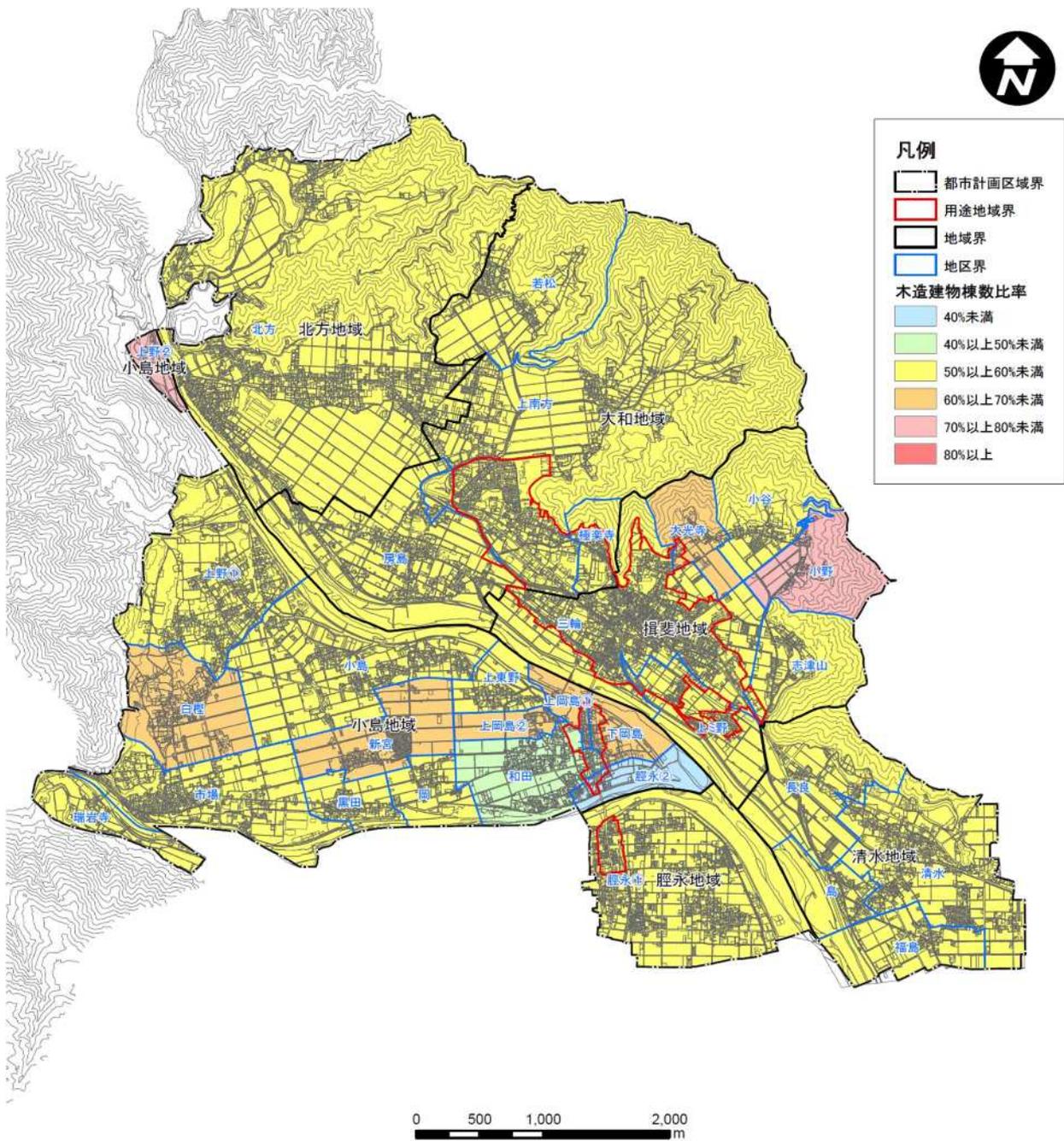


図 2-21 地区別木造建物棟数比率図

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

表 2-13 地区別建物構造

区名	地区名	木造		非木造		合計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
揖斐地域	三輪	1,658	56.0	1,304	44.0	2,962	100.0
	志津山	128	51.8	119	48.2	247	100.0
	小谷	107	58.8	75	41.2	182	100.0
	小野	69	76.7	21	23.3	90	100.0
	上ミ野	239	56.8	182	43.2	421	100.0
	大光寺	103	66.5	52	33.5	155	100.0
	小計	2,304	56.8	1,753	43.2	4,057	100.0
大和地域	極楽寺	134	53.6	116	46.4	250	100.0
	若松	161	55.9	127	44.1	288	100.0
	上南方	917	52.8	821	47.2	1,738	100.0
	房島	601	58.5	427	41.5	1,028	100.0
	小計	1,813	54.9	1,491	45.1	3,304	100.0
北方地域	北方	1,350	59.5	919	40.5	2,269	100.0
	小計	1,350	59.5	919	40.5	2,269	100.0
清水地域	清水	707	60.0	472	40.0	1,179	100.0
	長良	152	52.2	139	47.8	291	100.0
	島	80	50.6	78	49.4	158	100.0
	福島	97	51.6	91	48.4	188	100.0
	小計	1,036	57.0	780	43.0	1,816	100.0
脛永地域	脛永①	1,049	59.4	718	40.6	1,767	100.0
	小計	1,049	59.4	718	40.6	1,767	100.0
小島地域	岡	112	59.3	77	40.7	189	100.0
	下岡島	78	63.9	44	36.1	122	100.0
	黒田	133	53.2	117	46.8	250	100.0
	市場	512	55.7	408	44.3	920	100.0
	小島	455	53.8	390	46.2	845	100.0
	上岡島①	60	66.7	30	33.3	90	100.0
	上岡島②	52	66.7	26	33.3	78	100.0
	上東野	125	54.3	105	45.7	230	100.0
	上野①	476	56.7	363	43.3	839	100.0
	上野②	13	76.5	4	23.5	17	100.0
	新宮	313	61.6	195	38.4	508	100.0
	瑞岩寺	83	52.9	74	47.1	157	100.0
	白樫	219	60.5	143	39.5	362	100.0
	和田	328	49.2	339	50.8	667	100.0
	脛永②	34	31.2	75	68.8	109	100.0
	小計	2,993	55.6	2,390	44.4	5,383	100.0
都市計画区域合計		10,545	56.7	8,051	43.3	18,596	100.0

※不明な建物を除く

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

④ 建築年代別現況

建物年代別現況の状況を見ると、都市計画区域全体では新耐震基準である昭和57年（1982）以降の建物が43.3%、新耐震基準以前である昭和56年（1981）以前の建物が56.7%となっています。地域別にみると、大和地域では新耐震基準以前の棟数比率が50%を割り込んでいます（表2-14、図2-22）。

地区別に新耐震基準以前の棟数比率を見ると、小野地区、極楽寺地区、上岡島①地区、上野②地区、瑞岩寺地区が65%以上と高くなっています。なお、40%未満の比較的低い比率の地区は、都市計画区域内にはありません（表2-15、図2-23）。

表 2-14 建築年代別現況

区名	昭和46年以前		昭和47年～昭和56年		昭和57年以降		総計	
	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
揖斐地域	1,092	39.6	634	23.0	1,033	37.4	2,759	100.0
大和地域	621	27.7	466	20.8	1,153	51.5	2,240	100.0
北方地域	597	35.8	384	23.0	687	41.2	1,668	100.0
清水地域	343	25.9	347	26.2	633	47.8	1,323	100.0
脛永地域	419	31.3	387	28.9	533	39.8	1,339	100.0
小島地域	1084	28.9	1046	27.9	1,624	43.3	3,754	100.0
都市計画区域合計	4,156	31.8	3,264	24.9	5,663	43.3	13,083	100.0

※不明の建物は除く

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

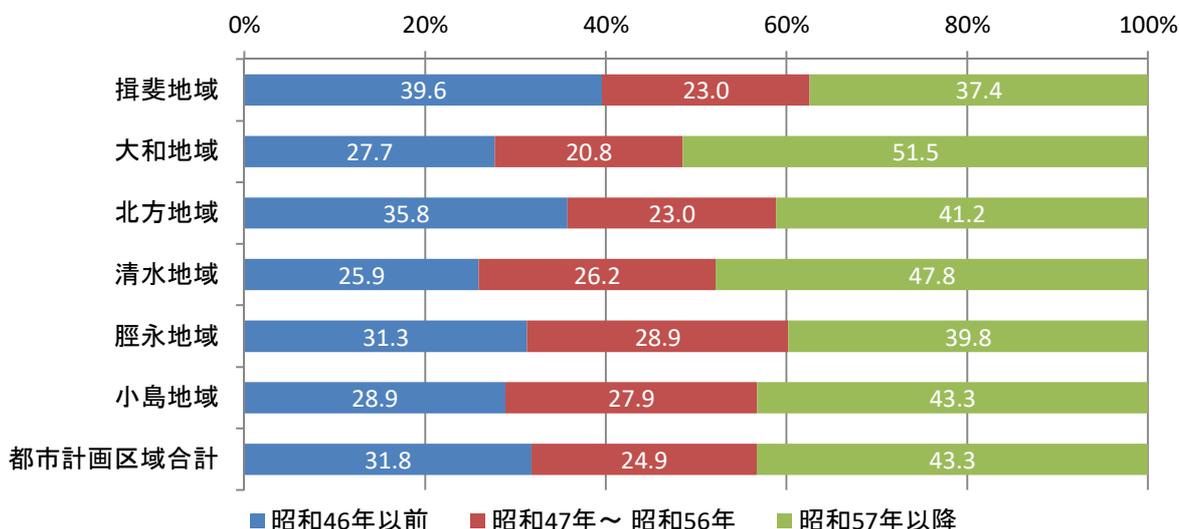
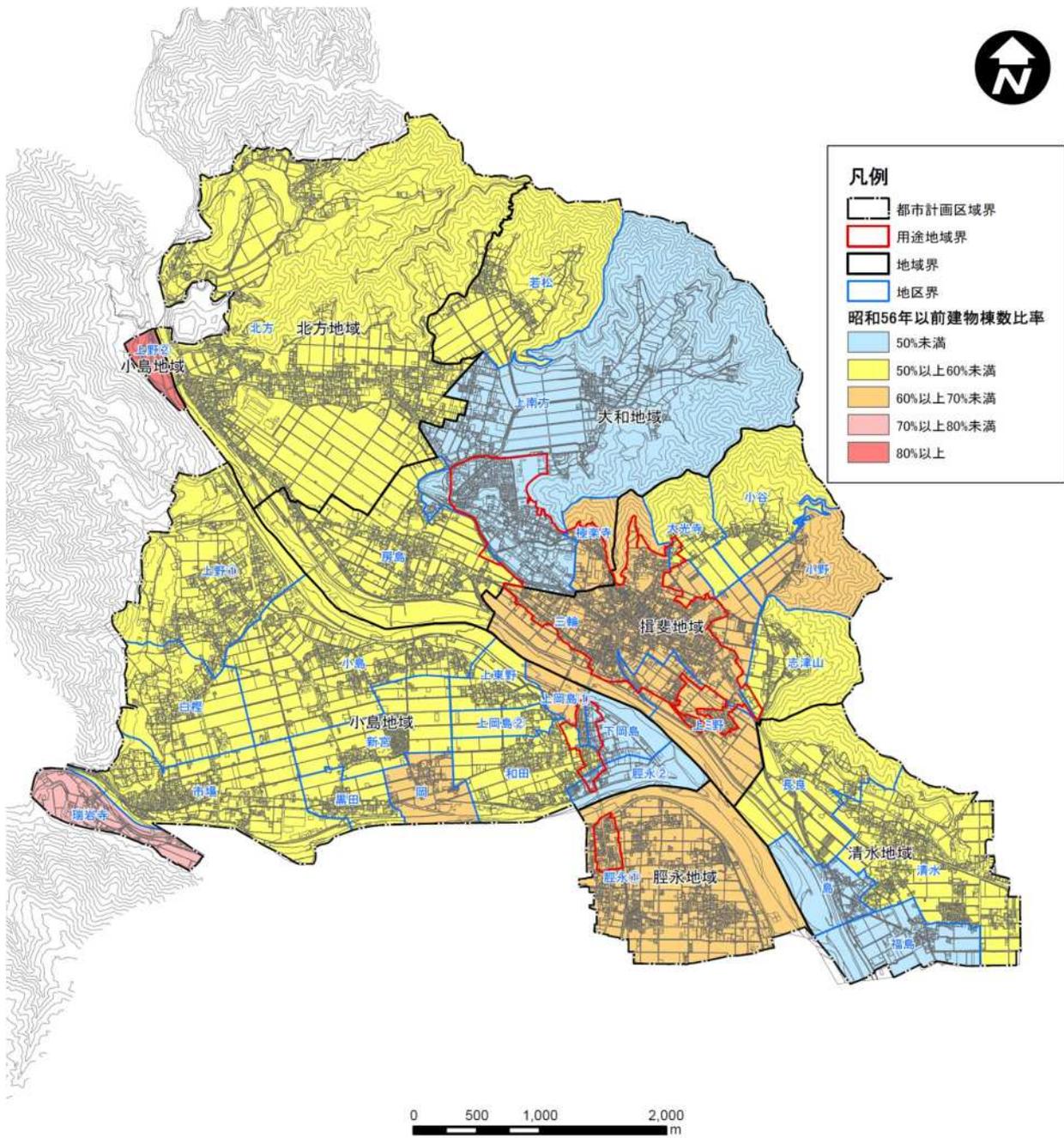


図 2-22 建築年代別現況



※不明の建物は除く

図 2-23 昭和 56 年（1981）以前建物棟数比率図

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

表 2-15 地区別建築年代別現況

区名	地区名	昭和 45 年以前		昭和 46 年～ 昭和 56 年		昭和 57 年以降		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
揖斐地域	三輪	838	41.0	474	23.2	730	35.7	2,042	100.0
	志津山	44	30.6	32	22.2	68	47.2	144	100.0
	小谷	38	29.2	30	23.1	62	47.7	130	100.0
	小野	31	52.5	9	15.3	19	32.2	59	100.0
	上ミ野	104	37.1	65	23.2	111	39.6	280	100.0
	大光寺	37	35.6	24	23.1	43	41.3	104	100.0
	小計	1,092	39.6	634	23.0	1,033	37.4	2,759	100.0
大和地域	極楽寺	70	37.4	59	31.6	58	31.0	187	100.0
	若松	71	39.4	30	16.7	79	43.9	180	100.0
	上南方	260	23.1	194	17.2	672	59.7	1,126	100.0
	房島	220	29.5	183	24.5	344	46.1	747	100.0
	小計	621	27.7	466	20.8	1,153	51.5	2,240	100.0
北方地域	北方	597	35.8	384	23.0	687	41.2	1,668	100.0
	小計	597	35.8	384	23.0	687	41.2	1,668	100.0
清水地域	清水	224	25.0	251	28.0	420	46.9	895	100.0
	長良	74	35.6	40	19.2	94	45.2	208	100.0
	島	17	16.7	29	28.4	56	54.9	102	100.0
	福島	28	23.7	27	22.9	63	53.4	118	100.0
	小計	343	25.9	347	26.2	633	47.8	1,323	100.0
脛永地域	脛永①	419	31.3	387	28.9	533	39.8	1,339	100.0
	小計	419	31.3	387	28.9	533	39.8	1,339	100.0
小島地域	岡	45	31.7	46	32.4	51	35.9	142	100.0
	下岡島	25	28.7	12	13.8	50	57.5	87	100.0
	黒田	71	37.2	40	20.9	80	41.9	191	100.0
	市場	180	29.6	152	25.0	277	45.5	609	100.0
	小島	186	29.8	166	26.6	272	43.6	624	100.0
	上岡島①	26	40.0	19	29.2	20	30.8	65	100.0
	上岡島②	14	25.0	18	32.1	24	42.9	56	100.0
	上東野	49	29.3	51	30.5	67	40.1	167	100.0
	上野①	165	30.4	129	23.8	249	45.9	543	100.0
	上野②	4	40.0	5	50.0	1	10.0	10	100.0
	新宮	45	11.1	193	47.4	169	41.5	407	100.0
	瑞岩寺	32	34.4	34	36.6	27	29.0	93	100.0
	白樫	87	34.0	61	23.8	108	42.2	256	100.0
	和田	141	31.9	106	24.0	195	44.1	442	100.0
	脛永②	14	22.6	14	22.6	34	54.8	62	100.0
小計	1,084	28.9	1,046	27.9	1,624	43.3	3,754	100.0	
都市計画区域合計		4,156	31.8	3,264	24.9	5,663	43.3	13,083	100.0

※不明な建物を除く

出典：令和元年度（2019）都市計画基礎調査

## ⑤ 住宅の所有関係別住宅

住宅の所有関係別状況について見ると、持ち家が89.6%とほとんどを占め、借家は9.7%と非常に低い割合になっています。

表 2-16 住宅の所有関係別住宅

	総数	持ち家	借家				不詳	
			総数	公営の借家	都市再生 機構・公 社の借家	民営借家		給与住宅
戸数（戸）	7,310	6,550	710	290	-	420	0	50
割合（%）	100.0	89.6	9.7	4.0	0.0	5.7	0.0	0.7

出典：平成30年（2018）住宅・土地統計調査

- ▼農地や山林などの自然環境、揖斐川を始めとする河川環境に対して、その保全と活用を図る必要があります。
- ▼住工混在問題（住宅と工場が近接することで発生する騒音や振動等のトラブル）の防止と、適切な操業環境の維持を図る必要があります。
- ▼老朽化した木造家屋や、新耐震基準適用以前の建築物に対しての耐震診断・耐震改修を促進する必要があります。
- ▼持ち家率が高い地域であり、若年層の定住促進を進める意味からも、住宅取得のための手厚いサポートが必要です。

## 4. 都市施設の状況

### ① 公園・緑地

揖斐川町には、都市計画公園は指定されていませんが、都市計画区域内には町民の憩いの場、レクリエーションの場として、朝鳥公園と城台山公園が整備されています（表 2-17、図 2-24）。

朝鳥公園は、揖斐川にそそぐ谷川と浅鳥川の両岸に広がる数百を数える桜並木があり、桜の咲く季節には多くの花見客で賑わいます。また、夏にはキャンプなどアウトドアライフを楽しめます。

城台山公園は、城台山に散策道が整備され、文学碑が立ち並ぶ「文学の里」や、揖斐城跡や寺社巡りができる「歴史の里」、里山の芝生広場としてピクニックを楽しむことができる「播隆の森」など、7つのゾーンがあります。

表 2-17 公園・緑地

名称	所在地
朝鳥公園	岐阜県揖斐郡揖斐川町上野
城台山公園	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪

出典：揖斐川町ホームページ

### ② 下水道

揖斐川町の下水道の普及率を見ると、平成 30 年度（2018）末現在、汚水処理人口普及率が 97.0%、公共下水道普及率が 17.3%であり、県平均や周辺市町村と比較すると、公共下水道普及率が大きく下回っています。

表 2-18 下水道普及率（平成 30 年度末）

市町名	汚水処理人口普及率	公共下水道普及率
揖斐川町	97.0%	17.3%
池田町	89.9%	61.4%
関ヶ原町	98.1%	81.4%
垂井町	77.6%	61.4%
県平均	92.4%	76.4%

資料：岐阜県下水道課

- ▼拠点的公園に対し、さらなる機能充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援を強化する必要があります。
- ▼公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など、地域の実情に応じた適切な生活排水処理計画の実施・支援を図る必要があります。



## 5. 市街化動向

開発許可の状況を見ると、平成21年度（2009）から平成30年度（2018）までの10年間で26件、90,844㎡が許可されています。そのうち、件数では商業用地が7件、面積では公共施設用地が34,254㎡と最も多くなっています。商業用地については、主にコンビニエンスストアの開店が占めています。

なお、土地区画整理事業などの市街地開発事業は施行されていません。

表 2-19 開発許可の状況

年度	住宅用地		商業用地		工業用地		公共施設用地		その他		合計	
	件数 (件)	面積 (㎡)										
平成21年	2	4,745	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,745
平成22年	1	1,583	1	3,187	0	0	1	14,111	1	2,659	4	21,540
平成23年	0	0	2	4,715	0	0	2	9,008	1	1,104	5	14,827
平成24年	0	0	2	3,099	0	0	1	2,738	0	0	3	5,837
平成25年	0	0	0	0	1	1,943	0	0	0	0	1	1,943
平成26年	0	0	2	18,277	0	0	0	0	5	9,036	7	27,314
平成27年	0	0	0	0	0	0	1	8,397	0	0	1	8,397
平成28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年	1	2,253	0	0	1	2,981	0	0	0	0	2	5,234
平成30年	1	1,007	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,007
合計	5	9,588	7	29,279	2	4,924	5	34,254	7	12,799	26	90,844

出典：平成27年度（2015）及び令和元年度（2019）都市計画基礎調査

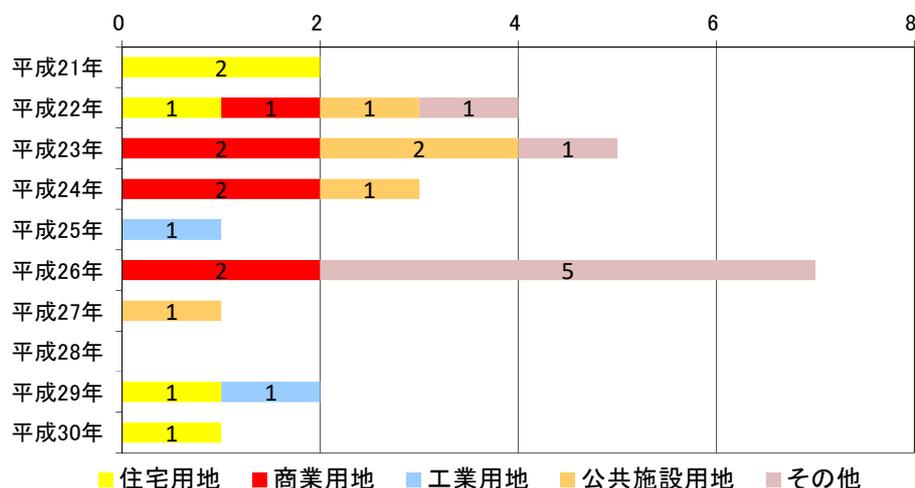


図 2-25 開発許可件数

▼良好な住環境の形成や、企業誘致の土地の確保を目指す意味からも、土地区画整理事業や工業団地の基盤整備等による計画的な都市開発を進める必要があります。

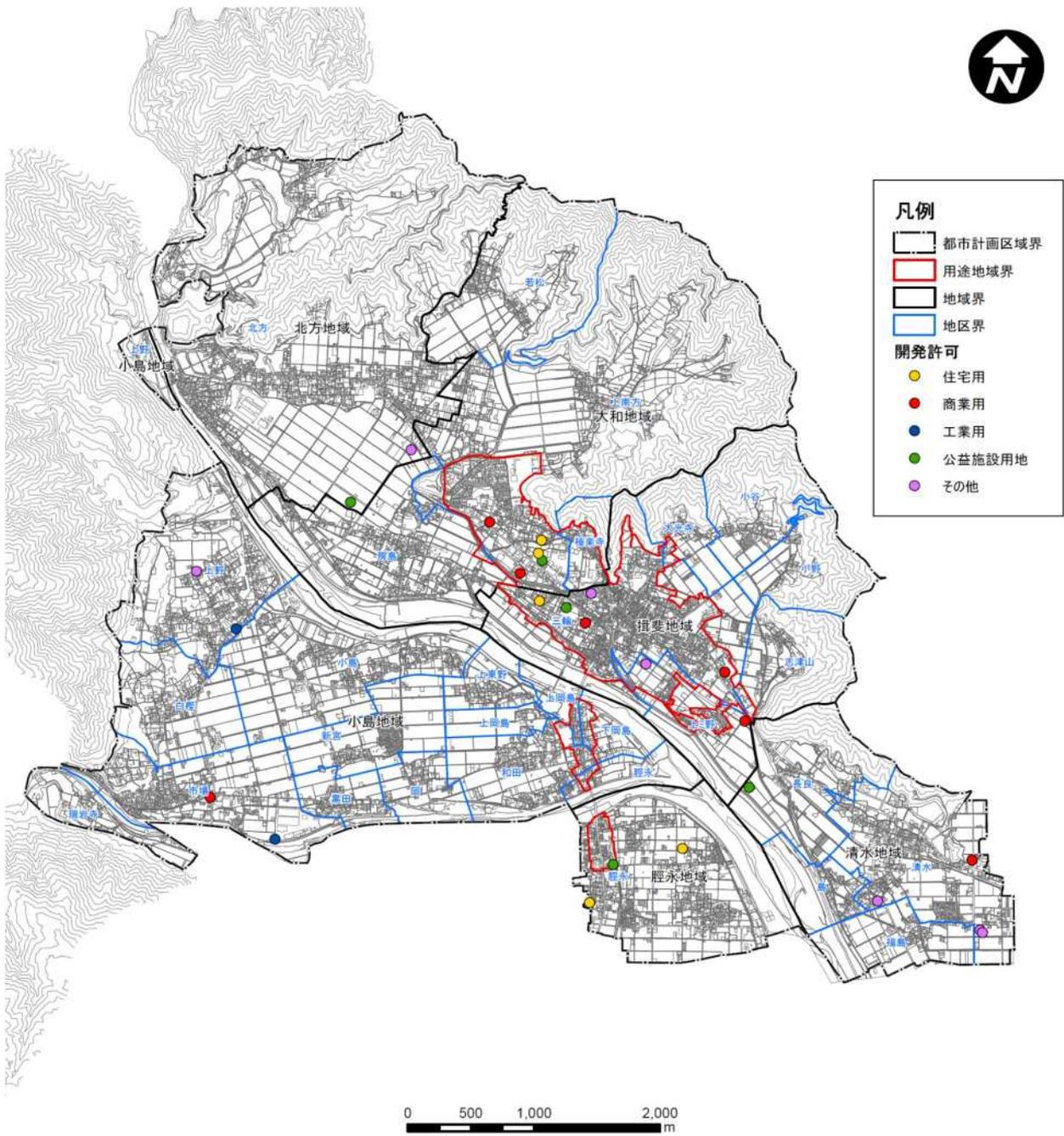


図 2-26 開発許可等位置図

出典：平成 27 年度（2015）及び令和元年度（2019）都市計画基礎調査

## 6. 交通体系

### ① 主要道路

揖斐川町の主要道路は、国道 303 号や国道 417 号を起点に県道や町道の整備が進んできました。現在、都市計画区域内には国道が 2 本、主要地方道が 1 本、一般県道が 7 本通っており、都市計画区域内をほぼ網羅する形で道路網が形成されています（表 2-20、図 2-29）。

なお、大野神戸インターチェンジの開通を始めとした東海環状自動車道の整備や、冠山峠道路の開通が予定されており、その開通に伴い交通量の増大が見込まれます。

表 2-20 揖斐川町の主要道路

区分	路線番号	道路名	起点	終点
国道 (県管轄)	303	国道 303 号	岐阜市	揖斐川町
	417	国道 417 号	大垣市	揖斐川町
主要地方道	32	春日揖斐川線	揖斐川町	揖斐川町
一般県道	251	揖斐川谷汲山線	揖斐川町	揖斐川町
	254	藤橋池田線	揖斐川町	池田町
	259	市場池田線	揖斐川町	池田町
	261	脛永万石線	揖斐川町	大垣市
	263	本庄揖斐川線	大野町	揖斐川町
	267	神原揖斐川線	揖斐川町	揖斐川町
	273	池田揖斐川大野線	池田町	大野町

出典：岐阜県域統合型 WebGIS

### ② 都市計画道路

都市計画道路の指定状況を見ると、町の中心部を斜めに縦断する（都）大野揖斐川線のほかに、東西方向に（都）三町大橋線、南北方向に（都）池田揖斐川線、（都）池田神戸線が計画されていますが、未整備区間が多く残っています（表 2-21、図 2-30）。

表 2-21 都市計画道路の状況

名称	計画	改良済	概成済
3.4.3 大野揖斐川線	7.92 km	0.81 km	0.02 km
3.4.4 池田揖斐川線			
3.4.5 三町大橋線			
3.4.6 池田神戸線			

出典：平成 30 年度（2018）都市計画現況調査

### ③ 公共交通

公共交通の状況を見ると、都市計画区域内には路線定期型バスとオンデマンドバスのバス交通、養老鉄道が運行されていますが、利便性の高い公共交通への形態の見直しや利用者増加のための施策、町が負担する運行補てん経費の増加などが課題となっています（図 2-27、図 2-28）。

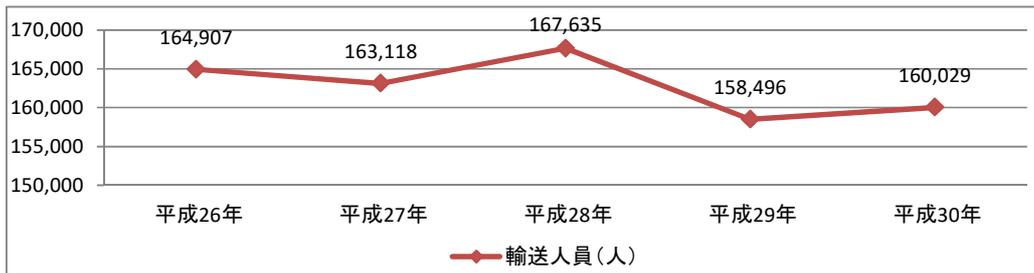


図 2-27 揖斐川町バス交通輸送人員の推移

出典：揖斐川町

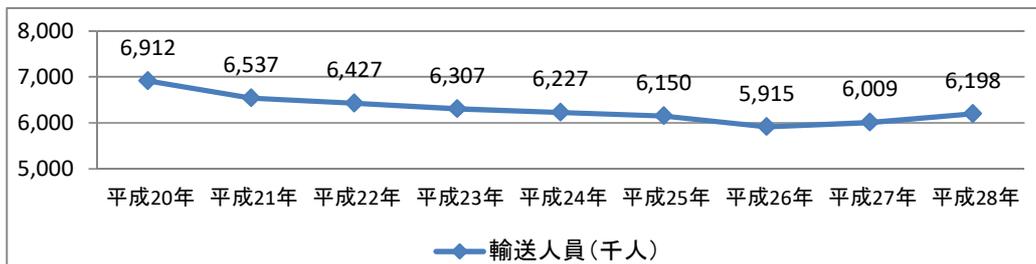


図 2-28 養老鉄道輸送人員の推移

出典：揖斐川町

- ▼大野神戸インターチェンジの開通を始めとした東海環状自動車道の整備や、冠山峠道路の開通により、広域からの流入交通量の増大が見込まれ、都市計画道路の未整備区間の整備促進を図るとともに、広域幹線道路へのアクセスの向上、中心市街地内交通網や地域内交通網の充実など新たな道路網を再考する必要があります。
- ▼町内の手軽な移動交通として、公共交通の利便性の向上を図るとともに、駅前地区（揖斐駅周辺）の再生等を図る必要があります。

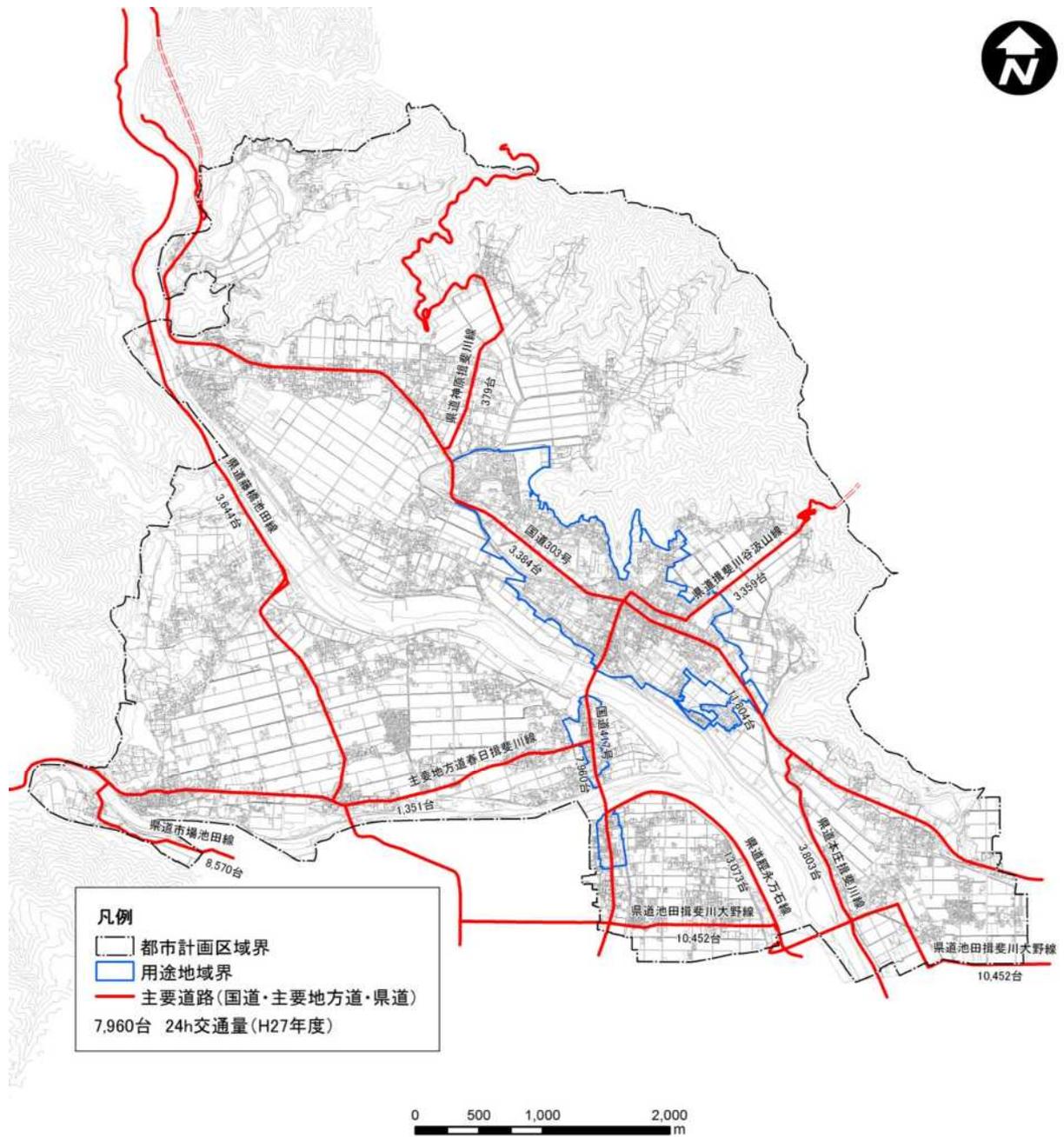


図 2-29 主要道路位置図

出典：岐阜県域統合型 WebGIS、平成 27 年度（2015）全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査

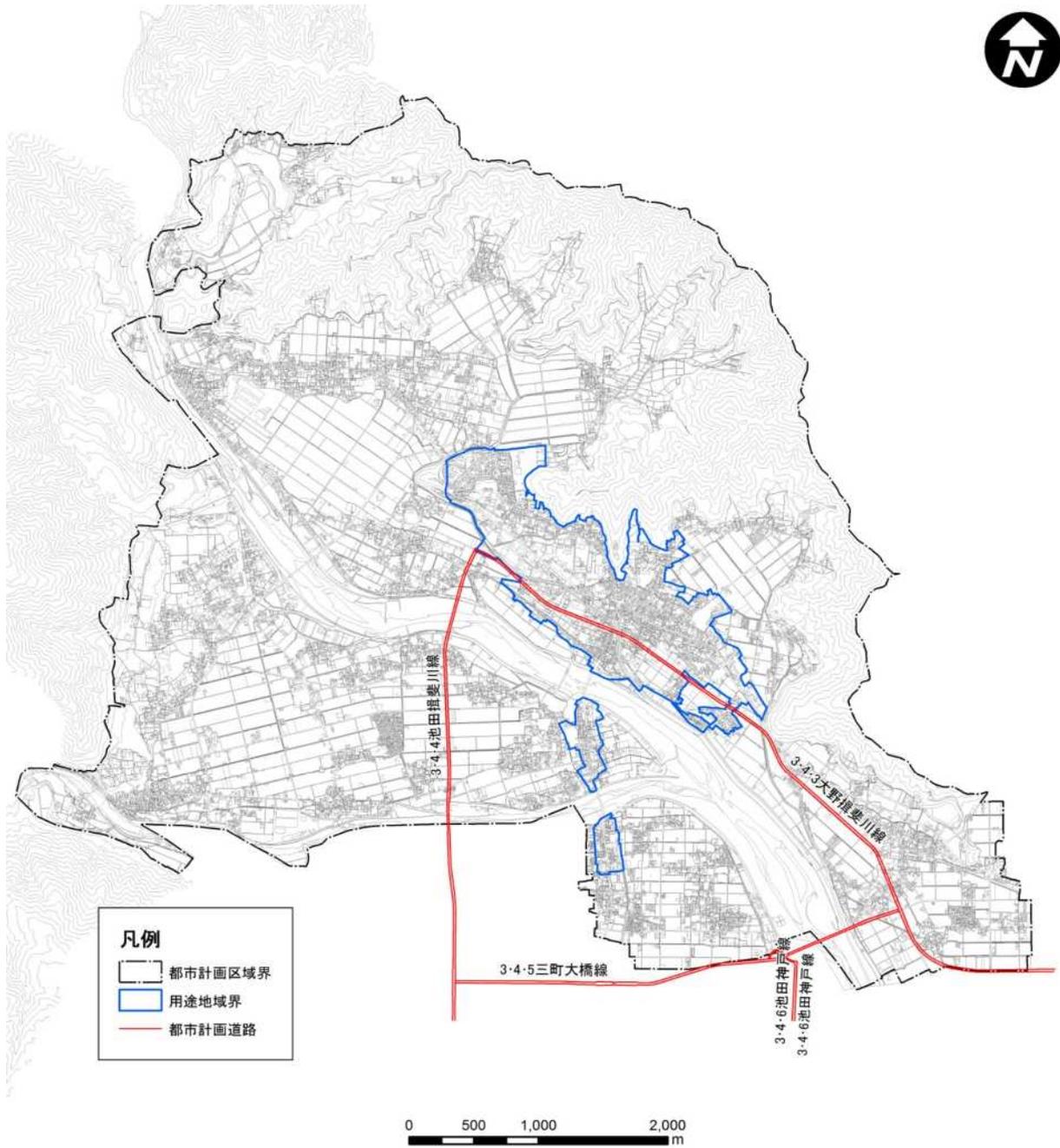


図 2-30 都市計画道路図

出典：揖斐都市計画区域・都市計画道路 GIS データ

## 7. 災害の危険性

岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震(阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老―桑名―四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震)の発生が想定されています。

養老―桑名―四日市断層帯地震や南海トラフの巨大地震については、揖斐川町において震度6弱以上の揺れに見舞われ、液状化が発生する可能性が高いと予測され、3つの内陸直下型地震については、震度5強以上の揺れになり、一部地域においては震度6強程度の揺れが発生すると予測されています。

揖斐川町には、新耐震基準以前である昭和56年(1981)以前の建物が全体の6割近くを占めており、これらの建物の倒壊や、倒壊による圧死・火事などの大規模な被害が懸念されます。

また、近年は、局地的な集中豪雨の発生などによる大規模な土砂災害や浸水害の発生が全国的に頻発しています。揖斐川町においても多くの土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が点在しており、その対策が急がれます。

- ▼阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、地震発生時の市街地の安全性確保や避難時の安全性確保、復旧・復興も視野に入れた活動拠点の確保など、災害に強いまちづくりが必要です。
- ▼頻発する集中豪雨に備え、河川や下水道の整備を中心とした治水対策に加え、流域対策や土地利用対策など、総合的な治水対策が必要です。
- ▼ハード整備の限界性を認識し、町民、事業者、行政等が連携・協力しながら、地域が一体となった防災体制づくりなど、防災機能・体制を充実する必要があります。

## 8. 財政力指数

過去10年間の揖斐川町の財政力指数の推移を見ると、平成20年度（2008）と平成21年度（2009）の0.45をピークに、平成25年度（2013）には0.39まで下降しました。その後は増加傾向に転じ、平成29年度（2017）は、ピーク時を超えて0.46まで上昇していますが、県平均や周辺市町と比較すると、大きく下回る状況が続いています。

表 2-22 財政力指数の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
揖斐川町	0.45	0.45	0.43	0.41	0.40	0.39	0.39	0.40	0.43	0.46
池田町	0.64	0.64	0.62	0.60	0.59	0.59	0.61	0.63	0.64	0.64
大野町	0.69	0.69	0.67	0.64	0.62	0.61	0.62	0.63	0.64	0.64
関ヶ原町	0.72	0.69	0.64	0.59	0.57	0.57	0.56	0.52	0.51	0.51
垂井町	0.77	0.76	0.72	0.68	0.68	0.70	0.72	0.71	0.71	0.71
県平均	0.65	0.65	0.62	0.60	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58

出典：総務省地方公共団体の主要財政指標一覧

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

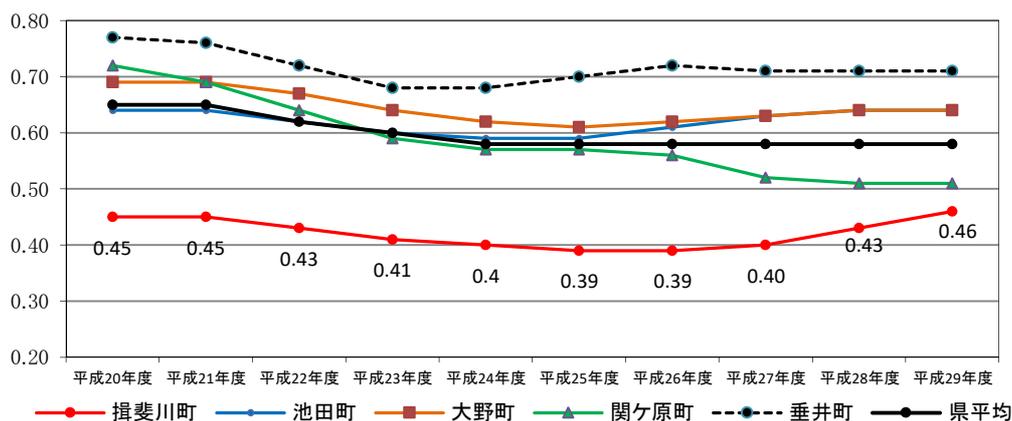


図 2-31 財政力指数の推移

▼公共施設等の更新に対し、新築中心の考え方から施設の長寿命化へと考え方を改め、将来における施設の更新費用負担を軽減させるとともに、経費の縮減と財政負担の平準化に配慮する必要があります。

## 9. 住民意向調査

都市計画マスタープラン策定にあたり、住民意向調査を平成30年（2018）12月に行いました。その結果から、まちづくりへのニーズの高い項目について分析すると以下のとおりです。

### ① 生活環境の満足度

現在の生活環境の満足度について、「やや不満」と「不満」の合計回答率が高いものは、1位が「子どもの遊び場や公園の利用のしやすさ」（66.6%）、2位が「鉄道・バスの公共交通の便利さ」（63.9%）、3位が「買い物の便利さ」（49.6%）となっています。公共交通、公園利用、買い物の利便性に対する不満度が高くなっています。

4位以降では、「生活道路の安全性や利用のしやすさ」（34.2%）、「地震・水害など自然災害への対策」（33.0%）、「火災、延焼に対する安全対策」（30.9%）、「犯罪などに対する安全対策」（30.6%）、「交通事故に対する安全対策」（33.8%）が3割を超えており、安心・安全に関する項目の不満度も高くなっています。

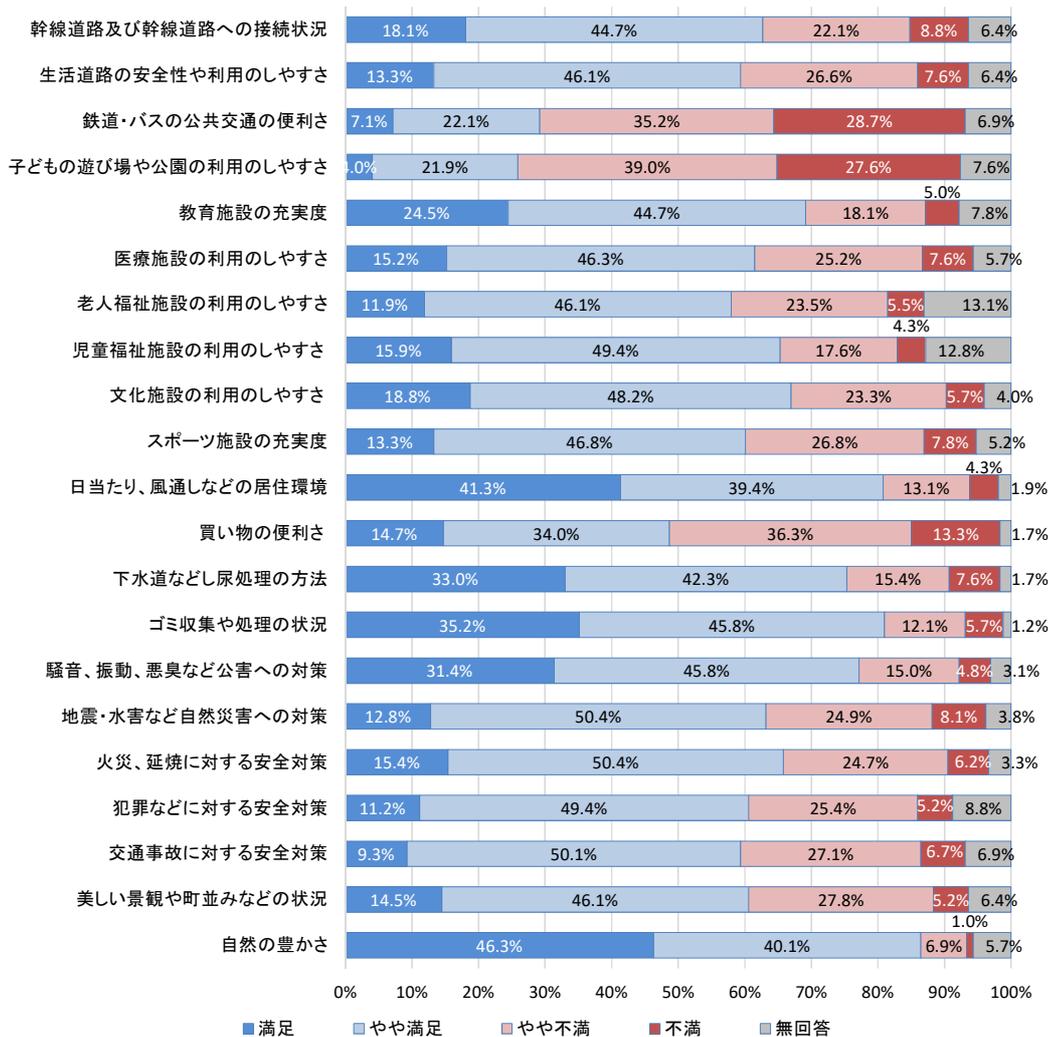


図 2-32 生活環境の満足度

② 生活環境の重要度

生活環境の重要度について、「とても重要」と「やや重要」の合計回答率を見ると、80%以上の重視されている項目が多くを占めます。

その中で、合計回答率90%を超える特に重要度の高い項目を見ると、1位が「火災、延焼に対する安全対策」(94.0%)、3位が「地震・水害など自然災害への対策」(93.4%)、4位が「買い物の便利さ」(91.5%)、5位が「犯罪などに対する安全対策」(90.8%)となっています。また、「交通事故に対する安全対策」(89.5%)が90%近い値を示しており、安心・安全に関する項目や買い物の便利さが重視されている傾向が見られます。

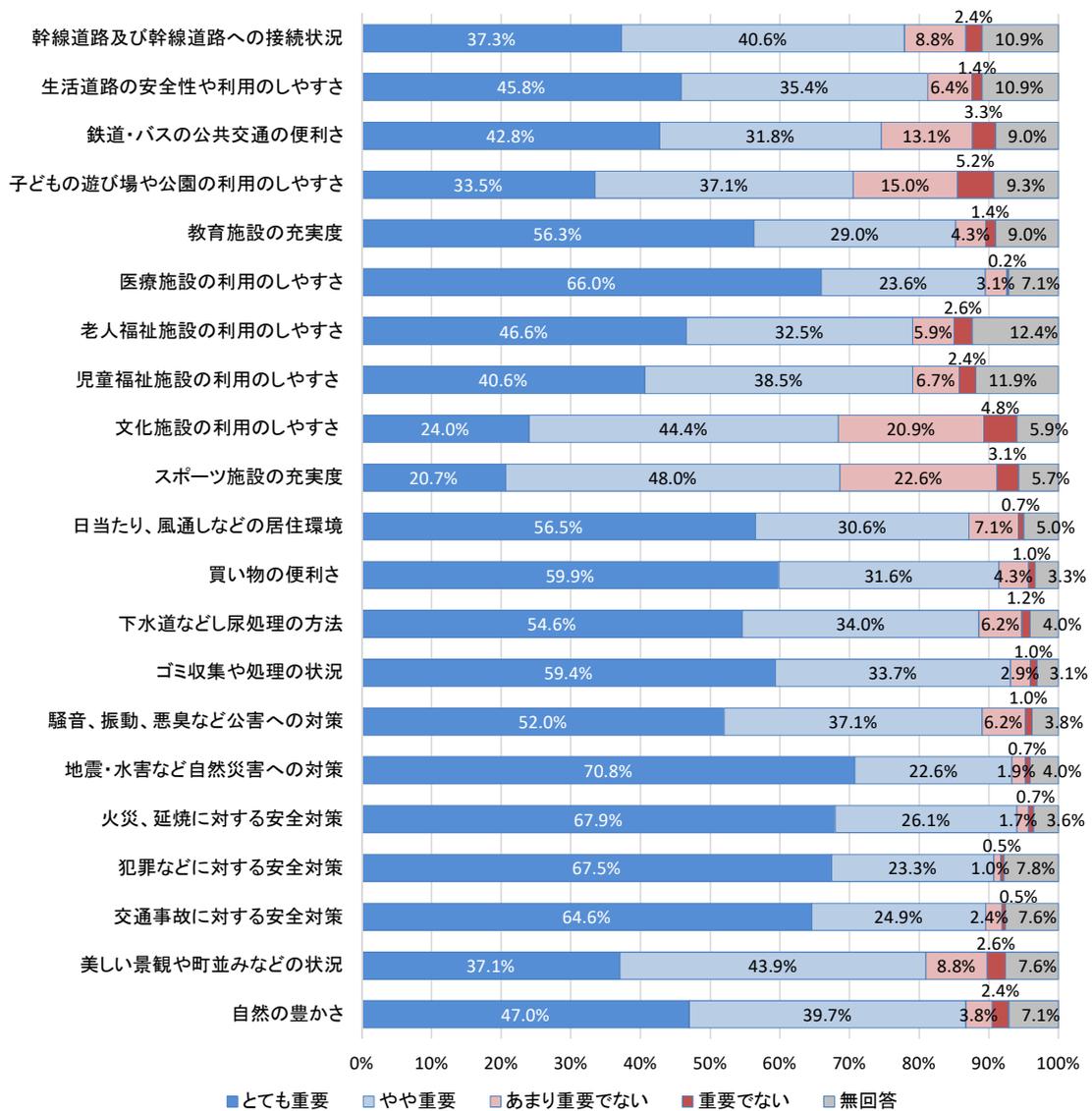


図 2-33 生活環境の重要度

③ まちづくりへの要望

●住宅地への要望

「既存住宅地内の空き地や空き家の活用を図る」(40.9%)が4割以上と多くを占め、続く「生活道路、下水道、公園等の生活環境を整備する」(25.7%)が3割近くを占めており、既存住宅地を中心に良好な住環境の維持・向上を求める意見が多くなっています。

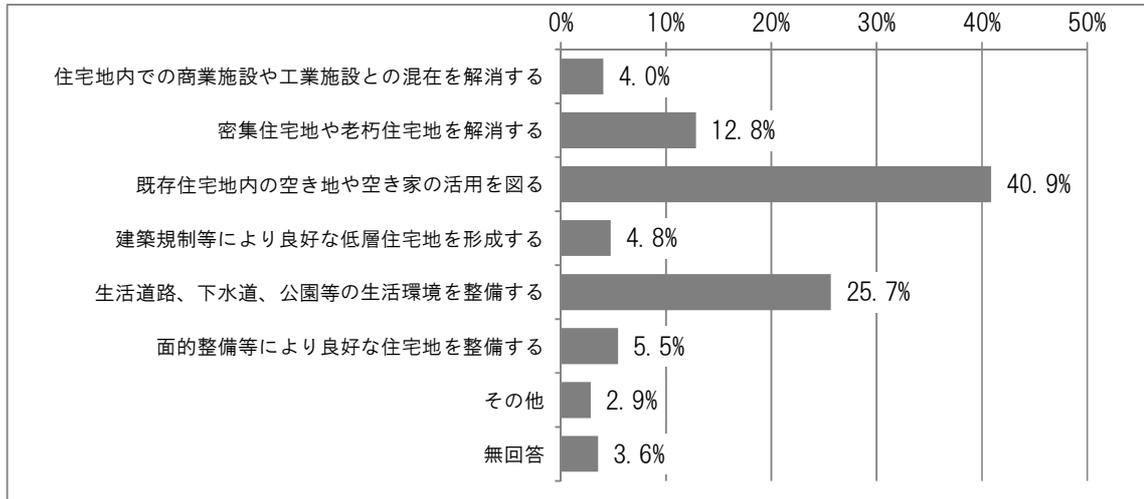


図 2-34 住宅地への要望

●商業地への要望

1位が「既存商業地の活性化を図り商業の拠点づくりをする」(25.4%)、2位が「幹線道路沿いに大型商業施設の立地を誘導する」(21.1%)、3位が「住宅地の周辺に商業施設を分散配置する」(19.2%)となっており、商業機能の強化を望む意見が多くなっています。

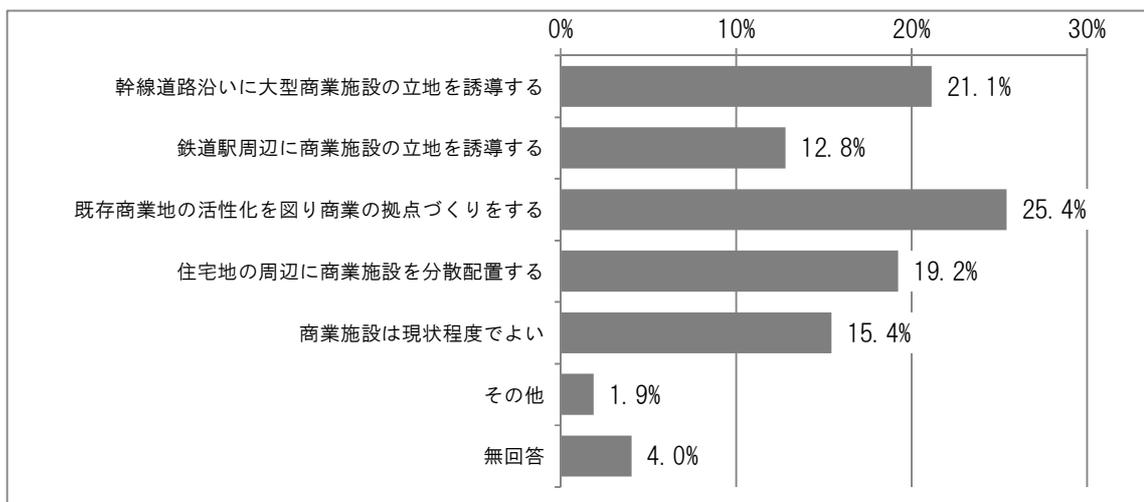


図 2-35 商業地への要望

### ●工業地への要望

1位の「(仮称)大野・神戸ICの整備に合わせ新たな工業団地の整備を図り工業振興を図る」(36.1%)が4割近くを占めており、工業の活性化を望む意見が多くなっています。しかし、2位に「工業用地は現状程度でよい」(22.1%)、3位に「工場敷地の緑化等を図り周辺環境との調和を図る」(14.3%)が続いており、無秩序な工業地の拡大に反対する意見や、周辺環境との調和を望む意見も見られます。

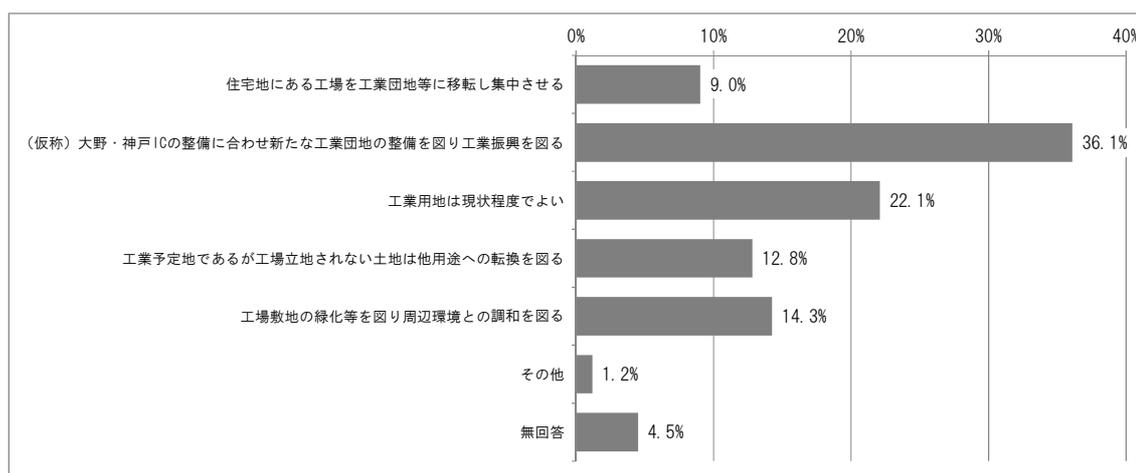


図 2-36 工業地への要望

### ●農地への要望

「農地の住宅用地等への土地利用転換はやむをえない」が最も多く39.4%を占めていますが、続く「農地は積極的に保全する」が30.9%を占めており、農地の転用を容認する意見と、農地の保全を望む意見の両方に分かれています。

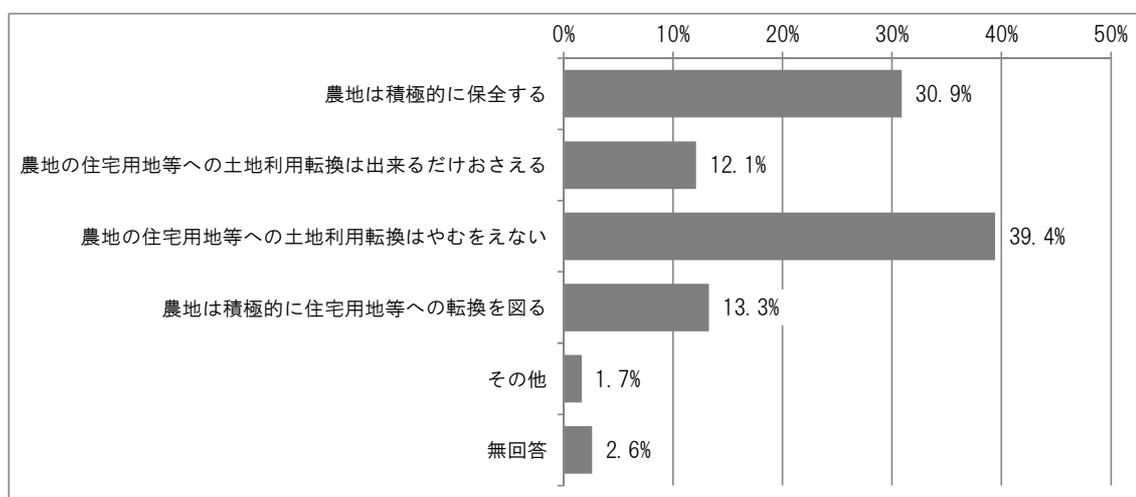


図 2-37 農地への要望

●山林への要望

「山林は積極的に保全する」(56.0%) が特出して高くなっています。

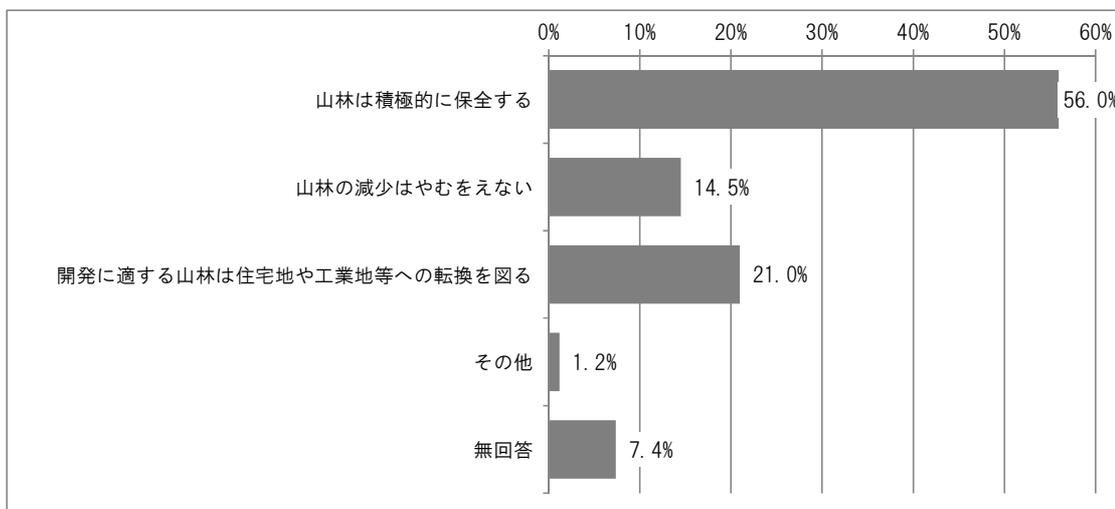


図 2-38 山林への要望

●道路整備への要望

1 位が「自動車がすれ違えない狭い道路の拡幅」(24.5%)、2 位が「地域内の生活道路の整備」(20.0%)、3 位が「歩行者や自転車の専用部分のある道路の整備」(18.3%) となっており、身近な生活道路を中心に利便性と安全性の向上を求める意見が多くなっています。

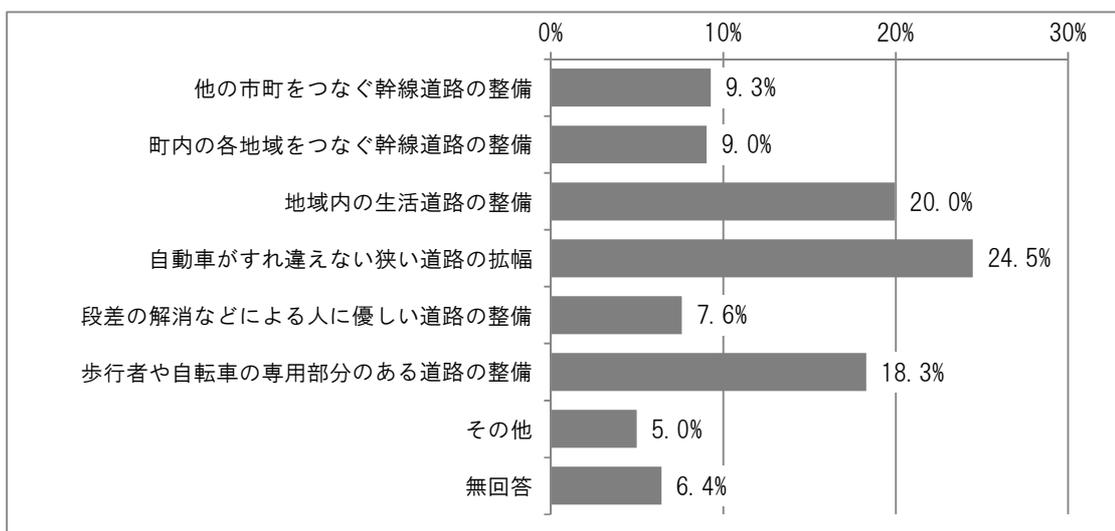


図 2-39 道路整備への要望

### ●公園整備への要望

1位が「子どもや高齢者が日常的に利用できる身近な公園の整備」(31.4%)、2位が「災害時の避難場所等となる防災機能を備えた公園の整備」(22.3%)となっており、日常生活において使いやすい身近な公園や防災機能を備えた公園の整備を望む意見が多くなっています。

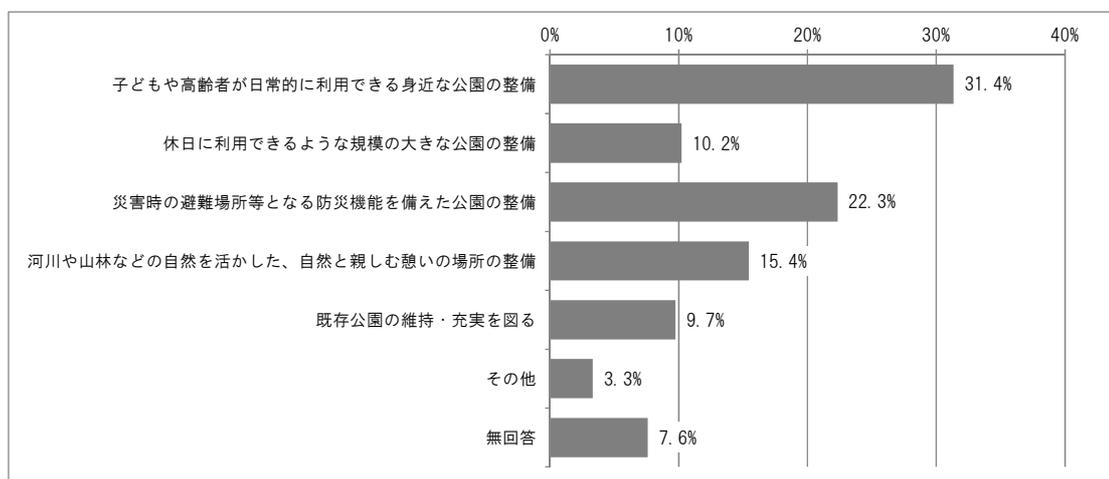


図 2-40 公園整備への要望

### ●公共交通への要望

「デマンドバスや乗り合いタクシーなどの公共交通を拡充する」(46.1%)が特出して高くなっています。

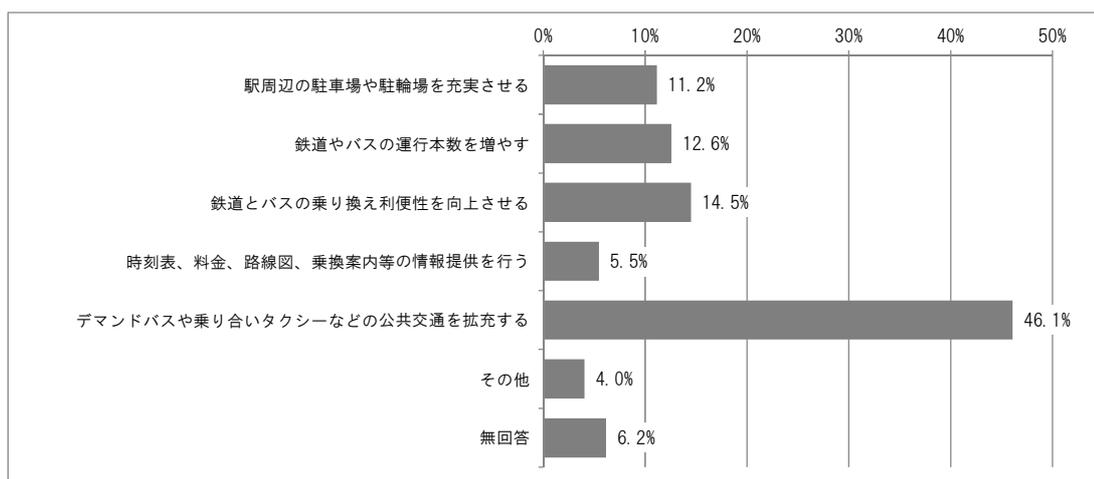


図 2-41 公共交通への要望

●地域活動への参加状況

1位の「時間がある時に時々参加している」(35.9%)と、2位の「普段からよく参加している」(19.0%)を合わせると5割以上(計54.9%)の人が参加している状況です。また、3位が「参加したいが忙しくて参加できない」(15.2%)となっており、地域活動への興味を持っている意見が多くなっています。

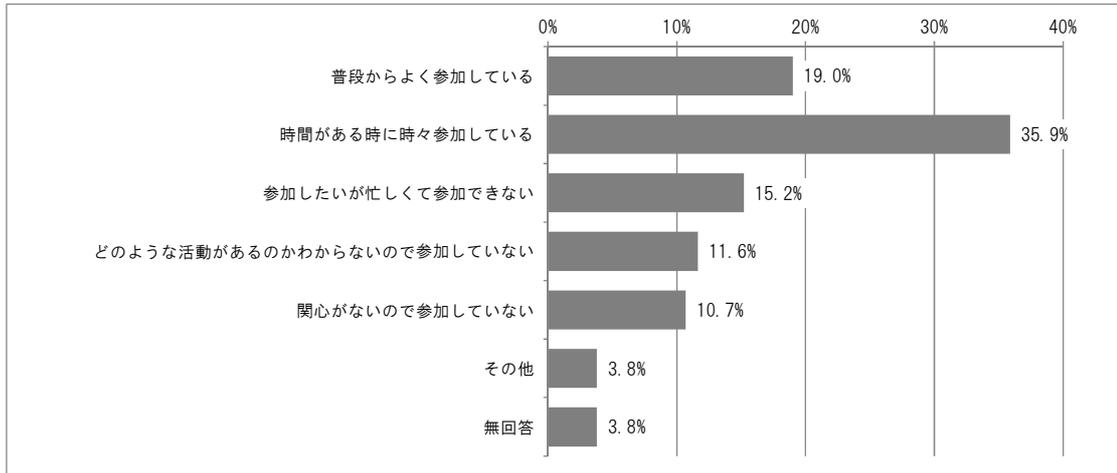


図 2-42 地域活動への参加状況

●まちづくりへの取組み方

1位が「地域住民と行政がお互いに話し合いながら協働により進める」(51.8%)、2位が「行政が主導で進め地域住民に意見を聞きながら進める」(28.3%)となっており、まちづくりを進める上で、住民の参加が重要と考える意見が多くなっています。

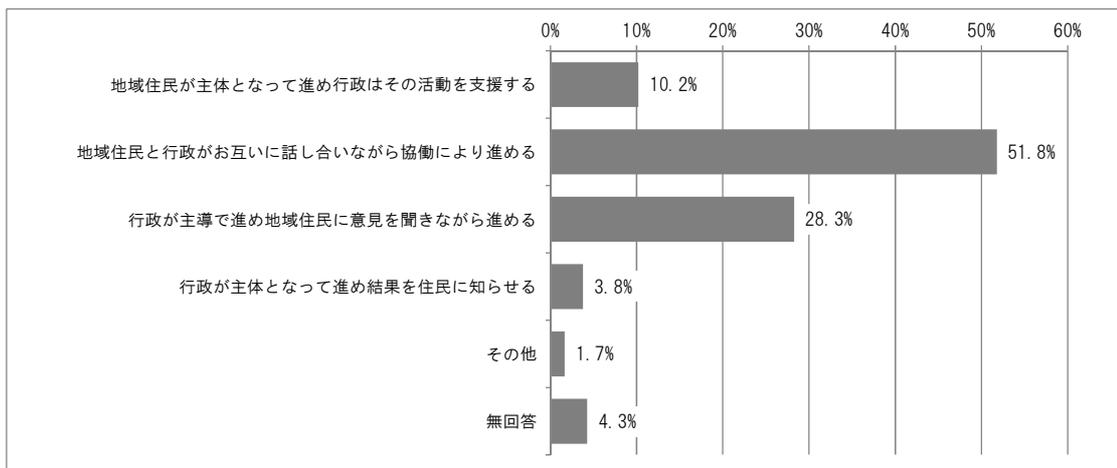


図 2-43 まちづくりへの取組み方

### ●行政への要望

1位が「まちづくり活動への財政的支援」(23.3%)、2位が「まちづくりを話し合うための機会や場所の提供」(20.9%)、3位が「専門家の派遣によるまちづくりの助言や指導」(17.6%)、4位が「まちづくりに関係する地域活動等の情報提供」(15.7%)となっています。

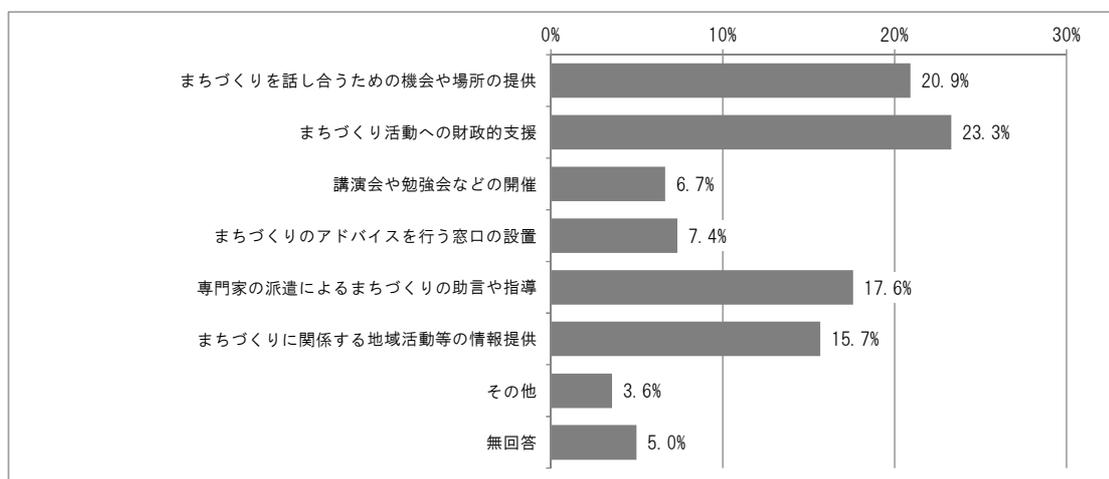


図 2-44 行政への要望

- ▼災害時の市街地の安全性確保や避難時の安全性確保、防犯等に配慮した施設整備や交通安全対策の充実、増加する空き家の解消など、防犯対策、防災対策を十分に考慮した住環境の形成を図る必要があります。
- ▼工業の活性化に向けて、住宅地と共存できる工業地の拡大を図る必要があります。
- ▼新たな商業地の形成、既存商業エリアの拡充、公共交通の改善等による買い物利便性の向上など、商業機能の強化を図る必要があります。
- ▼市街地内における身近な公園など、日常生活において使いやすい公園や防災機能を備えた公園の整備を図る必要があります。
- ▼町民の利便性の高い、公共交通の充実を図る必要があります。
- ▼農地や山林などの自然環境の保全に努める必要があります。
- ▼地域活動、まちづくり等への町民の関心は高く、町民の英知を集められる体制づくりが求められます。

## 第4節 まちづくりの特性と課題

まちづくりの課題を整理するとともに、そこから導かれる方向性を整理すると以下のようになります。

### (1) 暮らす

- ▼高齢者から子育て世代まで、多様な世代が安全に安心して定住できる住環境の形成を図る必要があります。
- ▼住工混在問題(住宅と工場が近接することで発生する騒音や振動等のトラブル)の防止を図る必要があります。
- ▼老朽化した木造家屋や、新耐震基準適用以前の建築物に対しての耐震診断・耐震改修を促進する必要があります。
- ▼持ち家率が高い地域であり、若年層の定住促進を進める意味からも、住宅取得や空き家の利活用のための、手厚いサポートが必要です。
- ▼公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など、地域の実情に応じた適切な生活排水処理計画の実施・支援を図る必要があります。
- ▼良好な住環境の形成や、企業誘致用の土地の確保を目指す意味からも、土地区画整理事業や工業団地の基盤整備等による計画的な都市開発を進める必要があります。
- ▼地震発生時の市街地の安全性確保や避難時の安全性確保、復旧・復興も視野に入れた活動拠点の確保など、災害に強いまちづくりが必要です。
- ▼頻発する集中豪雨に備え、河川や下水道の整備を中心とした治水対策に加え、流域対策や土地利用対策など、総合的な治水対策が必要です。
- ▼防犯等に配慮した施設整備や交通安全対策の充実、増加する空き家の解消など、防災対策を十分に考慮した住環境の形成を図る必要があります。
- ▼鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通の充実を図る必要があります。

方向性

**誰もが暮らしやすいまち**

## (2) 働く

- ▼まちづくりの主役となる若者が正規で働ける場の創出を目指し、民間活力の導入のための企業誘致を念頭に置いた工業用地の確保や、受入れ体制の整備促進による新規企業立地環境の充実など、雇用の場の確保を目指す必要があります。
- ▼地元消費拡大の促進や、地域に根差した商業サービスの提供など魅力ある商業環境の形成を目指し、新たな商業地の形成、既存商業エリアの拡充、公共交通の改善等による買い物利便性の向上など、商業機能の強化を図る必要があります。
- ▼大野神戸インターチェンジの開通を始めとした東海環状自動車道の整備や、冠山峠道路の開通に伴う広域幹線道路へのアクセスの向上を図り、交通便利性を活かした産業系の土地利用を誘導する必要があります。
- ▼農業の担い手の確保・育成、耕作放棄地の解消・利活用、新たな銘産物の創出等により、農業の活性化を目指す必要があります。

方向性

**地域産業が活力を生み出すまち**

## (3) 招く

- ▼広域からの集客も可能な魅力ある商業環境の形成を図る必要があります。
- ▼既存観光施設の魅力向上、新たな観光拠点の開発、道の駅など各観光施設のネットワークの強化等により、観光機能の強化を図るとともに、広域観光ルートの構築など他地域とのネットワーク化を図る必要があります。
- ▼町内の手軽な移動交通として、公共交通の利便性の向上を図るとともに、駅前地区（揖斐駅周辺）の再生等を図る必要があります。
- ▼広域からの流入交通量増大に対応できるよう、都市計画道路の未整備区間の整備促進を図るとともに、広域幹線道路へのアクセスの向上、中心市街地内交通網や地域内交通網の充実など新たな道路網を再考する必要があります。

方向性

**観光産業が交流と活気を生み出すまち**

#### (4) 憩う

- ▼農地や山林などの自然環境、粕川を始めとする河川環境に対して、その保全と活用を図るとともに、生態系・生物多様性の保護に努める必要があります。
- ▼拠点的公園に対し、さらなる充実を図り、地域活動・地域イベントに対する支援を強化する必要があります。
- ▼市街地内における身近な公園など、日常生活において使いやすい公園の整備を図る必要があります。



方向性

**豊かな自然を身近に感じられるまち**

#### (5) 活かす

- ▼地域活動、まちづくり等への町民の関心は高く、町民の英知を集められる機会を増やす体制づくりが求められます。
- ▼防災機能の強化に対し、ハード整備だけでなく、町民、事業者、行政等が連携・協力しながら、地域が一体となった防災体制づくりなど、防災機能・体制を充実する必要があります。
- ▼公共施設等の更新に対し、新築中心の考え方から施設の長寿命化、機能の複合化への考え方に改め、将来における施設の更新費用負担を軽減させるとともに、経費の縮減と財政負担の平準化に配慮する必要があります。



方向性

**町民の英知を活かしたまち**

## 第3章 全体構想



## 第1節 まちづくりの基本理念と基本目標

### 1. 基本理念

「揖斐川町第2次総合計画」では、揖斐川町の「将来像」を次のとおり定めています。

— 「揖斐川町第2次総合計画」 —

【将来像】

自然健幸のまち いびがわ

揖斐川町に暮らすわたしたち一人ひとりが、  
地域の課題解決に向けてそれぞれの立場から知恵を出し、  
ともに考え、支え合い、自然とともに健康で  
幸せに暮らせるまちをみんなで創ります。

「揖斐川町都市計画マスタープラン」においては、この「将来像」を実現するために、都市の現況や方向性を踏まえて、「まちづくりの基本理念」を次のとおり設定します。

【まちづくりの基本理念】

揖斐川町は、恵まれた自然環境のもと、これまで町民共有の財産として蓄積してきた文化、都市基盤、都市機能等を充実・更新しながら、誰もが住み続けたい、質の高い都市の形成を目指します。

その形成に向けて、交通、産業、環境、観光等、様々な機能における広域連携の強化による都市活力の持続的成長を目指すとともに、自然環境との共生、安全・安心度の向上、低炭素社会の構築を進めながら、美しさと豊かさのあるまちづくりを進めます。

住民とともに進める  
自然の恵み・暮らしやすさ・都市活力が  
調和したまち 揖斐川

## 2. 将来都市像

「基本理念」の実現に向け、次の5つの将来都市像を設定します。

### ① 誰もが暮らしやすいまち

誰もが安心かつ健康的で快適な生活を過ごせるよう、暮らしやすさ、働きやすさが充足した居住環境を確保しながら、災害に強く犯罪や交通災害の起きにくいまちづくりを推進します。

### ② 地域産業が活力を生み出すまち

大野神戸インターチェンジの開通を始めとした東海環状自動車道の整備、冠山峠道路の開通を起点に整備効果を十分に受け止められるよう、民間活力の導入のための企業誘致を念頭においた工業用地の区域の確保や、受入れ体制の整備促進による新規企業立地環境の充実により雇用の場の確保を目指します。

また、買い物利便性の向上だけでなく、広域からの集客も可能な魅力ある商業環境の形成に向け、既存商業地の再生と新たな商業地の形成を目指します。

### ③ 観光産業が交流と活気を生み出すまち

歴史資源を活かした景観整備や、古い町屋を活用した町並み、商業エリアの整備、地産品の販売や飲食店、時代のニーズに合った若者向けショップ等の地域資源を活かした観光拠点の整備を進めます。また、広域観光ルートの構築や、町内観光拠点を結ぶネットワークの強化等により、観光客数の増大を図るとともに、観光客と町民の交流を促進し、地域の社会・経済の活性化を図ります。

### ④ 豊かな自然を身近に感じられるまち

市街地周辺に展開する山林や河川などの豊かな自然環境を次世代に継承していくとともに、市街地においても、宅地内の緑化や公園・緑地など身近に緑を感じられる環境を保全・形成していきます。

### ⑤ 町民の英知を活かしたまち

全ての町民が、計画づくり・まちづくりに自らの英知を活かして主体的に参加できるシステムを構築し、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

### 3. 基本目標

#### ① 目標年次

揖斐川町都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市像やまちづくりの方針を明らかにするものであり、目標年次を令和20年度（2038）とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画に変更が生じた場合は、必要に応じて適宜見直していくものとします。

【目標年次】

令和20年度（2038）

#### ② 将来フレーム

平成27年（2015）10月に策定された「揖斐川町人口ビジョン」及び「揖斐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、人口減少を抑制するための様々な施策を推進し、令和42年（2060）の人口を11,500人程度に維持することを目標としています。

揖斐川町都市計画マスタープランにおいてもその目標を踏襲し、当該都市計画マスタープランの目標年次に近い令和22年（2040）人口の15,604人を参考に、令和20年度（2038）の人口を概ね16,000人程度とし、揖斐川町への人口流入を図るための住環境整備、都市機能の充実、産業振興に向けた環境整備などの様々な施策の展開により、人口減少が抑制できるまちづくりを目指します。

【令和20年度（2038）人口】

約16,000人

### ③ まちづくりの基本目標

将来都市像を実現するために必要な基本目標を以下のように定めます。

#### ●永く住み続けられるまちづくり

揖斐川町への定住者の促進を目指し、良好かつ利便性の高い住環境の形成を図ります。

#### ●働く場のあるまちづくり

就業機会を増やし、若者に魅力ある都市を形成するため、大野神戸インターチェンジや冠山峠道路の開通による整備効果を活かした企業誘致の推進に向けた土地利用を進めます。

また、既存商業や工業への支援を積極的に推進することで産業全体の活性化を図るとともに、自然・歴史・文化などの地域特性を活かした観光拠点づくりを進めます。

#### ●災害に強く安全なまちづくり

災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、地域の安全・安心を高める取組みにより、災害や犯罪の発生を抑え、被害の拡大を最小にするまちづくりを目指します。

#### ●コンパクトなまちづくり

少子高齢社会の進展による人口減少時代においては、中心市街地に公共施設や病院、商店などの都市機能が集約された利便性の高い生活拠点の形成が求められています。そのため、これまで拡散傾向にあった都市構造から集約型の都市構造へと転換を図ります。

#### ●自然環境に配慮したまちづくり

揖斐川町の優良な農地や山林、河川空間などの自然資源は、町の貴重な財産です。これらの良好な自然資源は、環境問題なども踏まえて、次世代に引き継ぐため適正に保全していく必要があります。恵まれた自然と身近にふれあえる「自然環境との共生」を目指し、秩序あるまちづくりを推進します。

## 4. 将来都市構造

土地利用の現況や将来の開発構想などを踏まえ、将来都市構造を以下のように定めます。

### ① 軸

#### ●都市連携軸

揖斐川町と周辺都市を結ぶ道路を「都市連携軸」に位置づけ、整備予定の都市計画道路については、その整備促進を目指します。なお、都市計画道路については、早期の整備促進を目指し幅員等の見直しを図るとともに、冠山峠道路開通後、福井県からの大幅な流入交通量の増加が見込まれることから、(都)大野揖斐川線の延伸を新規提案路線として位置づけま

#### ●地域連携軸

町内各地域を結ぶ道路を「地域連携軸」に位置づけ、都市計画道路の未整備区間の整備促進を目指します。

#### ●自然環境軸

揖斐川町の中心部を流れる揖斐川と南部を流れる粕川を「自然環境軸」に位置づけ、親水性と回遊性の向上を目指します。

### ② エリア

#### ●住宅エリア

人口減少が進む中、人口流入と定住化を促進させていくための区域を「住宅エリア」に位置づけ、良好な住環境の形成とゆとりある空間の確保に向け、土地区画整理事業や地区計画等を活用しながら、生活道路や公園、下水道等の基盤整備の充実、用途混在の抑制等を目指します。

#### ●田園環境保全エリア

揖斐川町都市計画区域内の多くの面積を占める農地と集落が点在する区域を「田園環境保全エリア」に位置づけ、優良農地と良好な住環境(集落地)が共存するエリアの形成を目指します。

#### ●自然環境保全エリア

揖斐川町に広がる山林を「自然環境保全エリア」に位置づけ、豊かな森林環境の保全を目指し、人と自然との共生を図ります。

### ●商業エリア

揖斐川町の中心地として発展してきた地区であるとともに、(都)大野揖斐川線とその延伸の整備に伴い、将来大幅な交通アクセス性の向上が見込まれる地区を「商業エリア」として位置づけ、商業機能の強化に加え、サービス・居住等複合的な機能を誘導します。

### ●沿道サービスエリア

沿道サービス系の土地需要が見込まれる交通利便性の高い幹線道路沿道地区を「沿道サービスエリア」に位置づけ、周辺の居住環境や田園環境に十分配慮しながら、町の活力と利便性の維持・向上を図るための土地利用を誘導します。

## ③ 拠点

### ●商業拠点

既に大規模商業施設が立地し、(都)大野揖斐川線と(都)池田揖斐川線の結節点となる地域は、今後も商業系土地需要の向上が見込まれることから「商業拠点」として位置づけ、町の活力の維持・向上に向けた空間としての土地利用を誘導します。

また、養老鉄道揖斐駅周辺は、アクセス拠点としての魅力向上を図るため「商業拠点」として位置づけ、養老鉄道を利用する町民や来訪者の利便性向上を図るための土地利用を誘導します。

### ●工業拠点

既に大規模工場が立地する地区や、大野神戸インターチェンジの開通を始めとした東海環状自動車道の整備や冠山峠道路の開通により、開発ポテンシャルが大幅に高まると予想される地区については、「工業拠点」に位置づけ、周辺環境との調和に十分配慮しながら操業環境のさらなる向上を目指すとともに、新たな用地整備を進め、積極的な企業誘致を目指します。

### ●交流拠点

地域交流センターが位置する地区を「交流拠点」に位置づけ、文化活動の交流の場や発表の場づくりを行い、地域間・世代間の交流活動を推進します。

### ●自然環境活動拠点

粕川オートキャンプ場、朝鳥公園、城台山公園を「自然環境活動拠点」に位置づけ、自然とふれあえる活動の拠点としての機能充実を図ります。

また、粕川は「ミズベリング・プロジェクト」の活動の場として、地域住民や民間企業等が水辺空間を活用する場としての機能充実を図ります。



## 第2節 将来像実現のための主要課題

将来都市像を実現するための主な課題として、以下のことがあげられます。

### ● 永く住み続けられるまちづくりへの課題

暮らしやすいまちとするためには、身近な生活環境の充実を図ることが重要であり、生活道路や下水道、公園などの生活基盤施設の整備・充実を図る必要があります。

また、人口流入を目指した新たな宅地供給を進めるとともに、地域に根差した既存商業施設や工場施設などとの共存・調和を図る必要があります。

### ● 働く場のあるまちづくりへの課題

産業振興を図るため、土地利用においても揖斐川町の活力創出に配慮する必要があります。特に、利便性の高い地域における商業・業務系施設などの誘導、工業地における操業環境の向上などに対応していく必要があります。

また、観光振興において「住んでみたい、訪れてみたい」と思ってもらえることが重要な要素であり、豊かな自然や歴史・文化遺産を活かした、町民にとっても魅力が感じられ愛着のもてる観光施策と連携したまちづくりを進めることが重要です。

### ● 災害に強く安全なまちづくりへの課題

安心で安全なまちづくりを進めるため、避難、救急、消防などの活動が円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難場所を確保するとともに、浸水被害対策、耐震化など、防災環境の充実を目指す必要があります。

また、少子高齢社会への対応、防災・防犯に配慮したまちづくり、交通基盤の整備や交通安全性の確保など、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れ、誰もが安心して快適に暮らせるよう生活に密着したまちづくりを目指す必要があります。

### ● コンパクトなまちづくりへの課題

中心市街地や各拠点地区に高度な都市機能の集積を図るとともに、住宅やこれに付随する生活利便施設を集積させ、無秩序な宅地化を抑制する必要があります。

また、町内全体を結ぶ道路網と公共交通網の構築を図り、円滑な交通流動と町民の安全性、利便性を確保する必要があります。

### ● 自然環境に配慮したまちづくりへの課題

河川・水路等の水辺空間や、優良農地や山林等の緑地空間を積極的に保全・活用するため、良好な自然資源の保全に配慮した市街地整備を計画的に進め、無秩序な市街化を抑制していく必要があります。

## 第3節 都市整備の方針

### 1. 土地利用の方針

#### ① 土地利用の規制・誘導の基本方針

無秩序な開発を抑制しつつ、利便性の高い地域などに都市的土地利用を計画的に誘導し、土地の有効利用を図ることによって、地域ごとにメリハリのある土地利用を実現し、都市活力の維持・向上を重視したまちづくりを目指します。

特に、揖斐川町の中心であるとともに、大野神戸インターチェンジと冠山峠道路の開通による整備効果の受け皿となりえる中心市街地や幹線道路の沿道地域には、町の活力の維持・向上にも資する都市的土地利用を計画的に誘導します。なお、冠山峠道路の開通に伴う新規都市計画道路の決定や既存都市計画道路の延伸にあわせて、用途地域の変更を行います。

また、都市に近接する緑として、揖斐川町の貴重な財産にもなっている農地や森林などの自然的土地利用については、市街地内に残存するものも含め、積極的な保全を基本とします。特に、市街地周辺に広がる一団の農地・緑地等については、適切な保全・管理を推進し、うるおいのある都市環境の形成に努めるとともに、各地に点在する既存集落についても、周辺の自然環境との調和に十分に配慮しながら、コミュニティの活性化に向けた集落環境の整備を進めます。

#### ② 用途別土地利用の方針

##### ●住宅地

現在、住居専用地域（第2種中高層住居専用地域）としての用途地域が指定されている地区については、住環境と調和しない用途や形態の建物の混在を防止して、快適で暮らしよい環境を維持します。

揖斐駅周辺地域については、駅周辺の魅力向上を図るとともに、交通アクセス性の高い良好な住宅地の形成を目指し、用途混在の防止に努めるとともに、道路・公園などの整備も含めた計画的な住宅地整備を進めます。

幹線道路沿い、あるいはその後背地などの、土地利用の混在や都市基盤が未整備の住宅地については、地区計画制度などの活用、道路の拡幅整備や公園などの公共施設を確保し、防災面や安全性に配慮した住環境の改善を図ります。

地区内に既に立地している工場については、工場敷地内の緑化や工場の低公害化等を促進し、住宅と工場が共存しうる環境形成を図ります。

##### ●住商複合地

中心市街地とその周辺の主要幹線道路沿道については、歴史的な中心性、中心商業地としての機能の集積、交通結節点であることの有利さなどから、商業、業務、文化、住宅などの機能が高度に集積した広域的な「住商複合地」と位置づけ、交通基盤の整備や適切な高度利

用、都市機能の誘導、歩行者空間の整備などを進めます。また、古い町並みの残る本町通では、道路修景や歩行者空間の整備等を検討し、観光客の誘致に努めます。

交通量が多い主要幹線道路の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

### ●工業地

既に大規模工場が立地する地区とその周辺地区、あるいは、工業地としての開発ポテンシャルが高い地区については、新たな工業用地の整備を含め、生産機能の向上を目指した環境整備を進めます。特に、既存大規模工場周辺は、工場等の集約を図る地域として工業系用途地域の指定を検討します。

同時に、既存の工場については、敷地内緑化の促進に努めながら、周辺環境に配慮した操業環境の創出を図ります。

### ●交流・情報発信地

地域交流センターの整備と連動した周辺環境の再編により、交流や情報発信機能を高め、揖斐川町の中心拠点としての土地利用を図ります。

### ●集落地

地域の生活向上や活性化に資する開発行為の誘導、集落地の整備・保全など、保全と整備のバランスを十分に図り、無秩序な土地利用が行われないよう進めていきます。

### ●農地

優良農地については、維持・保全を原則とし、安定した営農環境の形成と良好な田園空間の保全に向けて、農業基盤の整備とともに農地として積極的な利用・管理を図ります。

### ●山林等

まとまった山林や緑地が残されている地域については、町にうるおいを与える貴重な地域資源として、積極的な保全・管理を図ります。

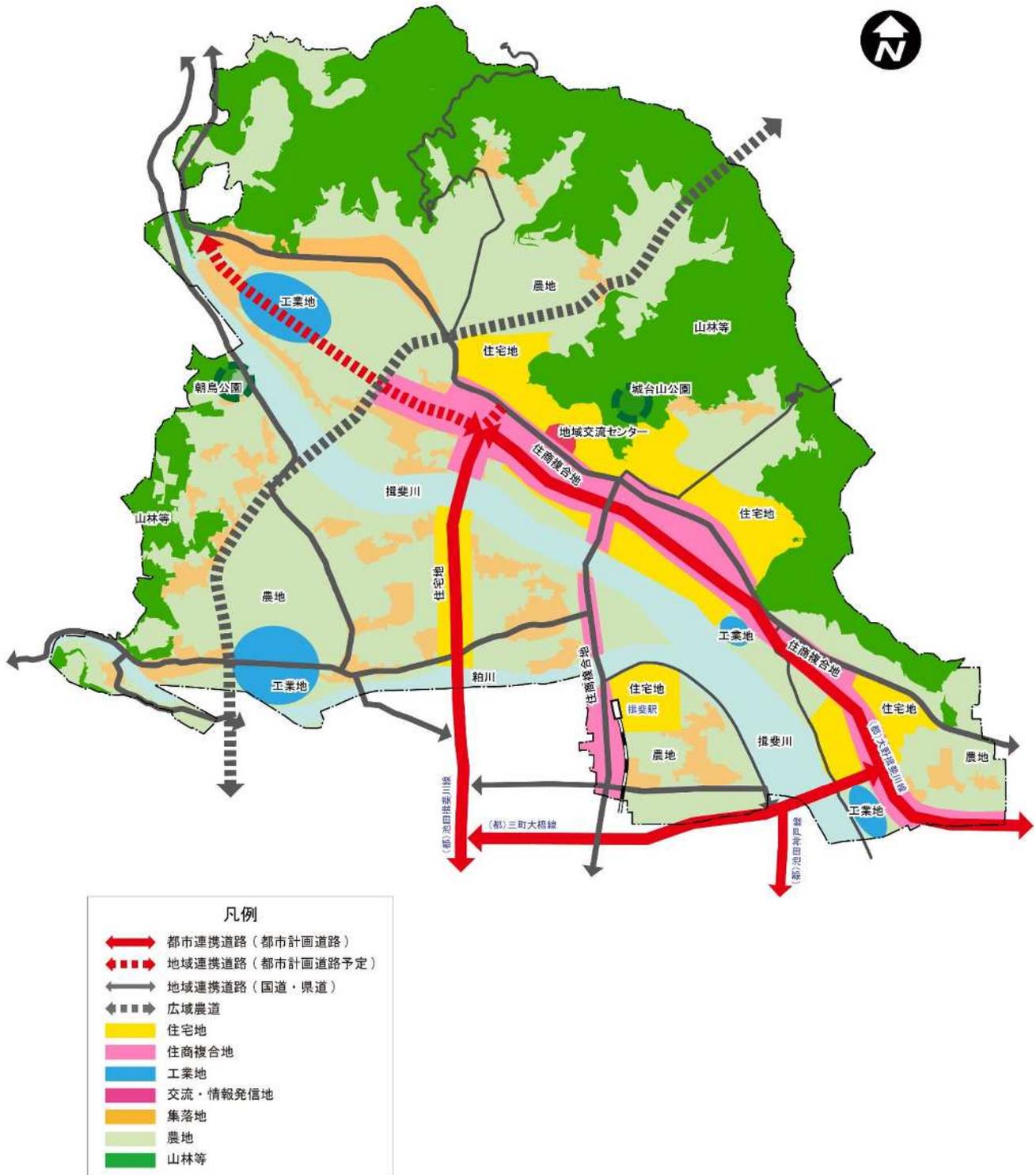


图 3-2 土地利用方針图

## 2. 都市施設等の整備方針

### ① 道路

- ◇揖斐川町の町内地域と周辺都市を結ぶ道路を「都市連携軸」、町内各地域を結ぶ道路を「地域連携軸」に位置づけ、都市計画道路の整備促進を目指します。但し、人口減少に伴う交通需要の変化、整備財源の緊縮要請等の社会情勢を踏まえ、長期間未着手となっている区間については計画幅員等を見直します。
- ◇冠山峠道路開通後、福井県からの大幅な流入交通量の増加が見込まれることから、（都）大野揖斐川線の延伸路線を新規提案道路として配置するとともに、中心市街地内において流入する交通量の分散を目指した新たな道路網（（都）池田揖斐川線の延伸）を配置し、整備促進を目指します。
- ◇生活道路については、日常生活の安全性や利便性の向上を図るため、地域の主要な生活道路を中心に、建築時の後退道路制度による道路の拡幅改良、あるいは、すれ違い場所の確保などの手法を導入し、狭あい道路の解消を図ります。
- ◇鉄道駅、商店街、学校及び町民利用施設周辺など、歩行者の利用が多い道路については、誰もが安心して歩けるよう歩車道の分離を図るとともに、歩道の段差解消・改善などのバリアフリー化の推進を図ります。
- ◇道路及び橋梁の利便性、安全性を確保するため、計画的な整備、適切な維持管理を行っていきます。

### ② 公共交通

- ◇養老鉄道については、ダイヤの本数の増設、大垣駅における乗継の円滑化等を関係機関へ要請し利便性の向上を図ります。
- ◇路線定期型バス、オンデマンドバスについては、最適な運行に努めるとともに、新たな市街地整備や道路整備などに併せて、交通体系を検討し利便性の向上を図ります。



### ③ 公園・緑地

- ◇市街地周辺に展開する山林は、重要な緑地資源であり、無秩序な開発を抑制するとともに、保全活動等を支援し、森林資源の維持・保全に努めます。
- ◇揖斐川や粕川、中心市街地を回遊する河川や水路等は、町を代表する自然・景観資源であるとともに、動植物の貴重な生息の場となっており、ごみ投棄の防止活動や町民参加などによる河川の清掃美化により、良好な水辺環境の保全を図ります。
- ◇揖斐川、粕川は、町民が身近に自然と触れあうことができる良好な水辺空間として、自然環境の保全とともに親水空間の整備を検討します。特に、粕川は「ミズベリング・プロジェクト」の活動の場となっており、町民や来訪者のレクリエーションや水辺活用の場としての機能向上を図ります。
- ◇粕川オートキャンプ場、朝鳥公園、城台山公園については、緑の拠点として、緑豊かなうるおいのある空間づくりを進めるとともに、自然環境活動拠点としても、多くの人々が利用できる魅力ある施設として充実を図ります。
- ◇町民の身近な憩いの場やコミュニケーションの場、防災拠点となる公園、広場、緑地などは、地域の特性に応じた整備を推進するとともに、既存の公園については、利用ニーズに合わせた適切な維持管理と施設の充実を図ります。
- ◇既成市街地や集落の社寺境内などの樹林は、町民の身近な緑地として、所有者の協力を得ながら保全を図ります。
- ◇工場や商業施設といった大規模開発に対する緑化指導、生垣緑化など所有者の協力を得ながら緑化を推進し、緑豊かなうるおいある町並みの形成を図ります。
- ◇民間ボランティアによる森林整備や緑化活動、緑化推進のための人材育成、町民との協働による公園づくりを推進するなど、町民と行政が連携を図りながら、緑の保全・創出を進めます。

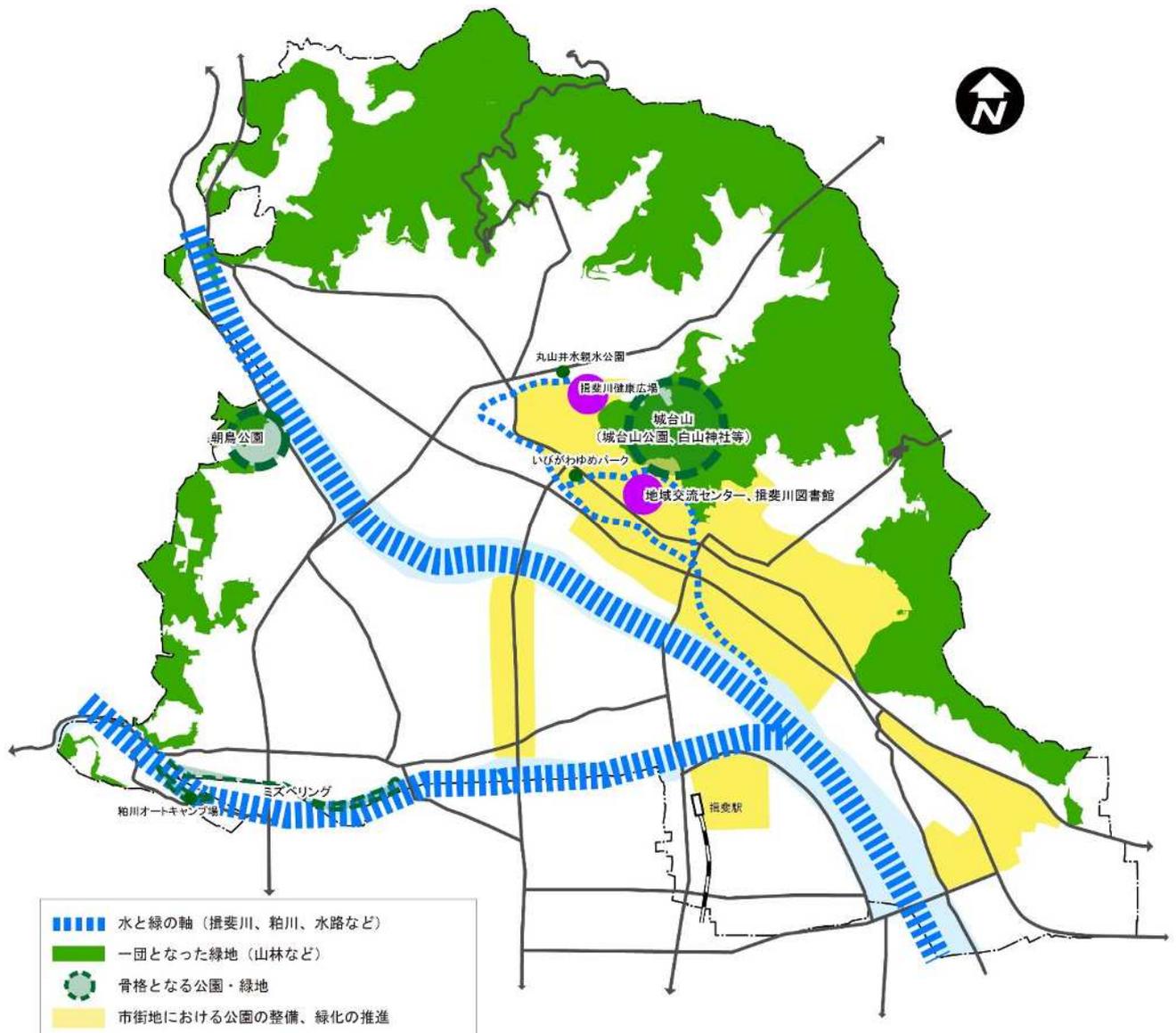


図 3-4 公園整備方針図

#### ④ 下水道

- ◇公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など地域の実情に応じて適切な生活排水の処理を計画的に実施・支援し、汚水処理人口普及率（下水道処理人口普及率）の向上を目指します。
- ◇公共下水道施設、農業集落排水施設への接続の推進を図り、下水道事業等の会計の健全化に努めます。

#### ⑤ 河川

- ◇水辺の植栽等の適切な維持管理に努め、良好な水質を保全します。
- ◇水害防止のため、国、県に対し護岸整備を強く要望します。
- ◇ごみ投棄の防止活動や町民参加などによる河川の清掃美化により、良好な水辺環境の保全を図ります。

#### ⑥ 住宅

- ◇老朽化した公営住宅については、老朽化対策を図るとともに、統廃合を含めた再生・整備計画を検討します。
- ◇地震時の建築物の損壊の軽減を目指し、耐震化を促進します。特に被害が大きくなることが予想される新耐震基準適用以前の建築物の耐震診断・耐震改修を促進します。
- ◇人口減少に伴う空き家の増加が予測され、居住環境の悪化、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。
- ◇定住人口の拡大に向けて、遊休地の活用等による民間の住宅整備・宅地開発を促進するとともに、適正な指導を行い、周辺環境との調和に配慮した良質な住宅供給を誘導します。
- ◇町外からの移住者の受入促進や町内での定住化を図るため、住宅の新築や改修に対する助成や固定資産税の減免の実施等、住宅取得に対する経済的負担を軽減します。また、0円宅地制度や、3世代の同居・近居者に対する助成制度の充実、空き家バンク制度の取組みを推進し、移住・定住を促進します。

### 3. 都市防災・防犯の方針

- ◇土砂災害を引き起こす可能性の高い危険箇所を把握し、国や県への要望を行うことにより、防災施設の整備を促進します。加えて、水源のかん養や土砂流出防止など森林の公益的機能の維持・向上を図るため、間伐等の森林整備を促進します。
- ◇地震時の建築物の損壊の軽減を目指し、耐震化を促進します。特に被害が大きくなることが予想される新耐震基準適用以前の建築物の耐震診断・耐震改修を促進します（再掲）。
- ◇大規模災害発生時の集落の孤立を防ぐため、避難・救助体制を整備するとともに、集落への複数のアクセスルート確保を推進します。
- ◇雨水・雪対策として、道路の側溝や水路の整備、除雪事業などを適切に実施します。
- ◇平時から大規模災害が発生した際のことを想定し、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興事前準備に取り組みます。
- ◇市街地、集落地においては、街頭防犯カメラ・街路灯の設置や、道路、公園の防犯に配慮した整備・改修などを推進し、安心・安全な住環境づくりに努めます。

### 4. 都市環境形成の方針

- ◇揖斐川や粕川の水辺景観、豊富な山林による緑地景観、田園、屋敷林、社寺境内林の身近な景観など、大切な景観資源を維持・保全するとともに、まちづくりへの活用を図ります。
- ◇公共施設の整備にあたっては、周辺の景観を阻害しないようなデザインに配慮するとともに、緑化の推進等を図ります。
- ◇市街地及び農業集落地においては、景観形成に向けたルールづくりなど、地域の特性に応じた良好な町並みの形成を図るとともに、町内に残る社寺、史跡、歴史的な街道などの歴史・文化資源の保全・活用を図ります。

### 5. コンパクトで機能的なまちづくりの方針

- ◇住、商、工の都市機能が、適切な位置に集約配置されるような土地利用の規制・誘導を図ります。
- ◇集約配置された都市機能を、歩車道が分離された安全な道路や、デマンドバスなどの公共交通でつなぐことにより、快適な生活環境の形成と、商業、工業、観光などの産業振興に寄与することを目指します。



## **第4章 地域別構想とその実現に向けて**



## 第1節 地域設定

全体構想のまちづくり方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるために本町を7つの地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めます。

### 1. 地域設定

地域区分は、市街地の形成状況や日常生活圏、全体構想における将来都市構造などを考慮し、設定します。

- 本町は、合併前の旧町村単位で下図に示すように6つの地域（揖斐川・谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内）に区分されます。その中で、都市計画区域は揖斐川地域にのみ指定されています。
- 揖斐川地域は、小学校区を基本とし、地理的要件も考慮の上、さらに6つの地域（揖斐・大和・北方・清水・脛永・小島）に区分されます。
- 揖斐川地域以外の5地域は、まとめて1つの地域設定とします。
- 地域別構想では、揖斐川地域内の6つの地域とそれ以外の地域の7つに地域について、まちづくり方針を定めます。

#### ■地域区分図（揖斐川地域内）



■地域区分図（揖斐川地域外）

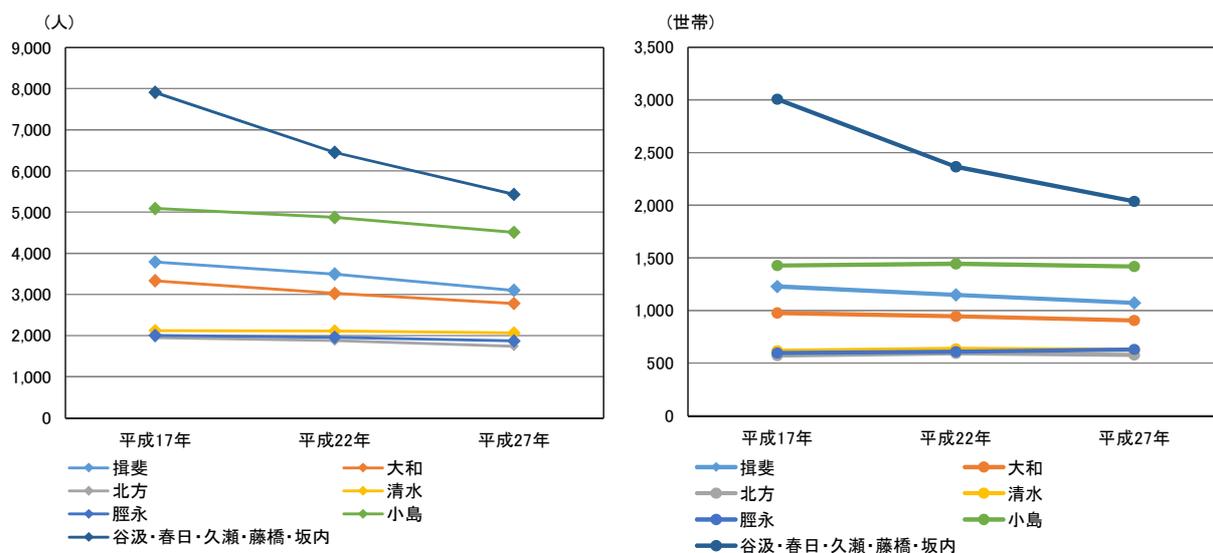


## 2. 地域の特性

各地域の特徴は以下のとおりです。

### <人口・世帯>

地域名	地域特徴
揖斐	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口、世帯数とも大きく減少しています。</li> <li>少子高齢化が急速に進展しています。</li> </ul>
大和	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口、世帯数とも大きく減少しています。</li> <li>少子高齢化が急速に進展していますが、他地域に比べ高齢化率は低くなっています。</li> </ul>
北方	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口は大きく減少していますが、世帯数の減少は比較的少なくなっています。</li> <li>少子高齢化が進展していますが、他地域に比べ緩やかに推移しています。</li> </ul>
清水	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口、世帯数とも減少傾向にあります。減少数は比較的少なくなっています。</li> <li>少子高齢化が急速に進展しています。</li> </ul>
脛永	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口は減少傾向にあります。世帯数はほぼ横ばいとなっています。</li> <li>少子高齢化が急速に進展しています。</li> </ul>
小島	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口は大きく減少していますが、世帯数の減少は比較的少なくなっています。</li> <li>少子高齢化が急速に進展しています。</li> </ul>
谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口、世帯数とも大きく減少しています。</li> <li>少子高齢化が急速に進展し、高齢化率が非常に高くなっています。</li> </ul>



出典：各年国勢調査

図 4-1 人口(左図)・世帯数(右図)の推移

＜土地利用・建物利用状況＞

地域名	地域特徴
揖斐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三輪地区の国道 303 号沿道を中心に市街地が形成され、住宅用地、商業用地、工業用地が混在しています。</li> <li>・北部から東部にかけて山林が広がり、南部には揖斐川が流れています。</li> <li>・建物用途別では、住居系建物が 70%以上を占めています。</li> </ul>
大和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上南方地区の国道 303 号沿道を中心に市街地が形成され、地域交流センターなどの公共施設が立地しているほか、規模の大きな商業施設も複数立地しています。</li> <li>・北東部には山林が広がり、南部には揖斐川が流れています。</li> <li>・建物用途別では、住居系建物が 70%以上を占めています。</li> </ul>
北方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 303 号沿道に市街地が形成されているほか、大規模な工業施設が立地しています。</li> <li>・北部に山林が広がり、その一部は開発されゴルフ場として利用されています。</li> <li>・建物用途別では、住居系建物が 70%以上を占めています。</li> </ul>
清水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 303 号沿道等に市街地、集落地が形成されています。</li> <li>・北部に山林が広がり、西部から南部にかけて揖斐川が流れています。</li> <li>・建物用途別では、住居系建物が 80%近くを占めています。</li> </ul>
脛永	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 417 号沿道に市街地が形成されているほか、農地の中に住宅用地が混在しています。</li> <li>・東部に揖斐川が、北部に粕川が流れています。</li> <li>・建物用途別では、住居系建物が 80%以上を占めています。</li> </ul>
小島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の中に市街地、集落地が点在して形成されています。また、粕川沿いには工業用地が多く点在しています。</li> <li>・西部に山林が広がり、南部には粕川が流れています。</li> <li>・建物用途別では、住居系建物が 70%以上を占めており、工業系建物が 10%を超えています。</li> </ul>
谷汲・久瀬・春日・藤橋・坂内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の大部分が山林で占められています。</li> </ul>

## ＜都市施設の状況＞

地域名	地域特徴
揖斐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路は、国道 303 号、国道 417 号、一般県道揖斐川谷汲山線の 3 路線で構成されています。</li> <li>・都市計画道路として、(都) 大野揖斐川線が計画されており、一部事業中です。</li> <li>・公園施設として、城台山公園が整備されています。</li> </ul>
大和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路は、国道 303 号、一般県道神原揖斐川線の 2 路線で構成されています。</li> <li>・都市計画道路として、(都) 大野揖斐川線、(都) 池田揖斐川線の 2 路線が計画されていますが、いずれも未整備です。</li> <li>・公園施設として、いびがわゆめパークが整備されています。また、健康広場、町民プール等スポーツ施設も整備されています。</li> </ul>
北方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路は、国道 303 号、一般県道藤橋池田線の 2 路線で構成されています。</li> </ul>
清水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路は、国道 303 号、一般県道本庄揖斐川線の 2 路線で構成されています。</li> <li>・都市計画道路として、(都) 大野揖斐川線、(都) 三町大橋線の 2 路線が計画されており、(都) 大野揖斐川線は一部事業中です。</li> </ul>
脛永	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路は、国道 417 号、一般県道脛永万石線、一般県道池田揖斐川大野線の 3 路線で構成されています。</li> <li>・都市計画道路として、(都) 池田神戸線が整備されています。</li> </ul>
小島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路は、国道 417 号、主要地方道春日揖斐川線、一般県道藤橋池田線、一般県道市場池田線の 4 路線で構成されています。</li> <li>・都市計画道路として(都) 池田揖斐川線が計画されていますが、現在、未整備です。</li> <li>・公園施設として、朝鳥公園が整備されています。また、粕川沿いに粕川オートキャンプ場が整備されています。</li> </ul>
谷汲・久瀬・春日・藤橋・坂内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路として、揖斐川沿いに国道 303 号、国道 417 号が通っています。</li> </ul>

### 3. 地域別構想の課題と整備方策

地域別構想の課題と整備方策を以下のように設定します。

#### ■各地域に共通する課題と整備方針

##### ○生活道路の整備・充実

密集した市街地や集落地では、歩行者の安全性に配慮した身近な生活道路の整備・充実を推進します。

##### ○下水道施設の普及

公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など、地域の実情に応じた適切な生活排水処理施設の整備を推進・支援します。

##### ○建築物の耐震化の促進

老朽化した木造家屋や、新耐震基準適用以前の建築物に対しての耐震診断・耐震改修を促進します。

##### ○空き家対策

地域の防災力・防犯力の低下を防ぐため、増加する空き家の解消に向けた施策・支援の充実を図ります。

##### ○公共交通の充実

デマンドバスや乗り合いタクシーなどの公共交通サービスを充実させ、町内全体の公共交通網の構築を図ります。

##### ○観光機能の強化

本町の豊かな自然や歴史・文化資産を活かし、観光施設の魅力向上や観光施設の回遊ルートに充実に努めます。

##### ○自然環境の保全・活用

農地や山林、河川などの自然環境について、生態系・生物多様性の保護に努めるとともに、身近に自然とふれあえる場としての活用を図ります。

## ■地域別の課題と整備方策

揖斐地域『揖斐川町の中心市街地』	
整備テーマ：揖斐川町の中心市街地の再整備	
整備課題	まちづくり方針
・町中心地として、商業の活性化と魅力の創出が必要	中心市街地の活性化
・都市計画道路の整備促進と、安全な歩行空間の確保が必要	移動環境の充実
・山林、河川など自然環境の保全 ・密集市街地の改善等による良好な居住空間の確保が必要	住環境の充実

大和地域『交流と賑わいのエリア』	
整備テーマ：交流拠点・商業拠点としての活力ある市街地整備	
整備課題	まちづくり方針
・地域交流センターを中心に、憩い・交流の場としての利便性向上が必要	交流拠点の充実
・商業施設の集約と充実による、施設利用者の利便性向上が必要	商業地の環境整備
・都市計画道路の整備促進と、安全な歩行空間の確保が必要	移動環境の充実
・山林、河川など自然環境の保全 ・拠点施設や商業施設に近接した住みやすい良好な居住空間の確保が必要	住環境の充実

北方地域『工業集積のエリア』	
整備テーマ：工業拠点としての工場等集積地の整備	
整備課題	まちづくり方針
・新たな工業用地の整備と、新規企業の誘致が必要	工業拠点の環境整備
・都市計画道路の整備促進と、安全な歩行空間の確保が必要	移動環境の充実
・保全と整備のバランスのとれた計画的な土地利用が必要	集落地の環境整備
・山林、河川など自然環境の保全 ・既存住宅地の保全と土地利用の明確化による良好な居住空間の確保が必要	住環境の充実

清水地域『快適な住環境エリア』	
整備テーマ：良好な住環境の整備	
整備課題	まちづくり方針
・土地利用の混在解消や都市基盤の充実による住環境の改善が必要	住宅地の環境整備
・都市計画道路の整備促進と、安全な歩行空間の確保が必要	移動環境の充実
・山林、河川など自然環境の保全 ・既存住宅地の環境保全と土地利用の明確化による良好な居住空間の確保が必要	住環境の充実

脛永地域『駅を中心とした交流・住環境エリア』	
整備テーマ：揖斐駅を中心とした市街地整備	
整備課題	まちづくり方針
・揖斐駅周辺の商業機能の充実、居住環境の向上が必要	揖斐駅周辺の環境整備
・都市計画道路の整備促進と、安全な歩行空間の確保が必要	移動環境の充実
・河川など自然環境の保全 ・公共交通の利便性を活かした良好な居住環境の確保が必要	住環境の充実

小島地域『自然と調和した住環境・観光エリア』	
整備テーマ：自然と共存する都市基盤整備	
整備課題	まちづくり方針
・粕川の水辺環境を活用した空間整備が必要	粕川の水辺環境整備
・都市計画道路の整備促進と、安全な歩行空間の確保が必要	移動環境の充実
・山林、河川など自然環境の保全 ・近接工業地等への通勤利便性の高い良好な居住空間の確保が必要	住環境の充実

## 第2節 地域別まちづくり方針と整備方策

### 1. 揖斐地域

#### 整備テーマ

#### 揖斐川町の中心市街地の再整備



#### ① 地域の概況

本地域は、本町通りには昔ながらの町並みが残り、古くから揖斐川町の中心市街地であった地域です。国道 303 号沿道では住商複合の土地利用がされ、国道 303 号の南には（都）大野揖斐川線の整備が進んでいます。

本地域は、北部から東部にかけて山林が広がり、南部には揖斐川が流れ、豊かな自然に囲まれています。

地域内には、揖斐川町役場や揖斐小学校、県立揖斐高等学校、揖斐厚生病院等が立地するほか、三輪神社や揖斐城址等歴史・文化資産も多く分布しています。

#### ② まちづくり方針

##### (1) 中心市街地の活性化

国道 303 号及び（都）大野揖斐川線の沿道は、本町の中心市街地として、商業の活性化や居住環境の向上等により、魅力とにぎわいのある市街地環境の形成を図ります。

##### (2) 移動環境の充実

道路網の充実と道路機能強化等により、交通利便性の向上と交通安全の確保を図るとともに、市街地内における歩行者周遊ルートの充実に努めます。

##### (3) 住環境の充実

市街地周辺の山林や水辺などの自然環境を保全するとともに、狭あい道路の解消や計画的な市街地整備を推進し、良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ③ 分野別整備方策

##### (1) 土地利用の方針

###### ●住商複合地

国道 303 号及び（都）大野揖斐川線の沿道は、商業、業務、文化、住宅などの機能が集積した「住商複合地」として、交通基盤の整備や商業施設の誘導・既存商業地の活性化、歩行者空間の整備等を進めます。

古い町並みが残る本町通り及びその周辺地域では、三輪神社を含めた周遊ルートを設定し、道路修景や歩行者空間の整備、電線の地中化等を推進するほか、ICTや環境技術を駆使し、環境に配慮したスマートシティの構築を目指します。また、空き家を活用した商業施設やサテライトオフィス、宿泊施設の誘致、改修支援等を検討します。

揖斐厚生病院東側の区域では、土地区画整理事業による計画的なまちづくりを推進し、住宅と商業施設等の調和を図ります。また、来訪者の立ち寄りスポット、地場製品の販売、情報発信の拠点となる道の駅整備を検討します。

### ●住宅地

住商複合地の周囲の地域は、住宅や工業施設、農地が共存する住宅地として、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制を検討するとともに、宅地開発や狭あい道路の解消を計画的に進め、居住環境の維持・改善を図ります。

### ●工業地

本地域南側の揖斐川沿いの区域では、新たな工業用地としての整備を検討し、住宅地に混在する工業施設の集約や新たな企業誘致を目指します。

### ●集落地・農地

一般県道揖斐川谷汲山線沿道や揖斐川沿いのまとまった農地は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として維持を図ります。また、農地周辺の集落地では、居住環境の維持・改善に努めます。

### ●山林等

地域北部のまとまった山林は、揖斐城址を含む歴史深い地域であり、地域にうるおいを与える重要な緑地として保全・管理に努めるとともに、町民が身近に緑と歴史にふれあう場としての活用を検討します。

## (2) 都市施設等の整備方針

### ●道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を促進します。また、地域連携軸である国道303号、国道417号について、関係機関と連携し、適正な維持管理を推進します。

一般県道揖斐川谷汲山線は、日本遺産西国33番霊場である谷汲山華嚴寺へ向かう旧巡礼街道と重なる区間が多く、広域的な観光周遊ルートとして案内板の設置等の環境整備を推進します。

●歩行者空間

市街地内の本町通りは、古い町並みを活かした沿道環境整備や安全な歩行者空間の確保、電線の地中化等、三輪神社と連携した歩行者周遊ルート整備を検討します。

●公園・緑地

城台山公園では、緑豊かなうるおいのある空間づくりを進めるとともに、地域イベントでの活用や身近に緑とふれあう場として活用できるよう、公園施設等の充実を図ります。

●河川・水辺空間

桂川は、町民が身近に自然とふれあうことができる良好な水辺空間として、自然環境の保全とともに親水空間の維持・整備を検討します。また、市街地を流れる河川、水路等に沿って周遊ルートを計画し、既存道路を活用した遊歩道等の整備を検討します。

(3) 都市防災の方針

市街地における防災力を向上するため、緊急輸送道路としての都市計画道路の整備とともに、住宅の耐震化を促進します。

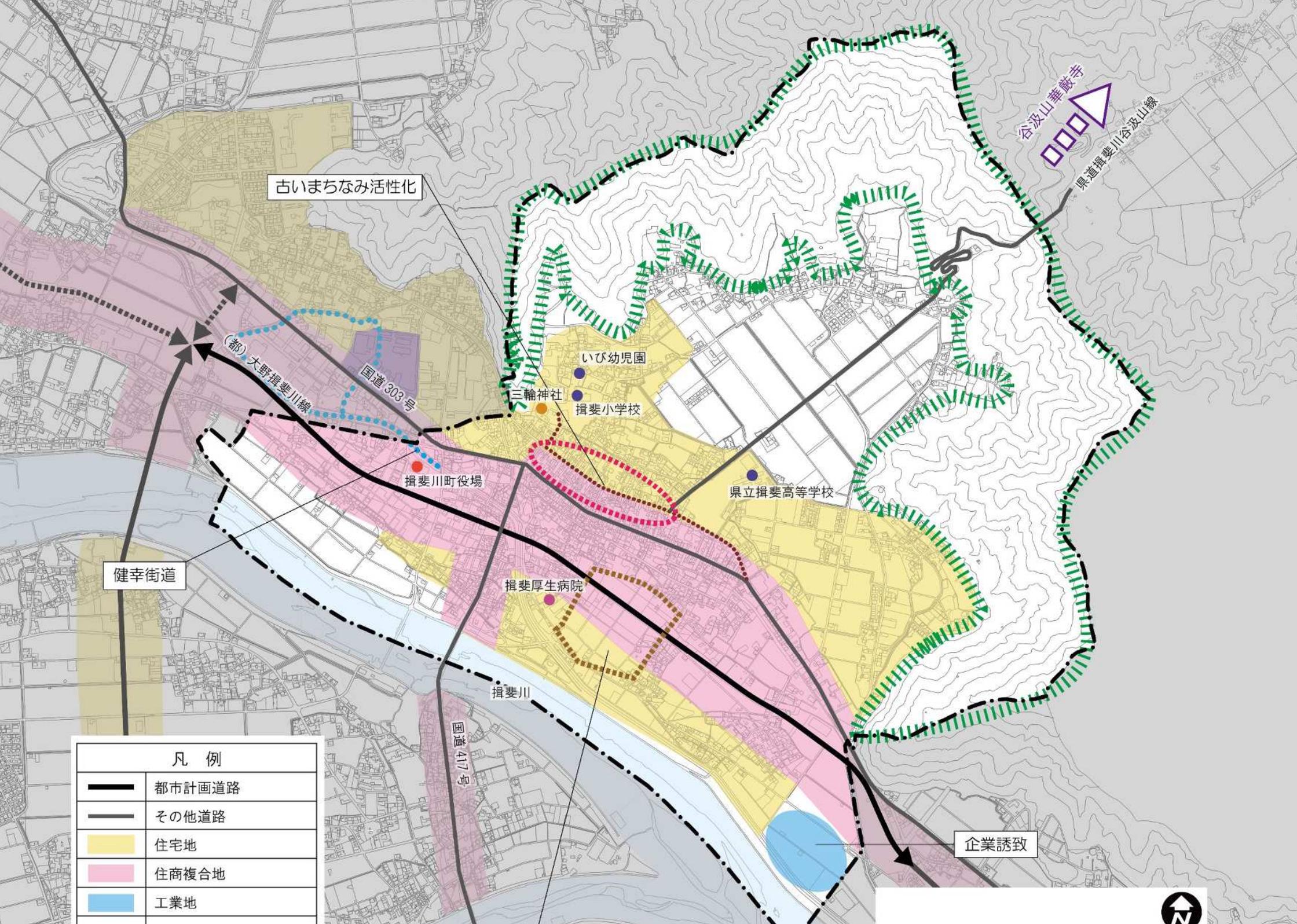
洪水や土砂災害などの災害時における町民の安全確保のため、避難場所や避難路の機能強化に努めます。

揖斐厚生病院付近に、緊急時に対応可能なヘリポートの整備を検討します。

(4) 都市景観形成の整備の方針

山林の緑地景観や揖斐川の水辺景観は、本地域を代表する景観として保全に努めます。また、社寺境内林は身近な郷土景観として、維持・保全を図ります。





古いまちなみ活性化

(都)大野揖斐川線

国道303号

揖斐川町役場

健幸街道

揖斐厚生病院

国道417号

揖斐川

いび幼稚園

三輪神社

揖斐小学校

県立揖斐高等学校

谷汲山華嚴寺

県道揖斐川谷汲山線

企業誘致

凡 例	
	都市計画道路
	その他道路
	住宅地
	住商複合地
	工業地





## 2. 大和地域

### 整備テーマ

#### 交流拠点・商業拠点としての活力ある市街地整備



#### ① 地域の概況

本地域は、国道 303 号沿道に地域交流センター等の公共施設や、規模の大きな商業施設が集約し、本町の交流拠点、商業拠点として、多くの町民に利用されています。

本地域は、北部から東部にかけて山林が広がり、南部には揖斐川が流れ、豊かな自然に囲まれています。

地域内には、地域交流センターや揖斐川図書館、大和小学校、揖斐警察署等が立地しています。

#### ② まちづくり方針

##### (1) 交流拠点の充実

地域交流センター一帯は、本町の交流拠点として、文化活動や発表の場としての機能を充実させるとともに、町民や訪問者が憩い、交流できる場として利便性の向上を図ります。

##### (2) 商業地の環境整備

既存の商業施設を中心に新たな商業施設の集積に努めるとともに、施設利用者の利便性向上を図ります。

##### (3) 移動環境の充実

道路網の充実と道路機能強化等により、交通利便性の向上と交通安全の確保を図るとともに、市街地内における歩行者周遊ルートの充実に努めます。

##### (4) 住環境の充実

市街地周辺の山林や水辺などの自然環境を保全するとともに、計画的な市街地整備を推進し、拠点施設や商業施設に近接した住みやすい良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ③ 分野別整備方策

##### (1) 土地利用の方針

##### ●住商複合地

国道 303 号及び（都）大野揖斐川線、（都）池田揖斐川線の沿道は、商業、業務、文化、

住宅などの機能が高度に集積した「住商複合地」として、交通基盤の整備や商業施設の誘導・既存商業地の活性化、歩行者空間の整備等を進めます。

既存の商業施設周辺は、今後も商業施設の誘致・集約、駐車スペースの確保などを進め、本町の商業拠点として利便性の向上に努めます。

既存の福祉施設等の老朽化が進んでいることから、新たに多機能型で統合された子育て支援・福祉施設の拠点整備を検討します。

### ●住宅地

住商複合地に隣接する住宅地は、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制を検討し、居住環境の維持・改善を図ります。

### ●交流・情報発信地

地域交流センターや図書館など町民が多く集まる施設を中心に、交流や情報発信機能高めるとともに、ジビエや地場産野菜など特産品を使った飲食店等の誘致を検討し、揖斐川町の交流拠点としての土地利用の誘導を図ります。

### ●集落地・農地

山林と住宅地の間に位置するまとまった農地は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として維持を図ります。また、農地周辺の集落地では、居住環境の維持・改善に努めます。

### ●山林等

地域北部から東部に広がる山林は、地域にうるおいを与える重要な緑として保全・管理に努めます。

## (2) 都市施設等の整備方針

### ●道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線、（都）池田揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を促進します。また、（都）大野揖斐川線を西へ、（都）池田揖斐川線を北に向けて、都市計画道路の延伸を検討します。

### ●歩行者空間

地域交流センターを中心に、周囲を散策できる健幸街道を計画し、既存道路を活用した遊歩道などの整備を推進します。

●公園・緑地

丸山井水親水公園やいびがわゆめパークなど、地域住民が身近に利用できる公園の整備、施設の充実を図ります。

また、いびがわゆめパークは、子育て・福祉統合拠点の併設を検討し、一体的な施設整備を推進します。

●河川・水辺空間

桂川は、町民が身近に自然とふれあうことができる良好な水辺空間として、自然環境の保全とともに親水空間の維持・整備を検討します。また、桂川に沿った周遊ルートを計画し、既存道路を活用した遊歩道等の整備を検討します。

(3) 都市防災の方針

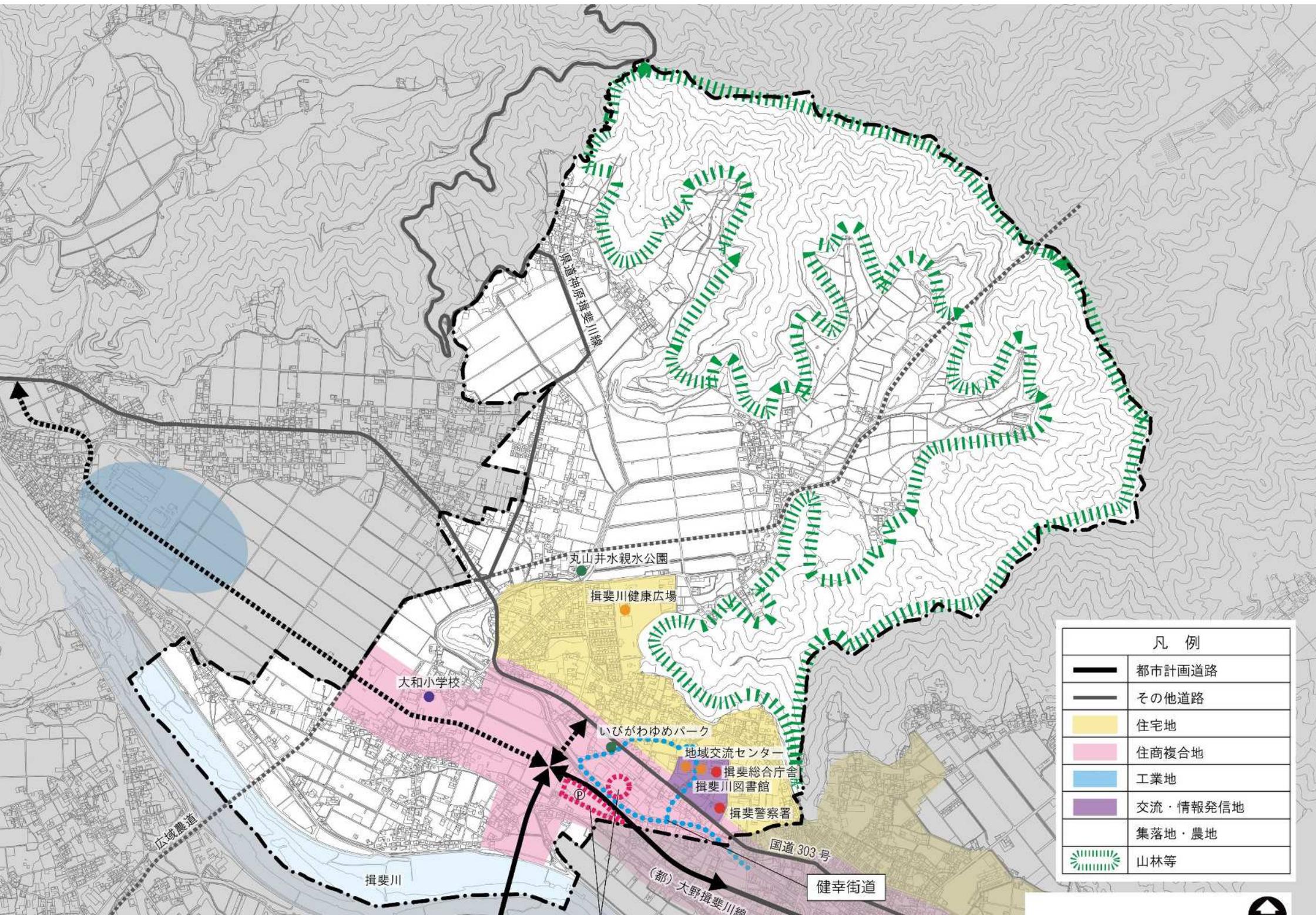
市街地における防災力を向上するため、緊急輸送道路としての都市計画道路の整備とともに、住宅の耐震化を促進します。

洪水や土砂災害などの災害時における町民の安全確保のため、避難場所や避難路の機能強化に努めます。

(4) 都市景観形成の整備の方針

山林の緑地景観や揖斐川の水辺景観は、本地域を代表する景観として保全に努めます。また、社寺境内林は身近な郷土景観として、維持・保全を図ります。





凡例

	都市計画道路
	その他道路
	住宅地
	住商複合地
	工業地
	交流・情報発信地
	集落地・農地
	山林等

国道揖斐川線

丸山井水親水公園

揖斐川健康広場

大和小学校

いびがわゆめパーク

地域交流センター

揖斐総合庁舎

揖斐川図書館

揖斐警察署

広域農道

揖斐川

国道303号

(都) 大野揖斐川線

健幸街道



### 3. 北方地域

#### 整備テーマ

#### 工業拠点としての工場等集積地の整備



#### ① 地域の概況

本地域は、国道303号沿道などに市街地、集落地が形成されています。また、大規模工場が立地しており、将来的に工業施設の集約が期待される地域でもあります。

本地域は、北部には山林が広がり、南部には揖斐川が流れ、豊かな自然に囲まれています。

地域内には、北方小学校、北和中学校、やまと・きたがた幼稚園等が立地しています。また、山林を開発してゴルフ場が整備されています。

#### ② まちづくり方針

##### (1) 工業拠点の環境整備

周辺環境に十分配慮しながら既設工場の操業環境の向上、都市基盤の整った新たな工業用地整備を推進します。

##### (2) 移動環境の充実

道路網の充実と道路機能強化等により、交通利便性の向上と交通安全の確保を図ります。

##### (3) 集落地の環境整備

住宅が密集した集落地では、居住環境の向上に資する開発行為の誘導や、自然環境・歴史環境の保全に努め、保全と整備のバランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

##### (4) 住環境の充実

市街地周辺の山林や水辺などの自然環境を保全するとともに、既存住宅地の保全と土地利用の明確化により、良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ③ 分野別整備方策

##### (1) 土地利用の方針

##### ●工業地

既存大規模工場及びその周辺では、工場等の集約を図る地域として工業系用途地域の指定を検討し、本町の工業拠点として工場等敷地の基盤整備、新たな企業誘致を目指します。

●集落地・農地

国道 303 号沿道などの既存住宅地では、地域の生活環境向上に資する開発行為の誘導や、無秩序な土地利用の抑制を図るとともに、狭あい道路の解消などによる居住環境の維持・改善を図ります。

まとまった農地は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地としての維持に努めます。

●山林等

地域北部に広がる山林は、地域にうるおいを与える重要な緑として保全・管理に努めます。

(2) 都市施設等の整備方針

●道路網

現在、本地域には都市計画道路はありませんが、町北部の観光施設や現在整備中の冠山峠道路による福井県とのアクセス及び（仮）鉄嶺トンネル整備による滋賀県とのアクセス向上を図る意味から、（都）大野揖斐川線の延伸を検討します。

(3) 都市防災の方針

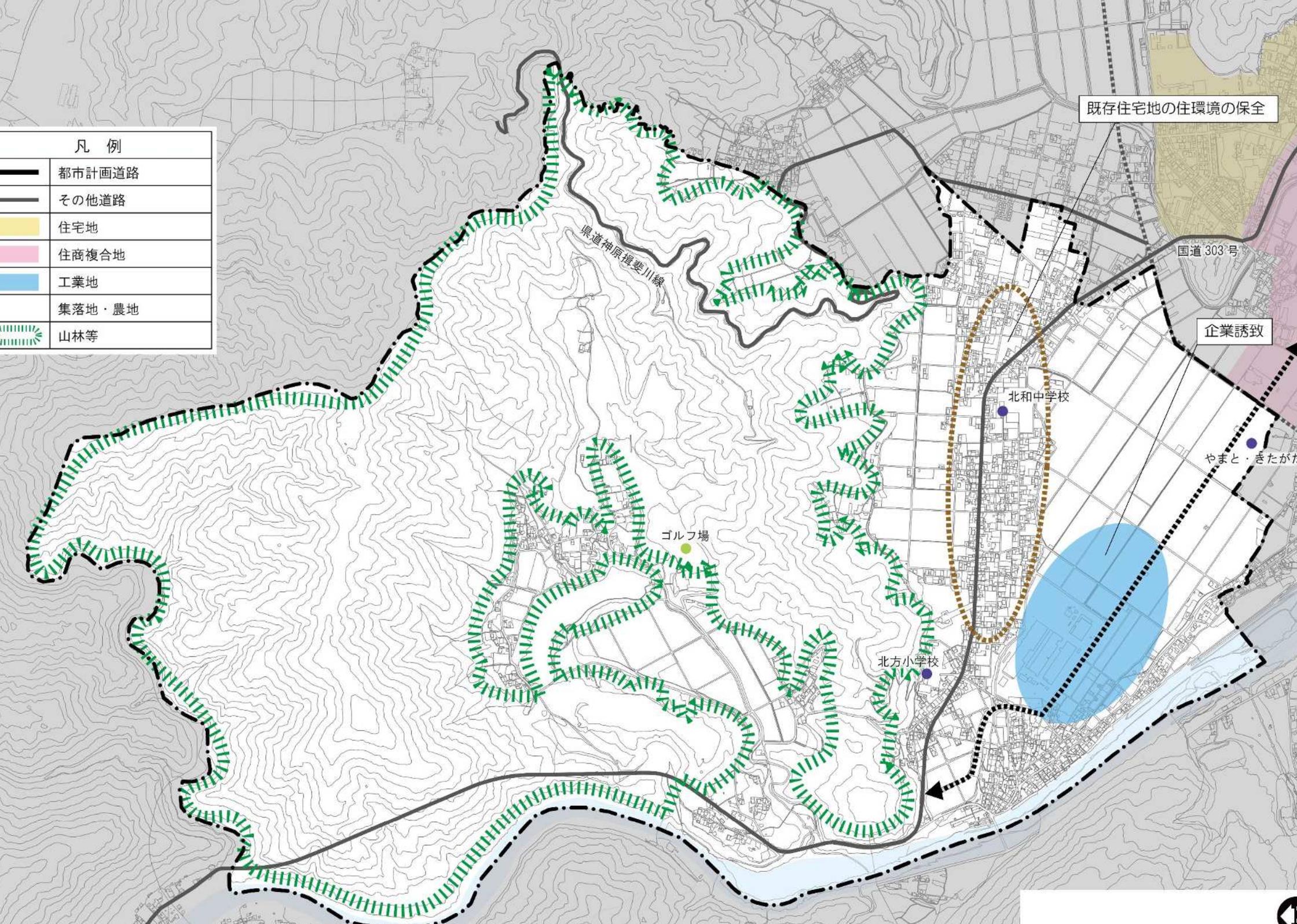
市街地における防災力を向上するため、緊急輸送道路として都市計画道路の延伸とともに、住宅の耐震化を促進します。

洪水や土砂災害などの災害時における町民の安全確保のため、避難場所や避難路の機能強化に努めます。

(4) 都市景観形成の整備の方針

山林の緑地景観や揖斐川の水辺景観は、本地域を代表する景観として保全に努めます。また、社寺境内林は身近な郷土景観として、維持・保全を図ります。

凡 例	
	都市計画道路
	その他道路
	住宅地
	住商複合地
	工業地
	集落地・農地
	山林等



既存住宅地の住環境の保全

国道 303号

企業誘致

北和中学校

ゴルフ場

北方小学校

やまと・きたがた

県道神原播磨川線



## 4. 清水地域

### 整備テーマ

#### 良好な住環境の整備



#### ① 地域の概況

本地域は、国道 303 号沿道などに市街地、集落地が形成されており、住宅用地と工業用地が混在する場所もみられます。

本地域は、北部には山林が広がり、西部から南部にかけては揖斐川が流れています。

地域内には、清水小学校、きよみず幼稚園、特別養護老人ホーム尚和園等が立地しています。

#### ② まちづくり方針

##### (1) 住宅地の環境整備

土地利用の混在や都市基盤が未整備の住宅地では、用途地域設定などを活用して住環境の改善を図るとともに、良好な住宅地整備を計画します。

##### (2) 移動環境の充実

道路網の充実と道路機能強化等により、交通利便性の向上と交通安全の確保を図ります。

##### (3) 住環境の充実

市街地周辺の山林や水辺などの自然環境を保全するとともに、既存住宅地の保全と土地利用の明確化による良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ③ 分野別整備方策

##### (1) 土地利用の方針

###### ●住商複合地

国道 303 号及び（都）大野揖斐川線の沿道は、周辺の居住環境に配慮しながら、地域住民や自動車による利用者を対象とした生活利便施設や沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

###### ●住宅地

住商複合地に隣接する住宅地は、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制を検討し、居住環境の維持・改善を図ります。また、

無秩序な開発を抑制するため、住宅地開発に合わせて都市基盤整備を進めるなど、良好な住宅環境創出への支援を行います。

●工業地

本地域南側の揖斐川沿いの区域では、新たな工業用地としての整備を検討し、住宅地に混在する工業施設の集約や新たな企業誘致を目指します。

●集落地・農地

集落地と農地が混在する場所では、集落地の居住環境の維持・改善、及び農地の維持に努めます。

●山林等

地域北部の山林は、地域にうるおいを与える重要な緑として保全・管理に努めます。

(2) 都市施設等の整備方針

●道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線、（都）三町大橋線について、関係機関と協議し、早期整備を促進します。また、地域連携軸である国道 303 号について、関係機関と連携し、適正な維持管理や歩行者の安全性向上を推進します。

●公園・緑地

住宅地内では、地域住民が身近に利用できる憩いの場の創出を検討します。

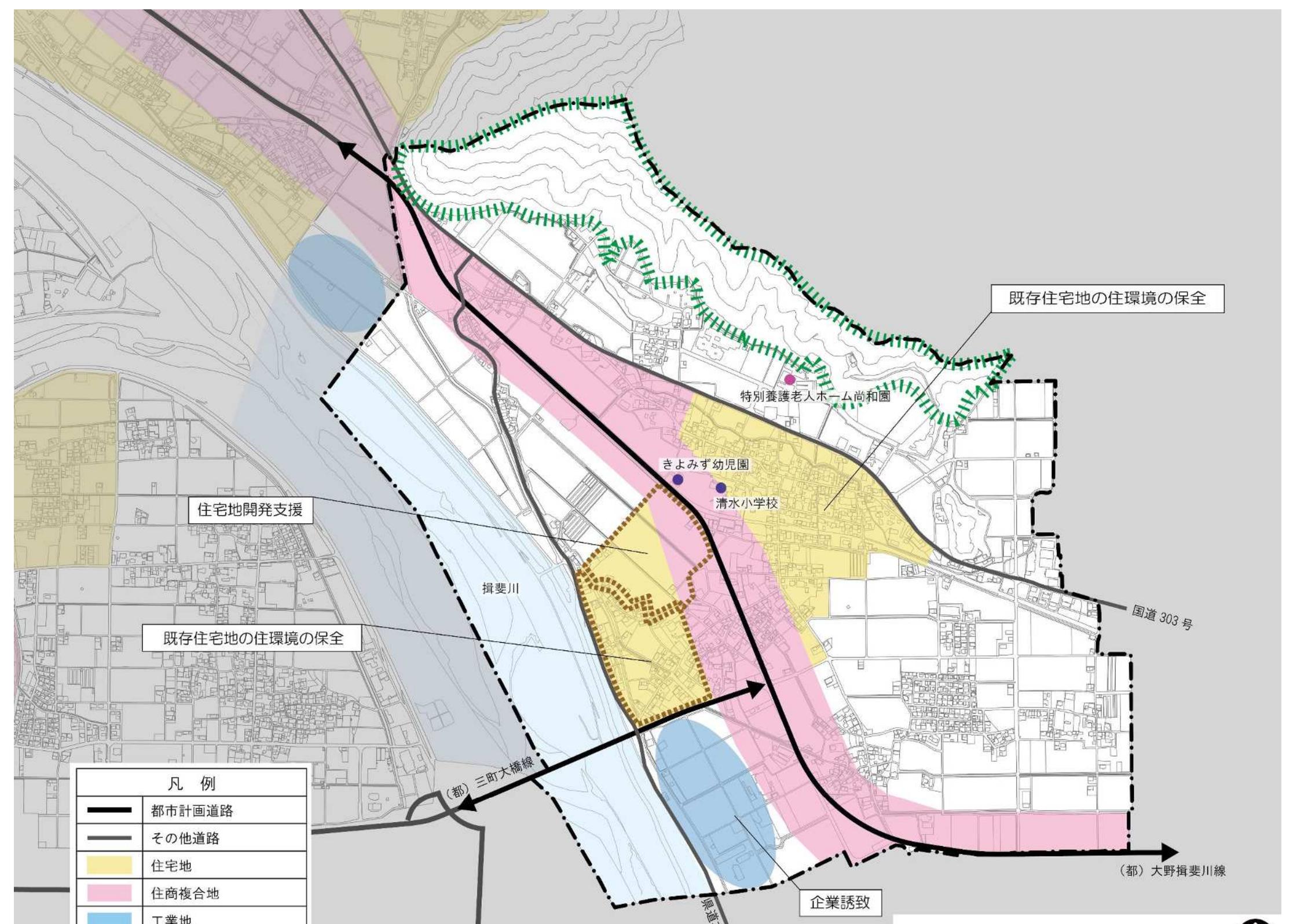
(3) 都市防災の方針

市街地における防災力を向上するため、緊急輸送道路としての都市計画道路の整備とともに、住宅の耐震化を促進します。

洪水や土砂災害などの災害時における町民の安全確保のため、避難場所や避難路の機能強化に努めます。

(4) 都市景観形成の整備の方針

山林の緑地景観や揖斐川の水辺景観は、本地域を代表する景観として保全に努めます。また、社寺境内林は身近な郷土景観として、維持・保全を図ります。



住宅地開発支援

既存住宅地の住環境の保全

既存住宅地の住環境の保全

特別養護老人ホーム尚和園

きよみず幼稚園

清水小学校

揖斐川

国道 303 号

(都) 三町大橋線

(都) 大野揖斐川線

企業誘致

凡 例	
	都市計画道路
	その他道路
	住宅地
	住商複合地
	工業地



## 5. 脛永地域

### 整備テーマ

#### 揖斐駅を中心とした市街地整備



#### ① 地域の概況

本地域は、国道417号沿道に市街地が形成されているほか、農地内に集落地が点在しています。また、養老鉄道揖斐駅が立地し、駅周辺の利便性向上、活性化が期待される地域です。

本地域は、東部に揖斐川が、北部に粕川が流れています。

#### ② まちづくり方針

##### (1) 揖斐駅周辺の環境整備

アクセス拠点としての魅力向上を図るため商業機能の充実を図るとともに、交通利便性の高い立地特性を活かした住宅地整備を推進します。

##### (2) 移動環境の充実

都市計画道路の整備促進や、国道417号の拡幅、歩道整備等の促進により、交通利便性の向上と交通安全の確保を図ります。

##### (3) 住環境の充実

市街地周辺の水辺などの自然環境を保全するとともに、公共交通の利便性を活かした計画的な市街地整備を推進し、良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ③ 分野別整備方策

##### (1) 土地利用の方針

###### ●住商複合地

国道417号の沿道は、周辺の居住環境に配慮しながら、地域住民や自動車による利用者を対象とした生活利便施設や沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

また、揖斐駅西側の区域は、養老鉄道を利用する町民や来訪者の利便性向上に資する飲食店や小売店舗を誘致し、地域の賑わいの創出、活性化を図ります。

###### ●住宅地

住商複合地に隣接する住宅地は、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制を検討し、居住環境の維持・改善を図ります。

特に、揖斐駅東側の区域は、交通利便性が高い特性を活かすため、住宅地開発支援等を実施し、居住環境の整った住宅地づくりを推進します。また、子育て世代等の定住を促進するため、様々なニーズに応じた賃貸住宅建築への支援を行います。

#### ●集落地・農地

集落地と農地が混在する場所では、集落地の居住環境の維持・改善、及び農地の維持に努めます。

### (2) 都市施設等の整備方針

#### ●道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である(都)三町大橋線、(都)池田神戸線について、関係機関と協議し、早期整備を促進します。また、国道417号について、広域交通の利便性向上、歩行者の安全確保などのため、関係機関と協議し、道路の拡幅、歩道の整備などを促進します。

#### ●公園・緑地

新たな住宅地整備と合わせて、地域住民が身近に利用できるいこいの場の創出を揖斐駅前活性化とあわせて検討します。

#### ●河川・水辺空間

粕川は、町民が身近に自然とふれあうことができる良好な水辺空間として、自然環境の保全とともに親水空間の整備を検討します。

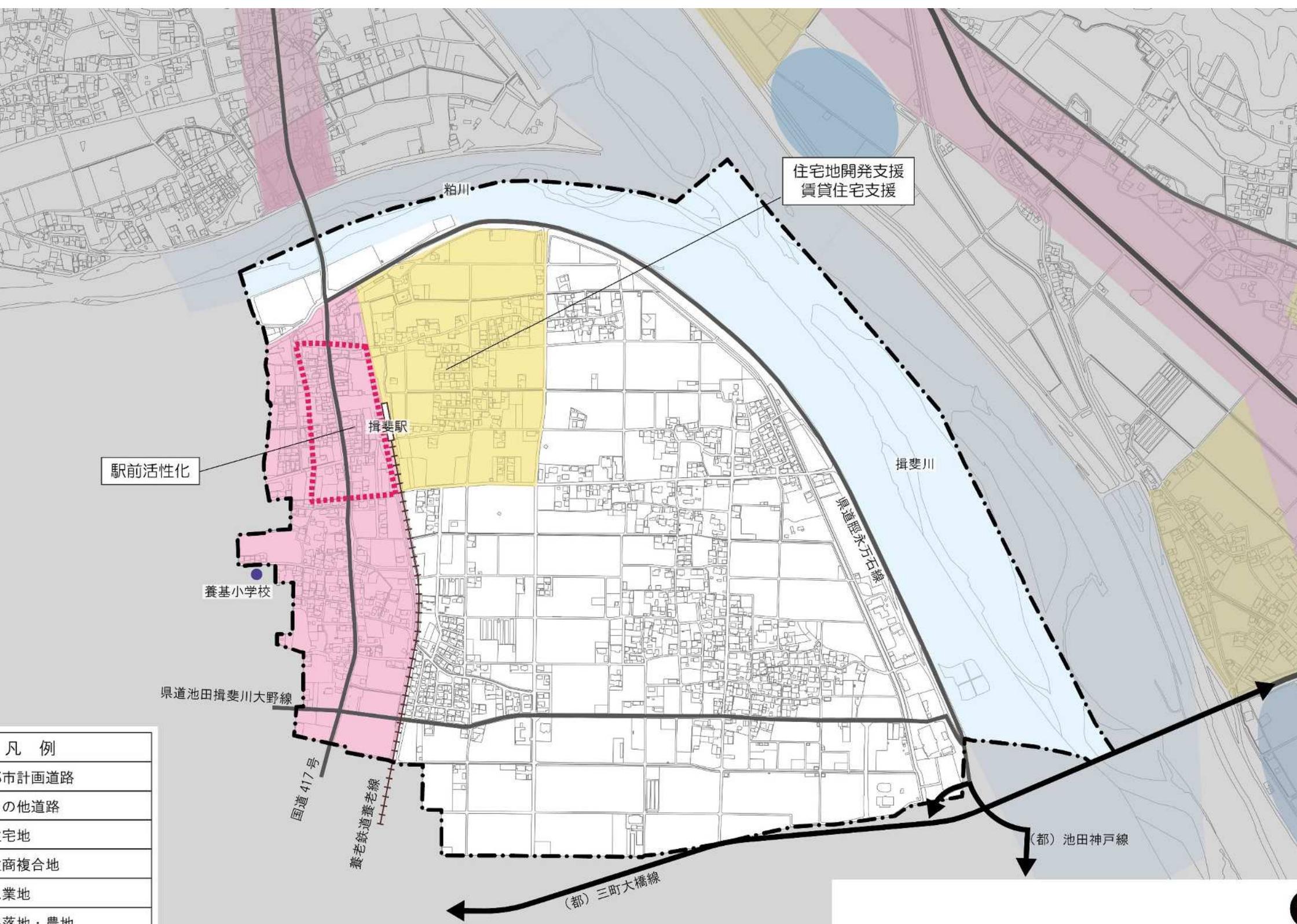
### (3) 都市防災の方針

市街地における防災力を向上するため、狭あい道路の解消とともに、住宅の耐震化を促進します。

洪水や土砂災害などの災害時における町民の安全確保のため、避難場所や避難路の機能強化に努めます。

### (4) 都市景観形成の整備の方針

揖斐川、粕川の水辺景観は、本地域を代表する景観として保全に努めます。また、社寺境内林は身近な郷土景観として、維持・保全を図ります。



駅前活性化

住宅地開発支援  
賃貸住宅支援

揖斐駅

養基小学校

県道池田揖斐川大野線

国道417号

養老鉄道養老線

揖斐川

東濃陸永万石線

(都) 池田神戸線

(都) 三町大橋線

凡例
市計画道路
その他道路
宅地
商複合地
業地
空地・農地



## 6. 小島地域

### 整備テーマ

#### 自然と共存する都市基盤整備



#### ① 地域の概況

本地域は、北部を揖斐川が、南部を粕川が流れ、両河川に挟まれた平地には農地が広がっています。

農地内には集落地が点在し、粕川沿いには工業用地が多く分布しています。

地域内には、小島小学校、揖斐川中学校、おじま幼稚園等が立地しています。

#### ② まちづくり方針

##### (1) 粕川の水辺環境整備

粕川沿いの良好な水辺空間を活用した公園や広場の整備を推進し、町民や来訪者が水辺と親しみ、憩える場の創出を図ります。

##### (2) 移動環境の充実

道路網の充実と道路機能強化等により、交通利便性の向上と交通安全の確保を図ります。

##### (3) 住環境の充実

市街地周辺の山林や水辺などの自然環境を保全するとともに、狭あい道路の解消や計画的な市街地整備を推進し、良好な住環境の維持・形成を図ります。

#### ③ 分野別整備方策

##### (1) 土地利用の方針

###### ●住商複合地

国道 417 号沿道は、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

###### ●住宅地

(都)池田揖斐川線の沿道は、(都)池田揖斐川線の整備に合わせて、居住環境に配慮した宅地開発を誘導します。また、周辺の居住環境に配慮しながら、地域住民や自動車による利用者を対象とした生活利便施設や沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

●工業地

粕川北側の既設工場一帯は、粕川の水辺環境に十分配慮しながら操業環境のさらなる向上を目指すとともに、新たな用地整備を進め、企業誘致を目指します。

●集落地・農地

まとまった農地は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地の維持に努めます。また、農地周辺の集落地では、居住環境の維持・改善に努めます。

●山林等

地域西部に広がる山林は、地域にうるおいを与える重要な緑として保全・管理に努めるとともに、町民が身近に緑とふれあう場としての活用を検討します。

(2) 都市施設等の整備方針

●道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）池田揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を促進します。また、地域連携軸である国道417号、主要地方道春日揖斐川線、一般県道藤橋池田線、一般県道市場池田線について、関係機関と協議し、道路の拡幅整備や適正な維持管理を促進します。

●公園・緑地

朝鳥公園は、緑豊かな憩いの場として今後も適正な維持管理と利用の促進に努めます。

粕川沿いにおいて、粕川オートキャンプ場の適正な維持管理、施設の充実に努めるとともに、良好な水辺環境を活かした空間整備を検討します。

●河川・水辺空間

揖斐川、粕川は、町民が身近に自然とふれあうことができる良好な水辺空間として、自然環境の保全とともに親水空間の整備を検討します。また、粕川は、ミズベリング・プロジェクトの活動の場として利用されていることから、今後も町民や来訪者のレクリエーションや水辺とふれあえる場として、環境整備を進めます。

(3) 都市防災の方針

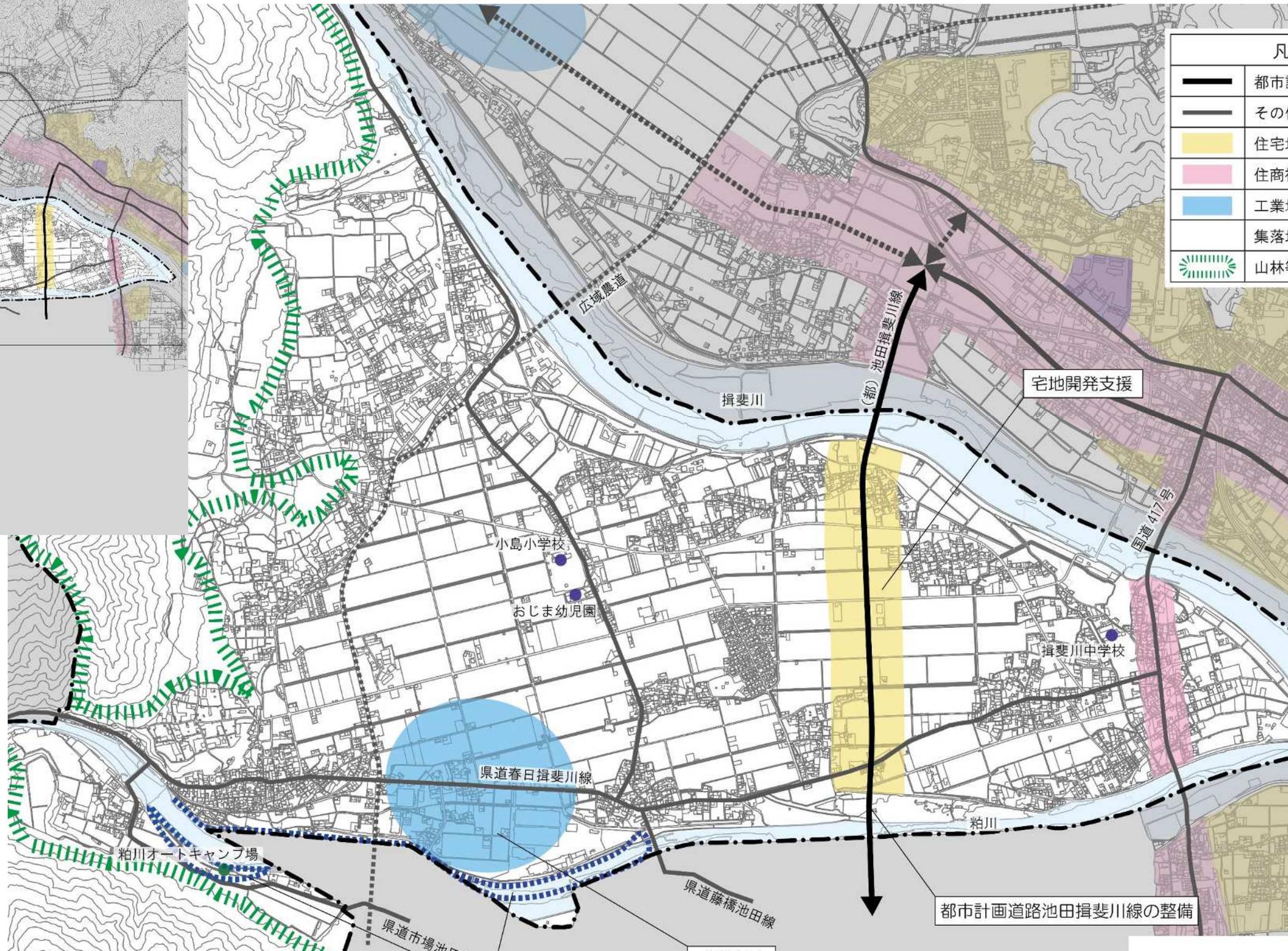
市街地における防災力を向上するため、緊急輸送道路としての都市計画道路の整備とともに、住宅の耐震化を促進します。

洪水や土砂災害などの災害時における町民の安全確保のため、避難場所や避難路の機能強化に努めます。

**(4) 都市景観形成の整備の方針**

山林の緑地景観や揖斐川、粕川の水辺景観は、本地域を代表する景観として保全に努めます。また、社寺境内林は身近な郷土景観として、維持・保全を図ります。





凡	
	都市計画道路
	その他の道路
	住宅
	住商
	工業
	集落
	山林

都市計画道路池田揖斐川線の整備



## 7. 谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域

### ① 地域の概況

本地域は、ほとんどが山林で占められ、揖斐川上流部には徳山ダム、横山ダムが整備されています。

国道 303 号は滋賀県北部と、国道 417 号は福井県東部との連絡道路であり、国道 417 号の県境付近では冠山峠道路が整備中です。冠山峠道路整備後は、福井県との交通アクセスが大幅に改善され、交通量の増加が見込まれます。

地域内には、谷汲、春日、久瀬、藤橋、坂内の各振興事務所、谷汲小学校、春日小学校、坂内小中学校、谷汲中学校等が立地しています。



### ② 地域の整備方針

#### (1) 地域拠点の整備

谷汲、春日、久瀬、藤橋、坂内の各振興事務所周辺は、合併前の各町村の中心地であった場所です。現在も、振興事務所などの公共施設や商業施設が立地し、地域の拠点となる場所であることから、公共施設等の維持、集約を図り、地域住民の生活利便性の向上に努めます。

#### (2) 山林等の保全・活用

本地域の広範囲を占める山林は、本町の重要な森林資源として、今後も適切な保全・管理に努めます。

また、森林とのふれあいや環境教育、健康づくりの場として、自然環境に十分配慮した上で、遊歩道や休憩施設等の整備を検討します。

#### (3) 河川・水辺空間の保全・活用

揖斐川の水辺環境の保全に努めるとともに、揖斐川沿いの地域やダム湖の周辺は、水辺とふれあえる場としての環境整備を推進します。

#### (4) 観光ルートのネットワーク化

本地域には、谷汲山華厳寺、天空の遊歩道、恋のつり橋、徳山ダム、夜叉ヶ池など、豊かな自然と歴史を活かした観光施設が数多く立地しています。また、大野神戸インターチェンジや冠山峠道路の開通により、町内への観光客の増加が期待されます。

そのため、物販施設、道の駅などを拠点に、町内への観光客が各観光施設などへスムーズに移動できるよう、国道 303 号、国道 417 号などの主要道路において、関係機関と協議し、道路の拡幅整備や適正な維持管理を促進します。特に、国道 303 号においては、坂内地区内に狭あいだで屈曲した区間が多いことから、(仮)鉄嶺トンネルの早期開通を促進します。

また、谷汲地域においては「歴史と自然を活かした環境拠点づくり」、春日地域においては「かすがモリモリ村を核とした観光拠点づくり」、久瀬・藤橋・坂内地域においては「北の玄関口としての観光拠点づくり」など、それぞれの地域特性を活かした環境整備とネットワーク化を推進します。

**(5) 居住環境の維持・改善**

集落地内の狭あい道路の解消や、耐震化を促進し、良好な居住環境の維持・改善を図ります。

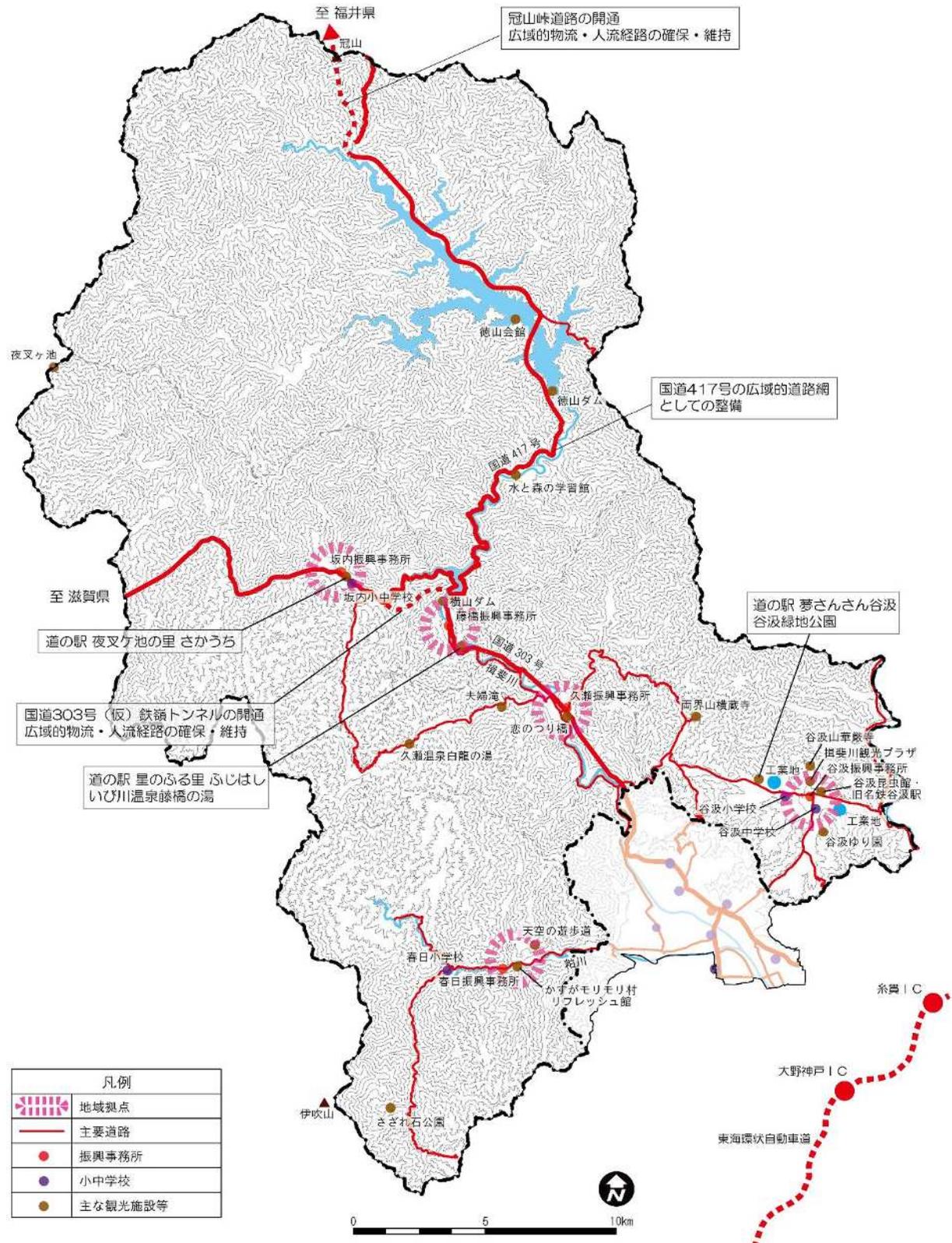
また、町内を走るバス交通については、さらなる利便性の向上に努め、高齢者等交通弱者の移動手段の確保、交通空白地域の解消を図ります。

**(6) 工業拠点の環境整備**

谷汲地域には、規模の大きな工場が立地しており、そうした既設工場の操業環境の向上を周辺環境に十分に配慮しながら図り、さらなる工業利用の促進を図ります。

# 地域整備方針図

## ～谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域～



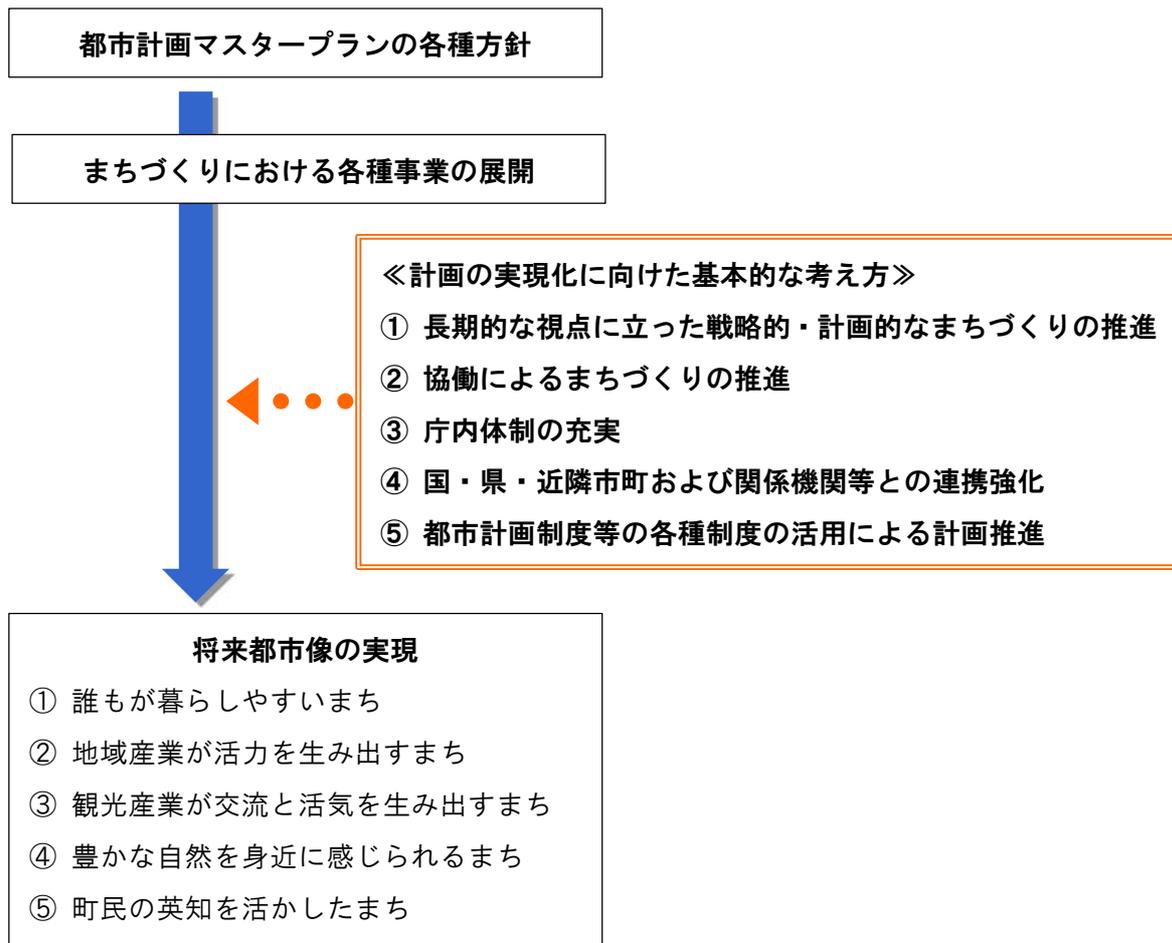
## 第3節 実現化に向けた取組・体制

### 1. 基本的な考え方

本計画は、都市計画の指針として、まちづくりの基本方針を定めたものであり、本計画を基本として、分野別計画等との調整を図りながら、まちづくりにおける各種事業を展開することで、「住民とともに進める自然の恵み・暮らしやすさ・都市活力が調和したまちづくり」を推進します。

また、本計画を推進するためには、町民、事業者、行政等が「まちの将来都市像」を共有し、その実現に向けた協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。

そのため、本計画は、以下に示す5つの基本的な考え方に基づき、多様な面で活用を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応した進行管理と必要に応じた柔軟な見直しを行うことにより、本町が目指すまちの姿を創造していきます。



## 2. まちづくりの推進体制

### ① 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進

まちづくりには、多大な費用と時間が必要であり、また、多くの町民や関係者の理解と協力が必要となります。

今後、持続的なまちづくりを推進していくためには、限られた財源と人材をいかに活用し、計画的かつ効果的に事業を推進することができるかが重要となります。

また、今後のまちづくりには、新たな施設整備や事業展開を図るだけでなく、これまで整備してきた公共施設等のストックを維持・活用し、いかに効果的な事業投資を行うかということも重要となります。

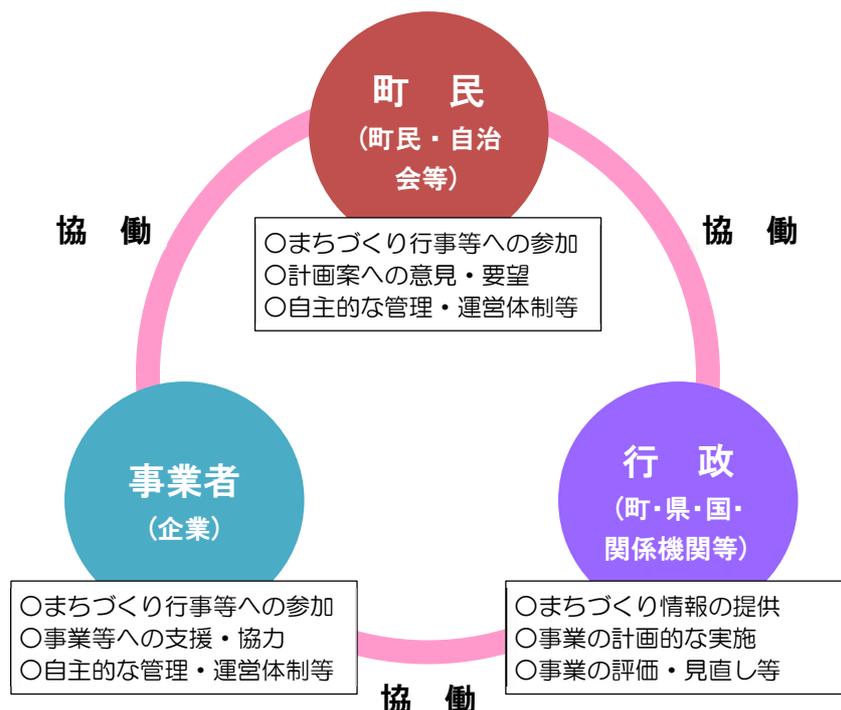
さらには、民間活力の導入等も踏まえた効果的な事業投資や、事業優先性を見極めた的確な事業施策の推進が重要です。

そのため、整備の必要性や緊急性、住民合意の形成、事業熟度等の様々な視点から検討を行い、多様な方策による財源の確保を図りつつ、長期的な視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

### ② 協働によるまちづくりの推進

町全体の将来像や地域ごとの将来像を実現していくためには、まちづくりの主体となる町民（町民・自治会等）、事業者（企業）および行政（町・県・国・関係機関等）がまちづくりの将来像や目標を共有し、適切な役割分担のもとに、密接に連携した協働のまちづくりを進めていくことが重要となります。

このため、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、住民参加の推進などの取組みを推進します。



### ③ 庁内体制の充実

#### ＜庁内体制の充実と連携の強化＞

本計画を推進していくためには、ハードとソフトが融合した総合的かつ一体的な施策等の展開が必要であり、庁内の関係各課との連携を図りながら、個々の計画や事業の調整を行いつつ、総合的な観点からまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、関係各課の協議・調整の場となる横断的な検討組織の充実を図るとともに、計画段階から事業実施段階に至るまで、より多くの町民、まちづくり団体および事業者等の意見を反映する体制づくりを推進していきます。

#### ＜庁内まちづくり人材の育成＞

本計画を推進していくためには、まちづくりについての専門的な知識と熱意ある職員の育成が重要であり、まちづくりの研修や地域での実践的なまちづくり活動を通じて、職員の専門性を高めるなど、人材育成に努めます。

### ④ 国・県・関係機関および近隣町等との連携強化

#### ＜国・県・関係機関との連携・調整＞

道路や河川等の管理者である国や県に対して、早期整備や改修等の働きかけを行っていきます。また、広域的な交通網や施設の適正配置など、広域的なまちづくりや本町所管外のまちづくりを推進していくにあたっては、本計画をもとに、関係機関等との連携・調整を図っていきます。

#### ＜揖斐三町での連携強化＞

揖斐川町、大野町、池田町は、三町で揖斐都市計画区域を構成し、広域的な視点から都市計画の立案、事業化が進められています。また、その他の分野においても、三町で広域的な取組みがなされていることから、まちづくりの分野においても定期的な情報交換の場を設けるとともに、三町連携による広域的な施策の実現に取り組みます。

### ⑤ 都市計画制度等の各種制度の活用による計画推進

#### ＜関係法令の運用＞

本計画に示した将来像を実現するために、都市計画法をはじめとする関係法令制度について、地域住民との合意形成を図りながら適切に運用していきます。

また、町民主体のまちづくりを進めるにあたり、必要に応じて都市計画法に基づく都市計画提案制度の活用に対する助言・支援や、町民との連携による地区計画の策定等について検討を行います。

都市計画法をはじめとする法制度で活用可能と考えられる主な手法を以下に整理します。

表 4-1 都市計画法等に基づく主なまちづくり手法

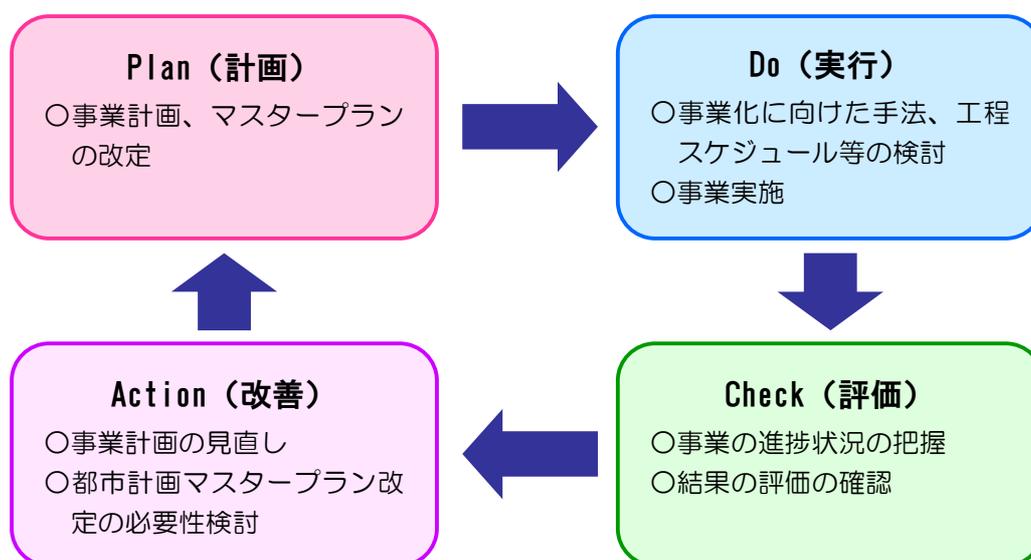
手法	説明及び適用の例
用途地域の設定、変更	用途地域等の制度を活用して、建築物等の規制・誘導を図るもの (例) ・面整備事業等が計画されている区域への用途地域の指定 ・工場や事業所を集約する区域への工業系用途地域の指定
地区計画の決定	地区や街区を単位として、安全で快適な町並みの形成や、良好な環境の保全等を目的に、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する計画を定めるもの (例) ・地区独自のきめ細かな建築制限の導入（用途地域による制限に上乗せ） ・地区内の主要区画道路の整備 ・木造密集地における火災延焼を防ぐ空地（小公園等）の確保
市街地開発事業の実施	新たな市街地を整備するための土地区画整理事業や、鉄道駅周辺等の既存市街地における市街地再開発事業を実施するもの (例) ・狭あい道路の拡幅 ・公園の整備 ・幹線道路の整備に合わせた周辺の宅地の整備 ・企業誘致の用地の確保
都市計画提案制度の活用	都市計画提案制度とは、住民等が主体となったまちづくりに関する取組みを都市計画行政に取り込んでいくため、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が一定規模（5,000 m <sup>2</sup> ）以上の一団の土地について、土地所有者等の3分の2以上の同意等、一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度 (例) ・用途地域の追加・削除の提案 ・都市計画道路または施設の追加・削除・変更の提案
建築協定、緑地協定等の締結	特定の区域内で住民や土地所有者が話し合い、全員の合意によって建築物やその敷地に制限をかけるもの（開発事業者が住宅地等の開発の際に協定を定めてから販売する場合もあり〔一人協定〕） (例) ・駅前の商業施設の開発 ・乱開発の防止 ・本通り沿いの町並み保全
景観計画、景観条例の活用	景観法に基づき、都市、農村等における良好な景観の形成を促進するための方針や、建築等の行為の制限に関する事項等を定めるもの (例) ・本通り沿いの町並み整備

## 第4節 都市計画マスタープランの進行・管理

### 1. 各事業等の進行管理と評価

本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、本都市計画マスタープランにおける各事業等の進捗状況等について、庁内関係各課や関係機関と連携・調整を行うとともに、PDCAサイクルによる計画的かつ適切な進行・管理と事業評価を実施していくことが必要です。

また、計画の進行・管理については、必要な情報を公開し、町民意見の公募などを実施することで、施策・事業展開に町民の意見を反映していく取組みが必要です。



#### Do (実行)

- 今回の都市計画マスタープランで位置づけた各種方針をもとに、継続中の事業については引き続き実施するとともに、新規で取り組むものについては、事業化に向けた具体的な手法や工程スケジュール等を検討します。

#### Check (評価)

- 事業の進捗状況を把握・整理し、その結果の評価を確認します。
- 事業の進捗状況を把握するため、事業ごとに着手の有無、今後の方針を確認するチェックシートを作成し、詳細な検証を行います。

#### Action (改善)・Plan (計画)

- 評価 (Check) の結果を踏まえて、必要に応じ事業計画を見直します。
- 改善 (Action) の段階においては、本来都市計画マスタープランの方針を見直すのではなく、方針の実現化に向けた方法を見直すものですが、方針そのものが実現困難と判断される場合には、計画 (Plan) 段階として、都市計画マスタープランの必要な部分を改定します。

## 2. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後のまちの姿を見据えた計画として策定していますが、本計画に大きな影響を及ぼすような法制度の改正や社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。

また、本計画に基づく施策・事業の実施にあたっては、国・県等の関係機関や隣接自治体のほか、地権者や民間事業者等の多様な主体との調整が必要であり、当初の想定とは異なる状況になることも考えられます。このような状況変化に対し、方針転換が求められる場合において、柔軟に本計画の必要な箇所を見直すことにより、本町の都市計画の着実な進展を図ります。



## 卷末資料



## 用語の解説

### あ行

#### ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

#### インフラ

インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園広場、上下水道、港湾、河川等といった日常生活において根本的な役割を果たす公共的な施設。

#### NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称。そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、一定の要件を満たした団体で、都道府県等からの認証を受け、法人登記を行い法人として活動しているものをNPO法人（特定非営利活動法人）という。

#### えんどう 沿道サービス

幹線道路沿道という立地条件をいかした商業・業務など、多様なサービス機能全般のこと。

#### オンデマンドバス（デマンドバス）

利用者のデマンド（需要、要求）にあわせて経路・運行時間を設定するバスの運行形態。

### か行

#### かいはつきよか 開発許可

都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。

#### かせん 河川

河川法の河川は、公共の水流及び水面で、直接一般の用に供されるものをいう。従って社会通念でいう河川の他、放水路、湖沼等も含まれる。河川法の対象となり河川管理者が置かれ各種規制が行われる河川は、重要度の高い順から一級河川、二級河川及び準用河川に区分される。

#### がっぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

#### かんせんどうろ 幹線道路

全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道・一般国道・主要地方道・一般都道府県道など。

きょう どうろ  
**狭あい道路**

---

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

きんきゅうゆ そう どうろ  
**緊急輸送道路**

---

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路。

くかく どうろ  
**区画道路**

---

都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。

けいたいきせい  
**形態規制**

---

地域ごとに建物の建て込み及び規模（建ぺい率、容積率、道路・隣地斜線、日影）などについて規制しようとするもの。

- 1) 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。
- 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。
- 3) 斜線規制：前面道路・隣地境界線からの距離により建築物の高さを制限する。
- 4) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さを制限する。

げすい どうろ  
**下水道**

---

生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道および都市下水路の3種類に分類される。

こうきょうげすい どうろ  
**公共下水道**

---

主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道で、単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。

こうたい どうろせいど  
**後退道路制度**

---

建築基準法第 42 条第 2 項に指定されている道路に接する敷地において建築などを行うときには、建物や塀などを道路の中心から 2 メートル後退させ、後退道路用地を公な道路として確保する制度。

こうつうじやくしゃ  
**交通弱者**

---

子ども、高齢者、障害者等自分で車を運転できず、移動に制約を受け、公共交通機関に頼らざるを得ない人。

## コミュニティバス

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。主に地元地方公共団体が主体的にかかわり運行される事例が多く、地域住民等の生活利便や福祉等を考慮し、運行ルートを設定している。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

## さ行

### サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。

### さほうしていち 砂防指定地

大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地または一定の行為の制限を行う土地を国土交通大臣が指定した土地。

### しがいちかいはつじぎょう 市街地開発事業

地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当。

## ジビエ

狩猟で得た自然の野生鳥獣の食肉。

### しゅうやくがたとしこうぞう 集約型都市構造

都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉える都市の考え方。コンパクトシティともいう。

### じゅんかんがたしやかい 循環型社会

製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

### しょうひんはんばいがく 商品販売額

当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

しんすいくわかん  
**親水空間**

水と親しむことを主目的とした場所。

しんすいそうていくいき  
**浸水想定区域**

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。浸水した場合に想定される水深等を地図上に示した洪水ハザードマップを作成し、住民への周知が図られている。

**スマートシティ**

都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

せいそうひんしゅっかがくとう  
**製造品出荷額等**

製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。

せいたいけい  
**生態系**

自然界のある地域に住むすべての生物群集と、それらの生活に関与する水、大気、光等の環境要因との関係を一体的に捉えたもの。

**た行**

たいしんきじゅん  
**耐震基準**

地震によって崩壊しないよう設定されている建築物の強度の基準で、建築基準法で定められたもの。1981 年の建築基準法改正により見直しがなされ、新しい基準は新耐震基準、それ以前の基準は旧耐震基準と呼ばれている。

ちくけいかく  
**地区計画**

都市計画法に定められた制度のひとつで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ちょうこうれいしゃかい  
**超高齢社会**

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21%を超える社会。高齢化率が 7%を超えたときに高齢化社会、14%を超えたときに高齢社会と分類している。

ていたんそしゃかい  
**低炭素社会**

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

### とくていかんきょうほ ぜんこうきょうげすいどう 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。

### とくていようとせいげんちいき 特定用途制限地域

都市計画法第8条に規定する「地域地区」のひとつであり、用途地域の定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成を行うために、あるいは良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めることができる制度。

### としけいかくくいき 都市計画区域

都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。

### としけいかくくいき 都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

### としけいかくこうえん 都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。

### としけいかくどうろ 都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画法に基づく「都市計画決定」による道路のことであり、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に4種類に区分される。

### としゃさいがいきけいかくくいき 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

### としゃさいがいとくべつけいかくくいき 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

とちくかくせいりじぎょう  
**土地区画整理事業**

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。

**な行**

のうぎょうしゅうらくはいすい  
**農業集落排水**

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設。

のうぎょうしんこうちいき  
**農業振興地域**

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。

のうようちくいき  
**農用地区域**

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。

**は行**

か  
**バリアフリー化**

障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。

**PDCA（ピー・ディー・シー・エー）  
サイクル**

計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。

**ま行**

**ミズベリング・プロジェクト**

ミズベリングとは、「水辺+リング（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」というように、水辺に新たな意味を合わせた造語。ミズベリング・プロジェクトは、「かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を創造していく」プロジェクト。

みっしゅうしがいち  
**密集市街地**

道路などの基盤整備が行われないまま、建築物が高密度に立ち並んでいる市街地。

## や行

### ゆうりょうのうち 優良農地

集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地。

## ユニバーサルデザイン

バリアフリーをさらに進めて、障害のある人を特別に対象とするのではなく、改善または特殊化された設計なしで、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザイン。

### よううちいき 用途地域

都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。都市計画決定権者は市町村であり、都道府県はその決定に対して同意を行う。